

令和 7 年度～令和 11 年度

第 3 次匝瑳市地域福祉計画

及び地域福祉活動計画

(素案)

令和 7 年 3 月

匝 璃 市

匝瑳市社会福祉協議会

市長あいさつ

市長写真

会長あいさつ

会長写真

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画の背景	1
第2節 地域福祉とは	2
第3節 計画の位置づけ	5
第4節 計画の期間	8
第5節 計画の策定体制	9
第2章 匝瑳市の福祉を取り巻く状況	11
第1節 匝瑳市の概況	11
第2節 地域福祉の現状	15
第3節 アンケート調査結果の概要	22
第4節 ヒアリング結果の概要	38
第5節 本市の現状からみる主な課題	39
第3章 計画の基本的な考え方	40
第1節 計画の基本理念	40
第2節 計画の基本方針	41
第3節 計画の基本目標	42
第4節 施策体系	43
第4章 施策展開	44
基本目標1 多様なニーズに応じた情報提供のできるまち	44
基本目標2 福祉活動が活発で参加しやすいまち	48
基本目標3 誰にとっても暮らしやすいまち	60
基本目標4 地域に根差した活動のできるまち	62
基本目標5 誰もが安心して暮らせるまち	64
第5章 成年後見制度利用促進計画	68
第1節 計画の策定にあたって	68
第2節 計画の位置付け	68
第3節 成年後見制度を取り巻く現状	70
第4節 計画の基本方針	72
第5節 施策展開	73
第6章 再犯防止推進計画	74
第1節 計画策定にあたって	74
第2節 計画の位置付け	74
第3節 再犯防止を取り巻く現状	75
第4節 計画の基本方針	77
第5節 施策展開	78

第7章 計画の推進	79
第1節 計画の進行管理	79
第2節 推進体制の確保	80
資料編	81
1 匝瑳市地域福祉計画協議会規則	81
2 協議会委員名簿	82
3 匝瑳市地域福祉計画検討委員会規則	83
4 議事経過	84
5 用語解説	85

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画の背景

近年、少子高齢化や人口減少が加速する中、個人の価値観やライフスタイルの多様化や、地域における人間関係の希薄化など、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。

地域からの孤立、高齢者や子どもに対する虐待、80代の親が50代の子どもの生活を支える「8050問題」、生活困窮など、地域住民一人ひとりの福祉ニーズは多様化・複雑化し、これまでの福祉制度や公的サービスでは十分に対応できない状態となっています。

そのような中、国は、行政の制度・分野ごとの縦割りや、地域福祉の「支え手」「受け手」という従来の関係を超えて、誰もが「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、地域住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」を目指す方向性を示しています。

これを受け、社会福祉法は平成29年、令和2年にそれぞれ改正され、第6条第2項には、国や地方公共団体など、多様な主体が連携して進めていく地域福祉推進の公的責任が明記されるなど、市町村の包括的な支援体制を構築するための基本的な指針が定められました。市町村地域福祉計画は、福祉分野の上位計画として位置づけ、高齢者、障がい者、子ども・子育てといった各福祉分野が共通して取り組むべき事項を盛り込み、一体的に策定・推進することが求められています。

地域福祉の役割は、誰もが住み慣れた地域で、お互いに支え合い助け合うことにより、一人ひとりの個性を活かし、地域の一員として生活することができる社会をつくることです。

そのためには、市民・福祉団体・事業者・社会福祉協議会・行政がそれぞれの役割の中で、「自助」「互助」「共助」「公助」を重層的に組み合わせた「地域ぐるみの福祉」を推進することが必要です。

また近年は、地震や洪水など自然災害の発生や、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、地域住民同士のつながりの大切さが再認識されており、地域コミュニティや世代間交流を重視する意識が高まるなど、お互いに力を合わせる関係をつくっていくことが求められます。

匝瑳市（以下「本市」という。）では、住民同士の絆や支え合い・助け合いの精神のもとで、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの実現をめざし、平成26年11月に「匝瑳市地域福祉計画及び地域福祉活動計画（以下「第1次計画」という。）」、令和2年3月に「第2次匝瑳市地域福祉計画及び地域福祉活動計画」（以下「第2次計画」という。）を策定し、地域福祉の推進のために様々な取組を実践してきました。

この度、第2次計画の期間が終了したことから、これまでの取組を見直すとともに、国・県の動向を踏まえ、今後ますます多様化が見込まれる福祉課題に対し、適切に対応していくため、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする「第3次匝瑳市地域福祉計画及び地域福祉活動計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

第2節 地域福祉とは

1 地域福祉の考え方

地域福祉は、福祉活動を通じて、誰もが自分らしく、安心して自立した生活を送ることができる地域社会を築いていくための、行政や事業者、地域住民の“つながり”を深め、お互いに“支え合う”仕組みを構築していくことを目的としています。

しかし、近年は、日本全体で地域コミュニティの問題が指摘され、特に地縁によるコミュニティ形成やその維持が困難な状況になっており、従来型の地域社会の希薄化が進んでいます。

さらに、生活上の問題を解決し、日常生活における自立を支援するためには、行政による福祉サービスだけでなく、地域住民同士で支え合うことが欠かせません。

そのような中で地域福祉の推進を図るためにには、住民自身が「地域福祉の課題を解決していく力をつけていくことが住民主体の地域福祉につながる」という「地域の福祉力」を培い、主体形成の考え方を根底に据える必要があります。

2 「地域」の捉え方

「地域」は、固定的・限定的なものではなく、活動の取組内容やサービスの内容などによって、様々な枠組みが考えられます。

本計画での「地域」は、「課題を共有し、その課題に取り組む共通認識を持ち、具体的な行動を起こしやすい範囲」と捉えます。

その中で、目的を持ってつくられたボランティアやサロンといった活動を、自助・互助・共助・公助の概念のもと、地域間で連携、共有し、広がりを持てるよう協働で取り組むことが大切です。

図表－1 「地域」のイメージ



3 地域福祉の主体

地域福祉の推進のためには、本市にある人的・社会的資源を効果的に結び付け、信頼と協調による支え合いを基本とする体制の構築が重要となります。

そうした関係性を地域社会で展開していくためには、以下の2点を意識的な課題とし、人ととの関係を重視した地域福祉の本来の在り方の方向性を示していく必要があります。

(1) 主体性の確保

地域福祉の推進において、その主体は市民であり、市は市民の「意思決定への参加」、「（地域）社会連帯への参加」、さらにそういった「参加の支援」をしていくことが重要となります。

本計画の策定にあたっては、計画策定や実践過程及び地域協働への主体的な参加の促進を図る中で、地域住民の多様性に配慮した地域福祉に取り組む必要があります。

(2) 地域性の確保

本計画における地域福祉の対象は、「匝瑳市全域」の地域社会です。

一方で、本計画が地域や住民の多様性に配慮した計画であるためには、匝瑳市全域という大枠での地域福祉を検討するだけでなく、「それぞれの地域」（小学校区や地区社会福祉協議会等の地区）の存在を、地域福祉推進の中で明確に位置づけることが重要となります。

それぞれの地域は、地域住民の主体性が発揮される実践の場であり、町内会・自治会（以下「区会」という。）や地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）等による主体的な取組が推進される場であるとともに、地域それ自体が主体性を持つ場合もあります。

そのため、本計画の策定にあたっては、匝瑳市全域の地域福祉の推進をめざすとともに、このような地域性（地域の主体性）に配慮した地域福祉を促進する必要があります。

4 地域福祉における役割

本計画の推進に当たっては、市民をはじめとして、地域を構成するさまざまな主体と市・社会福祉協議会（以下、「社協」という。）が連携していくことが必要です。

本計画は、市民が住み慣れた地域で支え合い、助け合いながら安全で安心して暮らせる地域づくりを行うため、地域住民をはじめ、地域、福祉団体・事業者、匝瑳市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）、市がそれぞれの役割分担のもとに、本計画を推進します。

主体	役割
市民 (個人・家族)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民は、地域の課題に関心を持ち、地域をはじめ、市や市社協の活動・行事等に参加するとともに、意見や要望等を発信し、福祉活動に積極的に参画します。 ○ また、地域社会の一員として、協力する、理解する気持ちを持って、互いを認め、思いやり、人のつながりを持ち続けます。
地域 (区会等、 隣近所)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域は、個人や家庭を見守り、個々の市民だけでは解決することが難しい問題を発見・解決し、住みやすい地域社会をつくるため、調整役として、市が把握しにくい福祉ニーズを集約するとともに、市が対応できない部分を補うことで、地域の福祉環境を整備します。 ○ また、近年の社会的孤立、家庭内の虐待等の深刻な問題や、子どもの見守り、一人暮らし高齢者や障がい者等が抱える課題に対しても、最も身近な拠り所となれるよう活動します。
福祉団体・ 福祉事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉団体は、地域との積極的な交流に努め、広く市民の参加を得られるよう活動に取り組み、市民や地域が実践する地域福祉の推進を支えます。 ○ また、福祉事業者は、利用者一人ひとりにあったサービスを提供するとともに、施設入所者も地域で暮らす市民であることから、入所者が主体的に地域と交流し、活動へ参画できるよう図ります。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉協議会は、社会福祉法において、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置付けられており、本市においても、地域福祉推進の中心的な団体と位置付けます。 ○ 社会福祉協議会は、行政が法制度に基づいてサービスを提供するのに対し、福祉の手助けが必要でありながら「制度と制度の隙間」や「小さなニーズ」であるがゆえに行政からのサービス提供が難しいニーズに対し、サービスを実施します。 ○ また、行政と社会福祉協議会は福祉の両輪として、行政は社会福祉協議会が実施している活動を積極的に支援し、社会福祉協議会は地域のリーダー役としても地域住民や関係団体等との連携を深めながら活動を推進します。
行政（市）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市は、市民ニーズを的確に捉え、効率的・効果的な公共サービスを実現するために、本市の現状を踏まえた行政計画を策定し、施策の効果、負担のあり方についても検討し、公平・平等の原則に基づき必要なサービスを計画的に提供します。 ○ また、市民協働で地域福祉に取り組むため、これまで本市に築かれた豊かな福祉資源である市民、地域、福祉団体・事業者、社会福祉協議会と調整・連携しながら、地域福祉推進の調整役として円滑な活動をサポートします。

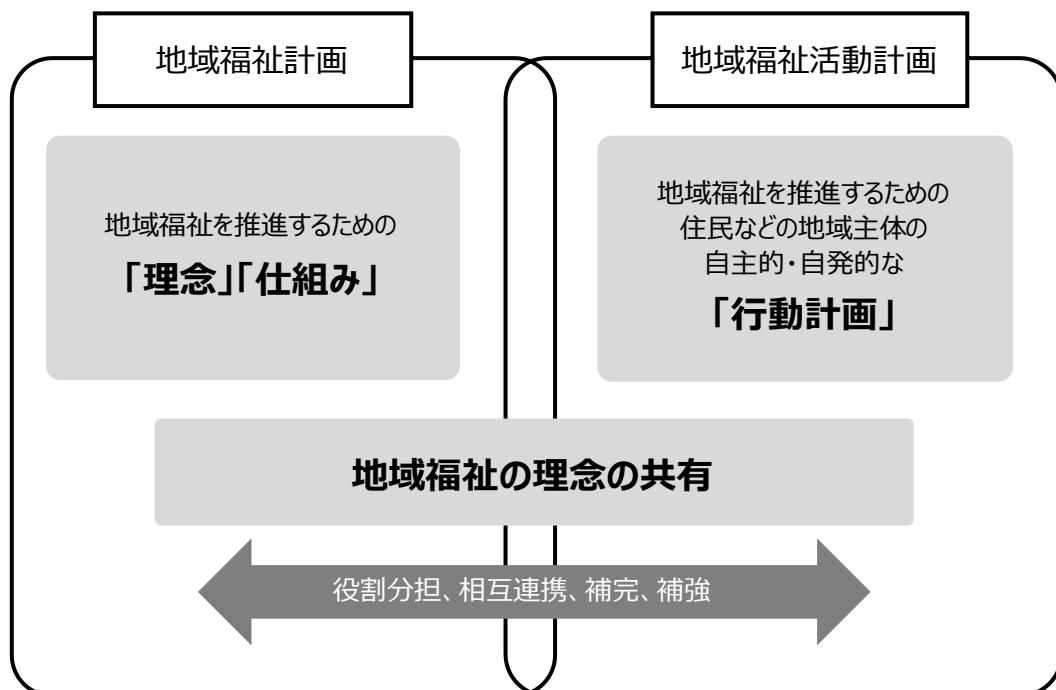
第3節 計画の位置づけ

1 計画の法的根拠と役割

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げ、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携し、補完・補強しながら、地域福祉を進展させていくものとなります。

本市においては、理念・仕組みづくりである「匝瑳市地域福祉計画」と、それらを実現するための行動計画である「匝瑳市地域福祉活動計画」を一体的に策定しました。

図表－2 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係



(1) 地域福祉計画

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものであり、地域の助け合いによるまちづくりを推進するため、地域福祉を推進する上で基本的な方向性・理念を明らかにする計画となります。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

(2) 地域福祉活動計画

「地域福祉活動計画」とは、社会福祉法第 109 条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、本市では、市社協が上記の理念や仕組みを具体的に実行するための計画となります。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 本市における地域福祉の方向性

令和 2 年度から令和 13 年度までを計画期間とする「第 2 次匝瑳市総合計画」では、本市がめざす将来都市像である「海・みどり・ひとがはぐくむ 活力あるまち 匝瑳市～匝（めぐ）り集う人々と瑳（あさ）やかな自然のあるふるさと～」の実現に向けた施策を推進するにあたり、地域福祉の推進について、次のように記載しています。

民生委員・児童委員、地域包括支援センターと社会福祉協議会をはじめとした関係機関等と連携し、地域福祉を推進するためのネットワークの強化を図るとともに、地域福祉を支えるボランティア等の人材の確保・育成を推進します。

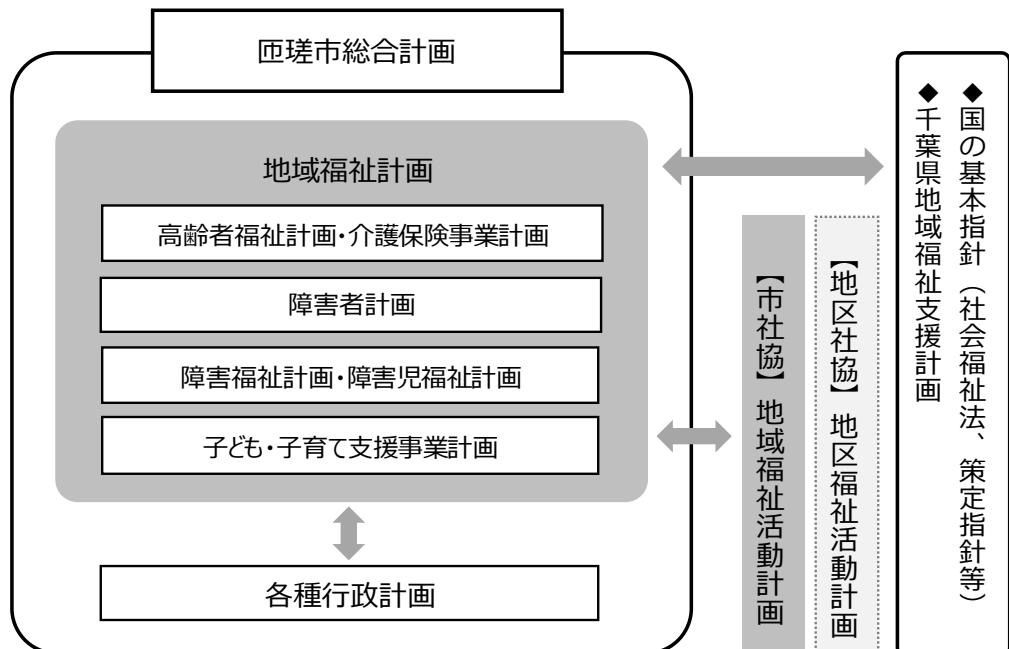
また、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、様々な人々が交流できる機会及び福祉教育の充実を図り、地域全体で支え合う意識の醸成と相互理解の促進に取り組みます。

3 他の計画等との関連

本計画は福祉に関する総合的な計画として、関連する分野別計画との連携を図りつつ、地域福祉の視点から横断的に施策の推進を図り、包括的な支援体制の構築をめざします。

また、社会福祉法第108条に基づき、市町村の地域福祉の推進を支援し、計画の達成に資するため策定された「千葉県地域福祉支援計画」との整合を図ります。

図表－3 他計画等との関連



4 地域共生社会の実現に向けて

地域共生社会とは、制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が自分のこととして参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。

地域共生社会の実現に向けては、地域の力を強め、その持続可能性を高めていくことが必要であり、地域が直面する課題を共有し、他計画等の取組と地域福祉を推進する取組を結びつけながら、地域づくりやそのための仕組みづくりなどを推進することが求められます。

また、その過程で、高齢者や障がい者への支援、子ども・子育て支援など、各分野で制度的な対応を着実に進めるとともに、各分野の制度の狭間にある福祉課題・生活課題を解決していくことが求められます。

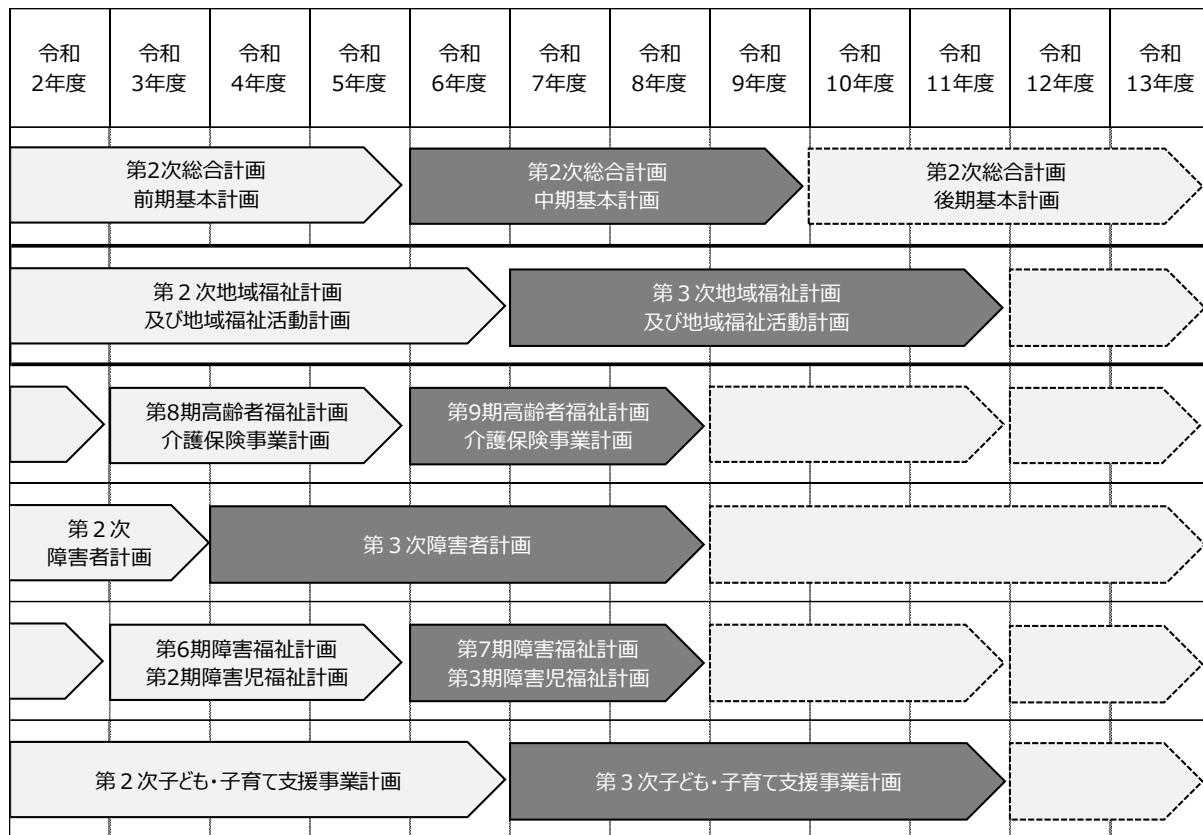
そのため、本計画は、地域共生社会の実現をめざすための推進計画として位置づけ、取組を推進します。

第4節 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

ただし、課題や取組の成果等を踏まえ、他の関連する計画との整合を図りながら、必要に応じて見直しを検討するものとします。

図表－4 計画の期間



第5節 計画の策定体制

1 匝瑳市地域福祉計画協議会による検討

総合的な地域福祉の推進を目的に設置された協議会において、全●回にわたって審議していただき、御意見をいただきました。

協議会は、学識経験者や福祉及び保健団体関係者、福祉事業所関係者、地域で活動している市民の方など●名で構成されています。

なお、地域福祉活動計画協議会を同時開催することで、計画の一体的策定を行いました。

2 庁内検討委員会による検討

計画内容を実務的に検討するため、庁内における検討組織として、庁内検討委員会を設置しました。委員会は、関係各課長で構成し、全●回にわたって庁内検討を行いました。

3 アンケート調査の実施

市民の福祉に対する考え方、地域活動への参加状況などの実態を把握するとともに、意見や提言を広く把握し、計画策定に反映していくことを目的として、アンケート調査を実施しました。

■調査概要

対象者	18歳以上の市民から1,000人を住民基本台帳より、層化無作為抽出
実施時期	令和6年6月14日～令和6年7月5日
配布・回収方法	郵送による発送・回収

■調査結果

有効回収数	281件
有効回収率	28.1%

4 ヒアリング調査の実施

日頃、地域の福祉活動に協力いただいている市民の皆様より、地域福祉に関する様々なご意見や地域の状況についてお伺いし、本計画をより地域に根差した計画とするため、地区社会福祉協議会や福祉行政に携わる関係機関・団体を対象とした書面ヒアリング調査を実施しました。

■実施概要

分野	団体名等
子育て支援	1 吉田保育所
	2 栄保育園
	3 つどいの広場
	4 須賀保育園
障がい者福祉	5 匝瑳市基幹相談支援センター（聖マーガレットホーム）
	6 社会福祉法人野栄福祉会しおさいホーム
	7 社会福祉法人八光聰八日市場学園
高齢者福祉	8 特別養護老人ホーム松丘園
	9 特別養護老人ホーム太陽の家
	10 人形劇ボランティアサークル「おはなしやさん」
	11 中核地域生活支援センター海匝ネットワーク
地区社会福祉協議会（7 地区）	

設問内容
<input type="radio"/> 活動内容、社会福祉への取組
<input type="radio"/> 活動する上での困りごと
<input type="radio"/> 市、社協が取り組むべきこと
<input type="radio"/> 市の福祉の現状への考え方
<input type="radio"/> 課題解決に必要なこと
<input type="radio"/> その他自由意見

5 パブリックコメントの実施

より多くの市民の意見を反映させるため、令和7年●月●日から令和7年●月●日までパブリックコメントを実施しました。

第2章 匝瑳市の福祉を取り巻く状況

第1節 匝瑳市の概況

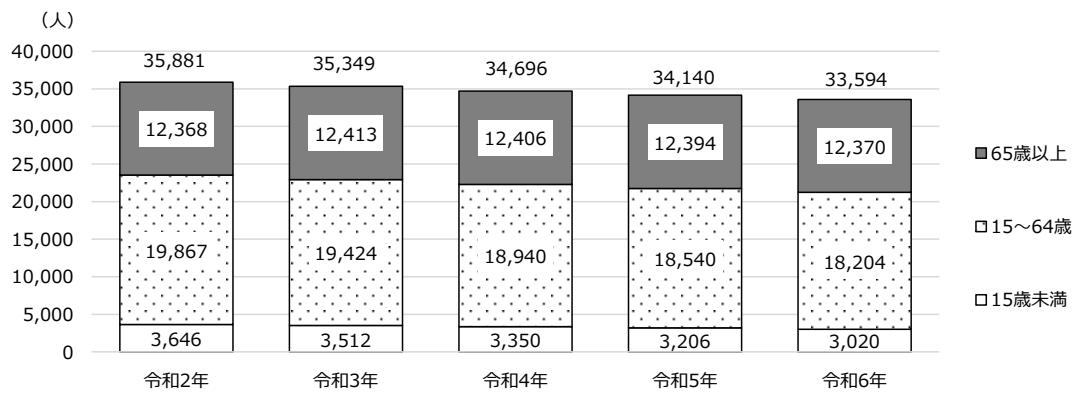
1 総人口及び世帯の状況

(1) 総人口と年齢3区分人口

総人口は、令和6年3月31日現在で、33,594人となっています。令和2年からの5年間の推移をみると、年々減少しており、5年間で2,287人の減少となっています。

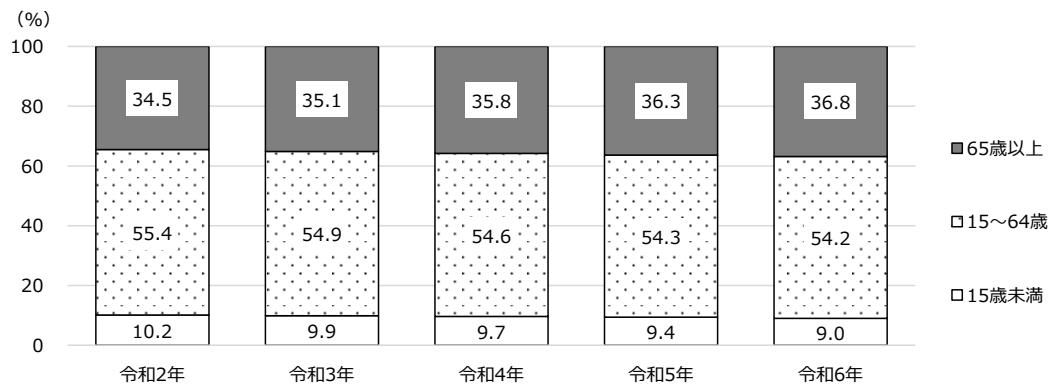
年齢3区分でみると、高齢化率（65歳以上の人口割合）が上昇し、市民のおよそ3～4人に1人が65歳以上となっています。一方で、15歳未満の人口は減少傾向になっていることから、少子高齢化が進んでいることが分かります。

図表－5 総人口及び年齢3区分人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

図表－6 年齢3区分人口構成比の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

※構成比等の比率については、小数第2位を四捨五入し、小数第1位までを示しています。そのため、その合計値が100.0%にならない場合があります。

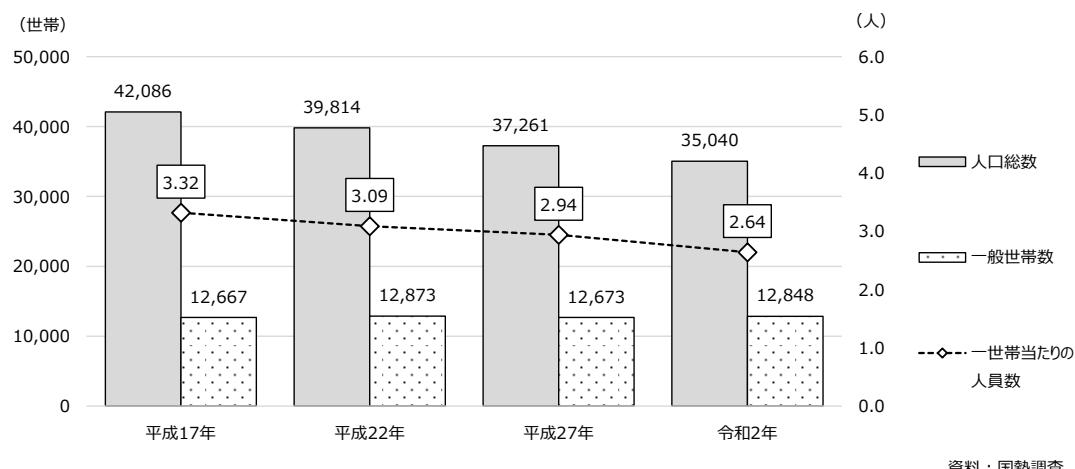
(2) 一般世帯数と世帯構成

一般世帯数は、12,000世帯後半を横ばいで推移しており、令和2年は12,848世帯となっています。

一方、人口総数が減少していることから、1世帯あたり人員数は減少し、令和6年には2.64人となっており、核家族化が進んでいることが分かります。

世帯構成をみると、核家族世帯及び単独世帯が増加しており、核家族世帯においては夫婦のみとひとり親（父親と子ども及び母親と子ども）の世帯が増加しています。

図表－7 一般世帯数と世帯構成員の推移



資料：国勢調査

図表－8 一般世帯における世帯構成の推移

(単位：世帯、%)

	平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
親族のみの世帯	10,423	82.3%	10,180	79.3%	9,754	77.0%	9,414	73.3%
核家族世帯	6,367	50.3%	6,611	51.5%	6,680	52.7%	6,916	53.8%
夫婦のみ	2,029	16.0%	2,184	17.0%	2,278	18.0%	2,424	18.9%
夫婦と子ども	3,167	25.0%	3,146	24.5%	3,074	24.3%	3,091	24.1%
父親と子ども	207	1.6%	231	1.8%	242	1.9%	267	2.1%
母親と子ども	964	7.6%	1,050	8.2%	1,086	8.6%	1,134	8.8%
非親族を含む世帯	44	0.3%	118	0.9%	103	0.8%	120	0.9%
単独世帯	2,200	17.4%	2,546	19.8%	2,813	22.2%	3,314	25.8%
総数	12,667	100.0%	12,844	100.0%	12,670	100.0%	12,848	100.0%

資料：国勢調査

2 地区別の人口及び世帯の状況

(1) 地区別の人口と年齢3区分人口

地区別人口は、中央地区が5,395人で最も多く、吉田地区が875人で最も少なくなっています。令和2年と比較すると、すべての地区で総人口・15歳未満人口割合が減少しているのに対して、すべての地区で65歳以上の高齢者人口割合は増加しており、少子高齢化が進んでいることが分かります。

65歳以上の高齢者人口の割合が最も高いのは匝瑳地区で44.7%、次いで豊和地区・飯高地区が44.6%、吉田地区で44.2%となるなど、12地区中5地区が40%、すべての地区が30%を超える状況です。

一方、15歳未満の年少人口割合は、飯高地区が3.4%で最も少なく、中央地区、匝瑳地区、豊和地区、吉田地区、共興地区、平和地区、野田地区、栄地区を加えた9地区が1割を下回っています。

図表－9 地区別の人口及び年齢3区分人口構成比の推移

(単位：人、%)

	令和2年			令和6年				
	総人口	人口構成比			総人口 (令和2年比)	人口構成比		
		15歳未満	15～64歳	65歳以上		15歳未満 (令和2年比)	15～64歳 (令和2年比)	65歳以上 (令和2年比)
中央地区	5,661	10.2%	51.6%	38.2%	5,395 (▲266)	9.0% (▲1.2)	52.1% (+0.5)	38.9% (+0.7)
豊栄地区	3,789	11.8%	61.8%	26.4%	3,691 (▲98)	11.2% (▲0.6)	58.4% (▲3.4)	30.4% (+4.0)
須賀地区	3,173	10.5%	57.1%	32.4%	3,045 (▲128)	10.0% (▲0.4)	55.0% (▲2.1)	34.9% (+2.5)
匝瑳地区	1,293	7.6%	51.0%	41.4%	1,170 (▲123)	6.8% (▲0.8)	48.5% (▲2.5)	44.7% (+3.3)
豊和地区	1,690	8.4%	51.7%	39.9%	1,507 (▲183)	6.9% (▲1.5)	48.5% (▲3.2)	44.6% (+4.7)
吉田地区	1,000	9.8%	48.8%	41.4%	875 (▲125)	7.4% (▲2.4)	48.3% (▲0.5)	44.2% (+2.8)
飯高地区	1,080	4.9%	55.5%	39.6%	938 (▲142)	3.4% (▲1.5)	52.0% (▲3.4)	44.6% (+4.9)
共興地区	2,256	8.8%	53.3%	37.9%	2,022 (▲234)	8.0% (▲0.9)	51.3% (▲2.0)	40.7% (+2.8)
平和地区	3,808	12.0%	56.3%	31.7%	3,593 (▲215)	9.8% (▲2.2)	55.9% (▲0.4)	34.3% (+2.6)
椿海地区	3,969	12.5%	57.7%	29.8%	3,820 (▲149)	11.3% (▲1.2)	57.7% (▲0.0)	31.0% (+1.2)
野田地区	4,864	9.4%	55.2%	35.4%	4,503 (▲361)	8.2% (▲1.3)	53.9% (▲1.3)	38.0% (+2.6)
栄地区	3,298	8.8%	56.0%	35.2%	3,035 (▲263)	7.4% (▲1.4)	55.2% (▲0.8)	37.5% (+2.3)

資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

(2) 地区別の世帯数と世帯構成

地区別の世帯数は、中央地区が2,532世帯で最も多く、吉田地区が385世帯で最も少なくなっています。令和2年と比較すると、7地区で増加し、5地区で減少しています。

1世帯あたり人員数は、共興地区が2.44人で最も多く、飯高地区が1.97人で最も少なくなっています。令和2年と比較すると、すべての地区で減少しています。

図表－10 地区別の世帯数と世帯構成員の推移

(単位：世帯、人)

	令和2年			令和6年				
	世帯数	世帯構成員	1世帯あたり人員数	世帯数		世帯構成員		1世帯あたり人員数
				(令和2年比)	(令和2年比)	(令和2年比)	(令和2年比)	
中央地区	2,468	5,661	2.29	2,532	(+64)	5,395	(▲266)	2.13 (▲0.16)
豊栄地区	1,649	3,789	2.30	1,703	(+54)	3,691	(▲98)	2.17 (▲0.13)
須賀地区	1,263	3,173	2.51	1,307	(+44)	3,045	(▲128)	2.33 (▲0.18)
匝瑳地区	512	1,293	2.53	501	(▲11)	1,170	(▲123)	2.34 (▲0.19)
豊和地区	651	1,690	2.60	637	(▲14)	1,507	(▲183)	2.37 (▲0.23)
吉田地区	402	1,000	2.49	385	(▲17)	875	(▲125)	2.27 (▲0.21)
飯高地区	488	1,080	2.21	477	(▲11)	938	(▲142)	1.97 (▲0.25)
共興地区	853	2,256	2.64	829	(▲24)	2,022	(▲234)	2.44 (▲0.21)
平和地区	1,506	3,808	2.53	1,530	(+24)	3,593	(▲215)	2.35 (▲0.18)
椿海地区	1,584	3,969	2.51	1,637	(+53)	3,820	(▲149)	2.33 (▲0.17)
野田地区	1,941	4,864	2.51	1,992	(+51)	4,503	(▲361)	2.26 (▲0.25)
栄地区	1,325	3,298	2.49	1,379	(+54)	3,035	(▲263)	2.20 (▲0.29)

資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

第2節 地域福祉の現状

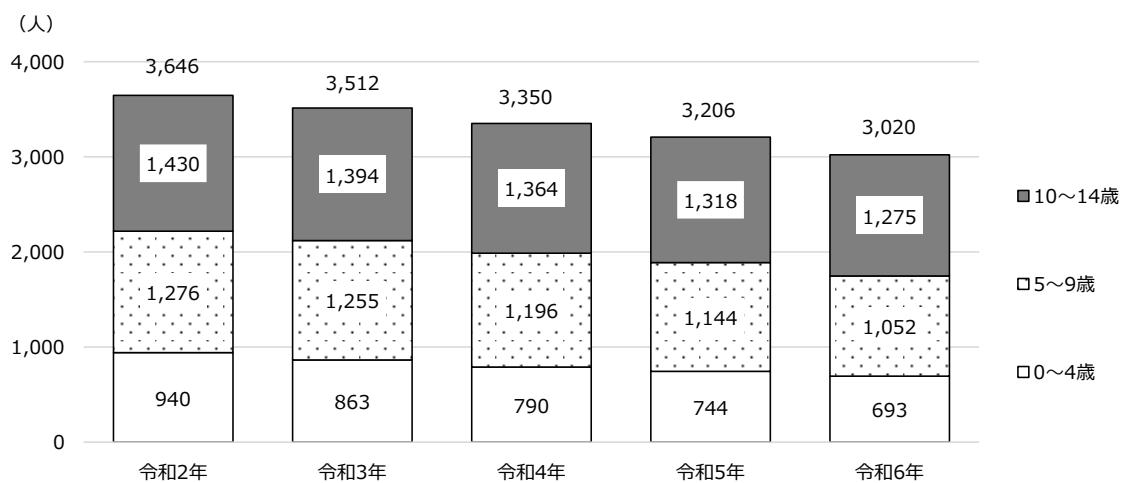
1 子どもの状況

15歳未満の年少人口は減少傾向にあります。加えて、出生数も年々減少しており、令和3年には150人を下回り、令和6年には104人となっています。

年齢区分別にみると、0～4歳の割合が最も少なくなっています。

また、死亡数が出生数を上回っていることから、自然増減においてはマイナスとなっており、少子化による人口減少が示されています。

図表－1 1 子どもの年齢区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

図表－1 2 出生数と自然動態の推移

(単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
出生	153	143	135	141	104
男児	90	76	68	69	58
女児	63	67	67	72	46
死亡	560	575	573	576	584
自然増減	▲ 407	▲ 432	▲ 438	▲ 435	▲ 480

資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

2 障がい者の状況

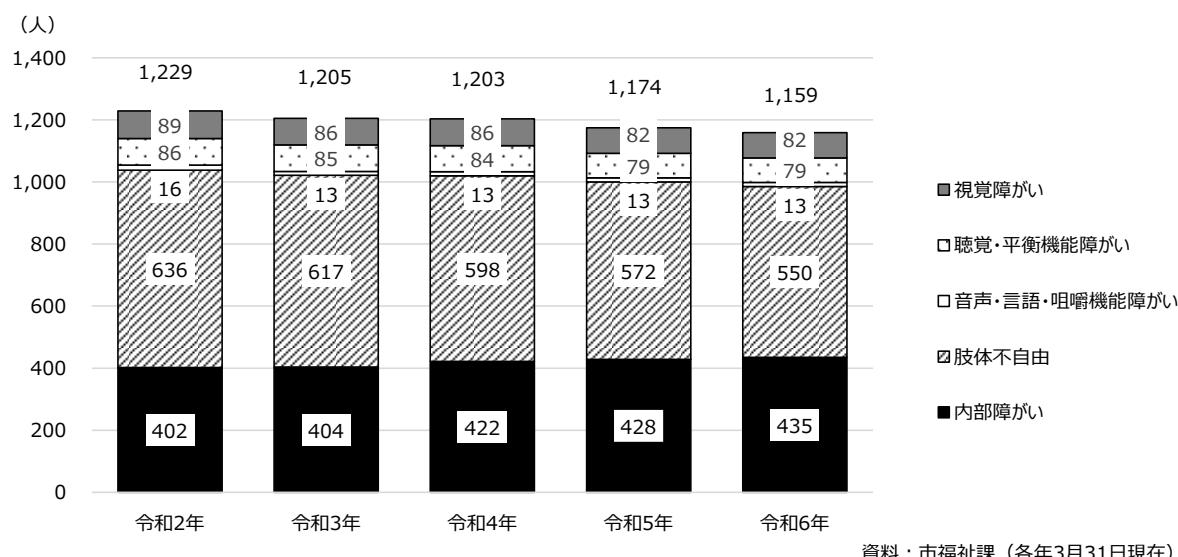
(1) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者は、年々減少しており、令和6年には1,159人となっていますが、人口割合でみると、3割半ばを横ばいで推移しています。

障がいの種類別にみると、肢体不自由が過半数を占め、最も多く、次いで、内部障がいが3割～4割で推移しています。

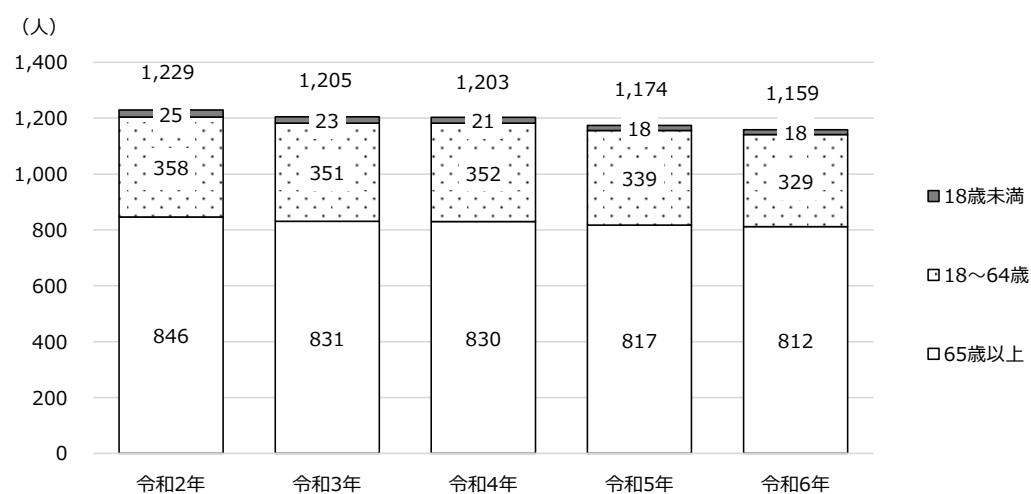
年齢別にみると、65歳以上が7割程度を占めています。

図表－1 3 身体障害者手帳所持者（障がいの種類別）の推移



資料：市福祉課（各年3月31日現在）

図表－1 4 身体障害者手帳所持者（年齢別）の推移



資料：市福祉課（各年3月31日現在）

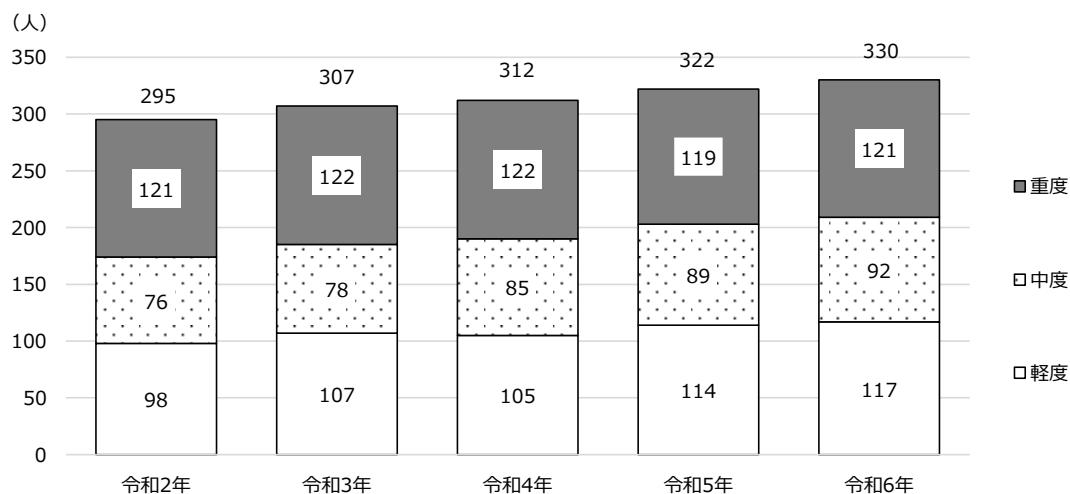
(2) 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者は、年々増加しており、令和6年には330人となっています。

障がいの程度でみると、重度が最も多く、近年は120人前後で推移しています。中度は最も少ないものの、年々増加している状況です。

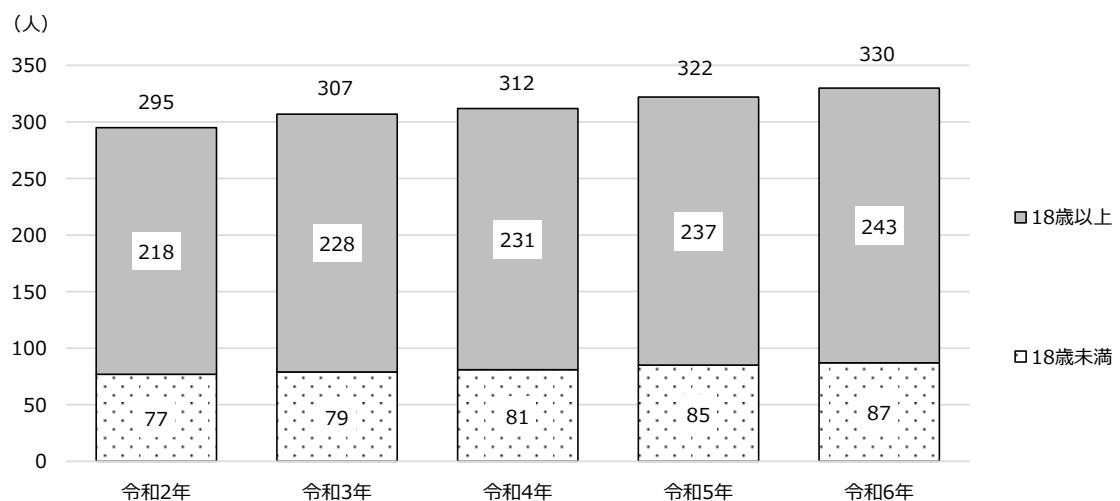
年齢別でみると、18歳以上が7割強を占めています。

図表－15 療育手帳所持者数（障がいの程度別）の推移



資料：市福祉課（各年3月31日現在）

図表－16 療育手帳所持者数（年齢別）の推移



資料：市福祉課（各年3月31日現在）

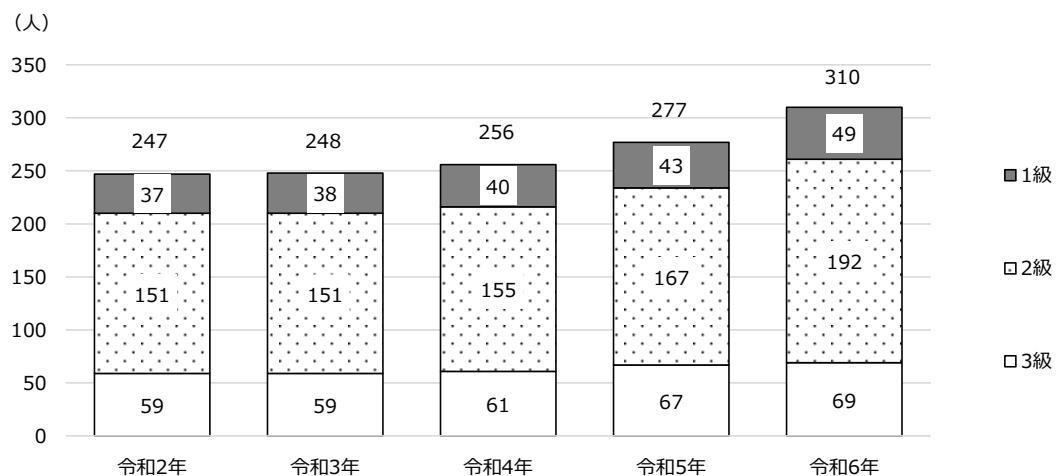
(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者等の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者は、年々増加しており、令和6年には310人となっています。

等級別にみると、いずれの等級においても年々増加しており、2級が最も多く6割強を占めています。

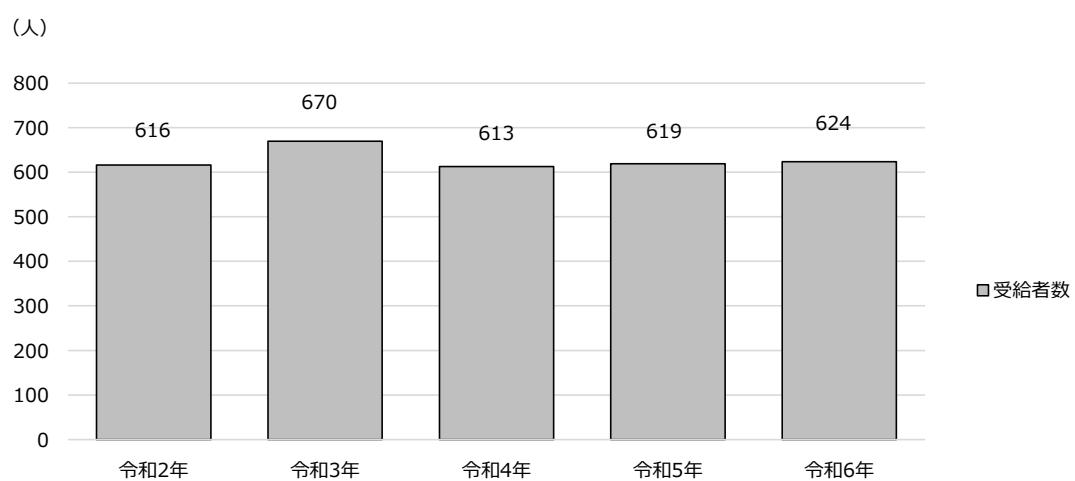
自立支援医療（精神通院医療）受給者数は令和3年に大幅に増加し、令和4年に減少に転じたものの、以降は増加傾向で、令和6年には624人となっています。

図表－17 精神障害者保健福祉手帳所持者数（障がいの程度別）の推移



資料：市福祉課（各年3月31日現在）

図表－18 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移



資料：海匝健康福祉センター事業年報

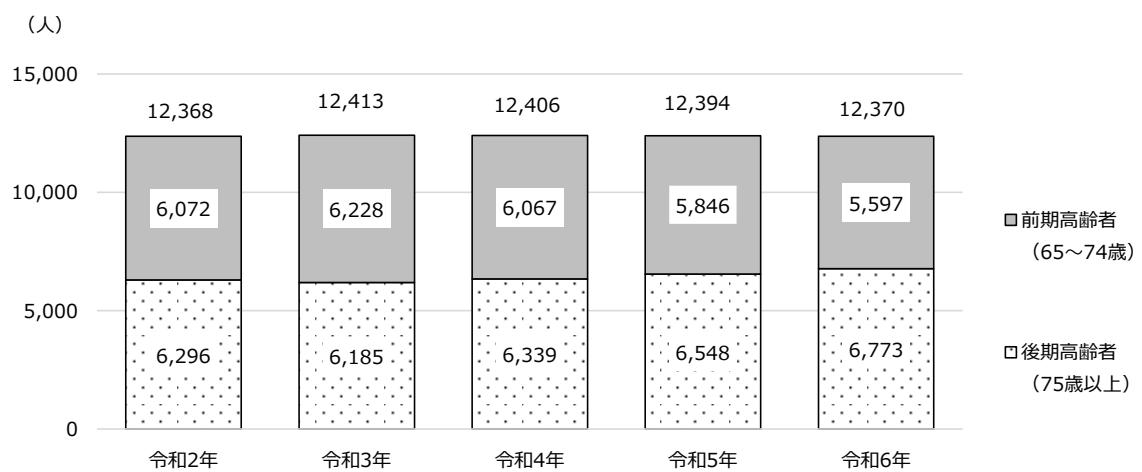
3 高齢者の状況

(1) 高齢者数の推移

高齢者数は、令和3年以降は減少傾向にあり、令和6年には12,370人となっています。

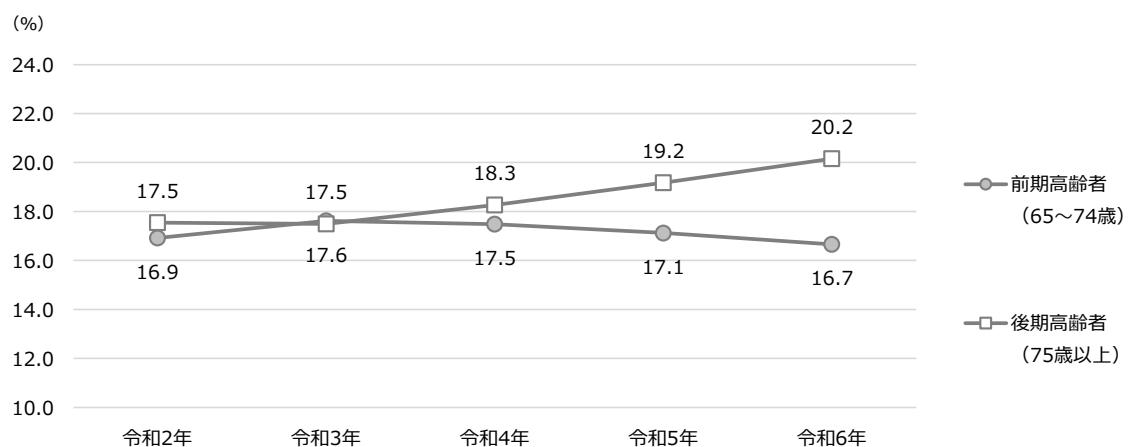
前期・後期の2区分でみると、令和3年以降、65歳～74歳の前期高齢者は減少傾向、75歳以上の後期高齢者は増加傾向が続いており、総人口に占める後期高齢者の割合も年々大きくなっています。

図表－19 高齢者数の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

図表－20 前期高齢化率と後期高齢化率の推移



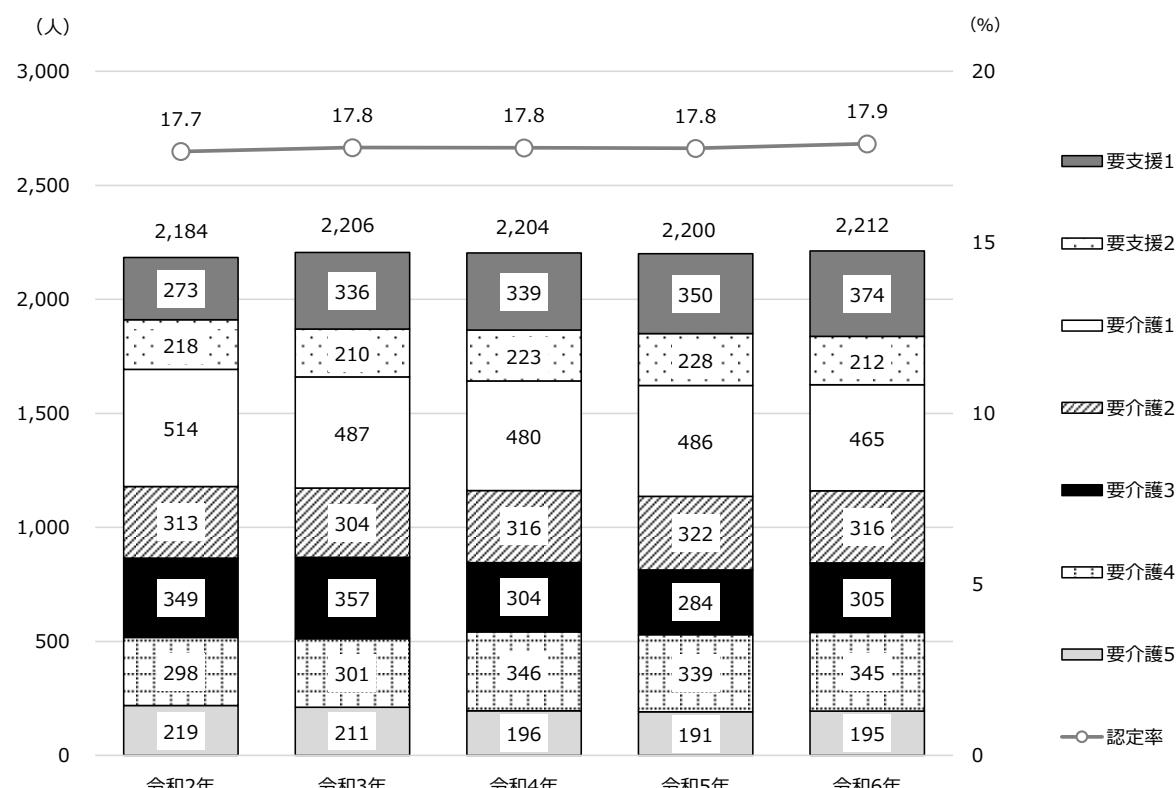
資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

(2) 要介護（要支援）認定者の状況

要介護（要支援）認定者は、横ばいで推移しており、令和6年には2,212人となっています。

認定率も認定者の数に伴い横ばいで推移が続いており、令和6年は17.9%となっています。

図表－2 1 要介護（要支援）認定者の状況

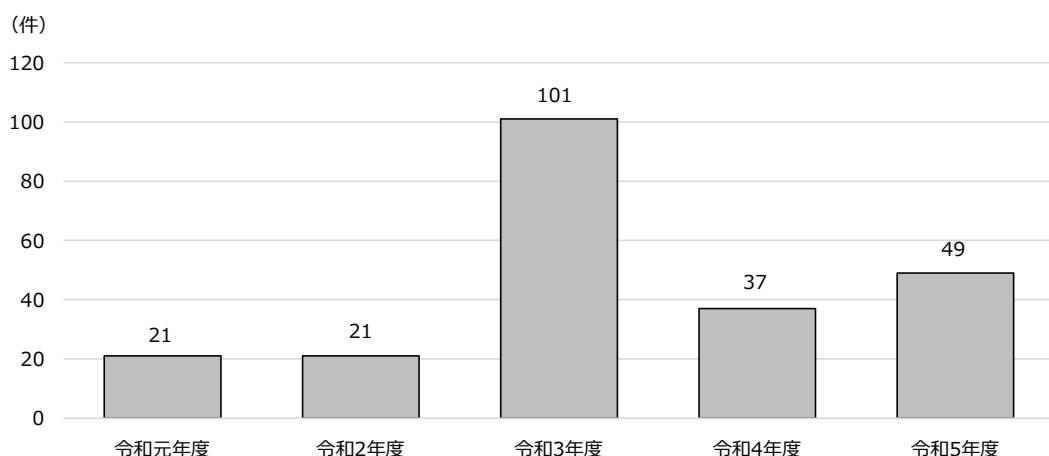


資料：介護保険事業状況報告（各年3月31日現在）

4 生活困窮の状況

市社協による生活困窮者自立支援事業（匠塙市委託事業）における相談件数をみると、令和3年度はコロナ禍の影響が大きく、101件と大幅に増加しています。令和4年には37件に減少したものの、令和2年度以前と比較すると、相談件数は増加している傾向がみられます。

図表－2 2 相談件数の推移



資料：市社会福祉協議会（各年度末現在）

5 ボランティアの状況

ボランティアの状況をみると、個人登録者数はコロナ禍の影響で令和3年度に8件と大きく減少し、令和5年度では6人となっています。

登録団体数は令和5年度に24団体となっており、団体人員数は443人となっています。

図表－2 3 ボランティア登録者数の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
個人登録者数	60	59	8	5	6
団体人員数	490	437	453	414	443
登録団体数	26	23	23	23	24

資料：市社会福祉協議会（各年度末現在）

第3節 アンケート調査結果の概要

本調査は、市民の福祉に対する考え方、地域活動への参加状況などの実態を把握するとともに、意見や提言を広く把握し、計画策定に反映していくことを目的として実施しました。

■調査期間

令和6年6月14日（金）～令和6年7月5日（金）

■調査対象

対象者	対象者数
18歳以上の市民	1,000人

■回収結果

配布・回収方法	有効回収数	有効回収率
郵送による配布・回収	281件	28.1%

■アンケート調査結果の概要を見るにあたっての注意点

- 図表名の【SA】は、単数回答の質問であること、【MA】は、複数回答可の質問であることを表しています。
- 図表中の「n」とは、その設問の回答者数を表しています。
- 調査結果の比率は、設問の回答者数を基準として、小数第2位を四捨五入し、小数第1位までを示しています。そのため、その合計値が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答の設問の場合、回答比率の合計は100.0%を超える場合があります。
- 図表中「無回答」とあるものは、回答が示されていない、又は回答の判別が困難なものです。
- 図表中または本文中の「前回調査」は、平成30年度に実施した第2次計画策定時の調査結果です。

【前回調査概要】

・調査期間：平成30年12月17日（月）～平成31年1月7日（月）

・調査対象：18歳以上の市民2,000人

・回収結果：有効回収数715件、有効回収率35.8%（郵送による配布・回収）

- 前回調査との比較にあたり、選択肢の表現の簡略化等により質問形式が異なる設問については、参考値としています。

1 福祉について

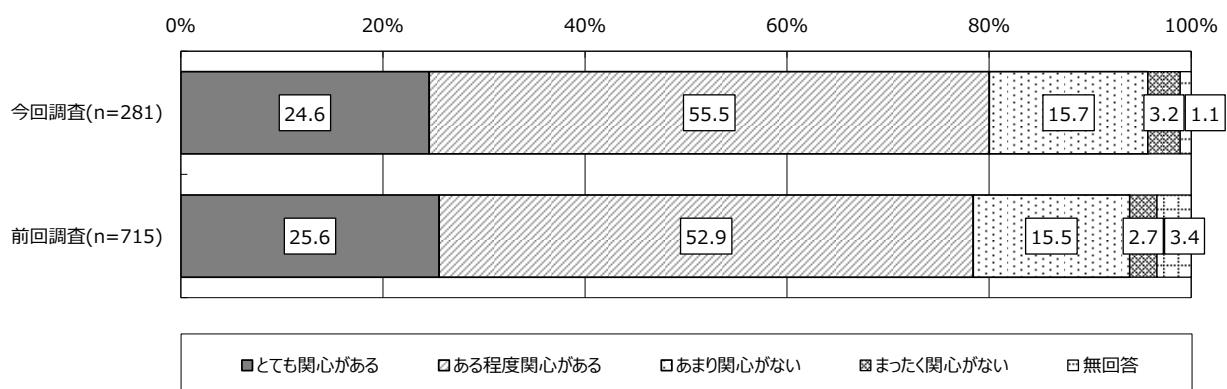
(1) 福祉への関心

福祉への関心について、「とても関心がある」が 24.6%、「ある程度関心がある」が 55.5%で、全体の 80.1%（前回調査 78.5%）が福祉への関心を持っています。

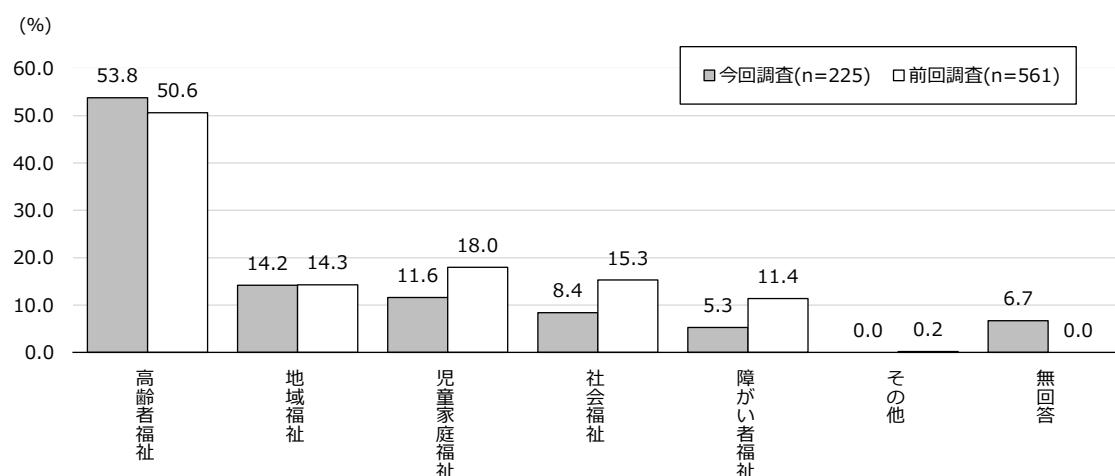
関心のある福祉の分野は「高齢者福祉」が 53.8%と最も多く、次いで、「地域福祉」（14.2%）、「児童家庭福祉」（11.6%）、「社会福祉」（8.4%）、「障がい者福祉」（5.3%）の順となっています。

前回調査と比較すると、「高齢者福祉」は増加したもの、全体として減少傾向がみられます。

図表－24 福祉への関心【SA】



図表－25 関心のある分野【MA】

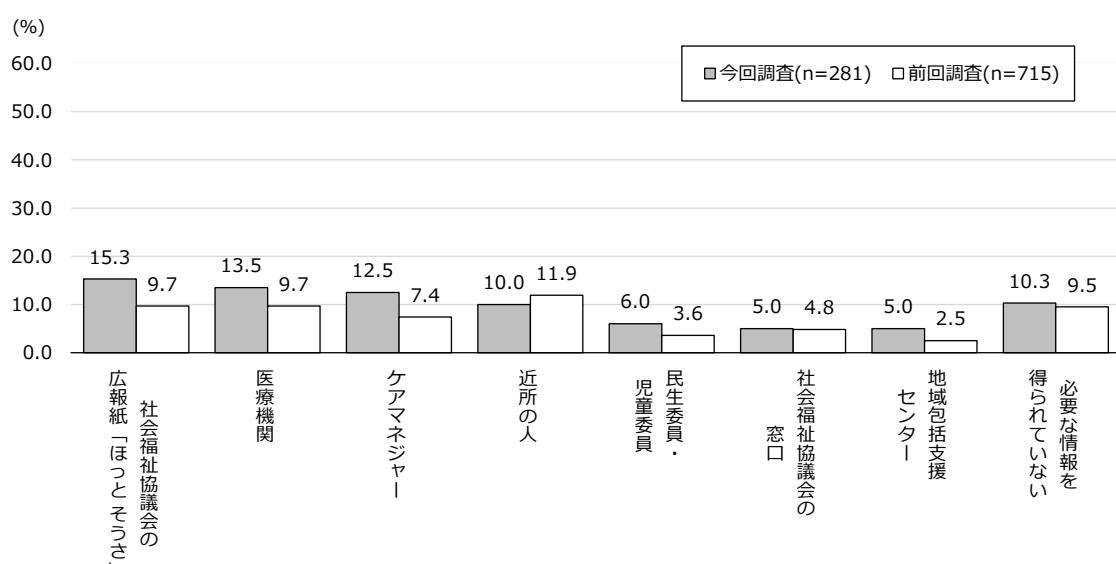
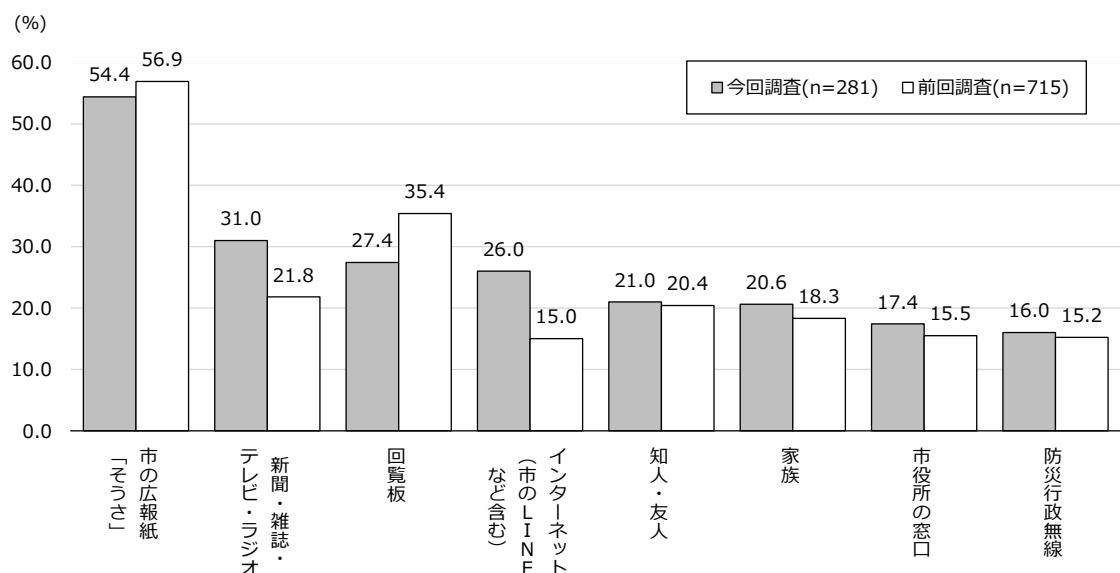


(2) 福祉に関する情報の入手先

福祉に関する情報の入手先は、「市の広報誌「そうさ」」が 54.4%で最も多く、前回調査から引き続き過半数が情報入手手段としています。次いで「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」(31.0%)、「回覧板」(27.4%)、「インターネット（市のLINEなど含む）」(26.0%)、「知人・友人」(21.0%)などの順となっています。

前回調査と比較すると、第2位である「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」が 9.2 ポイント増加しているほか、「インターネット（市のLINEなど含む）」は 11.0 ポイントと大きく増加しています。

図表－2 6 福祉に関する情報の入手先【MA】（上位 16 位）



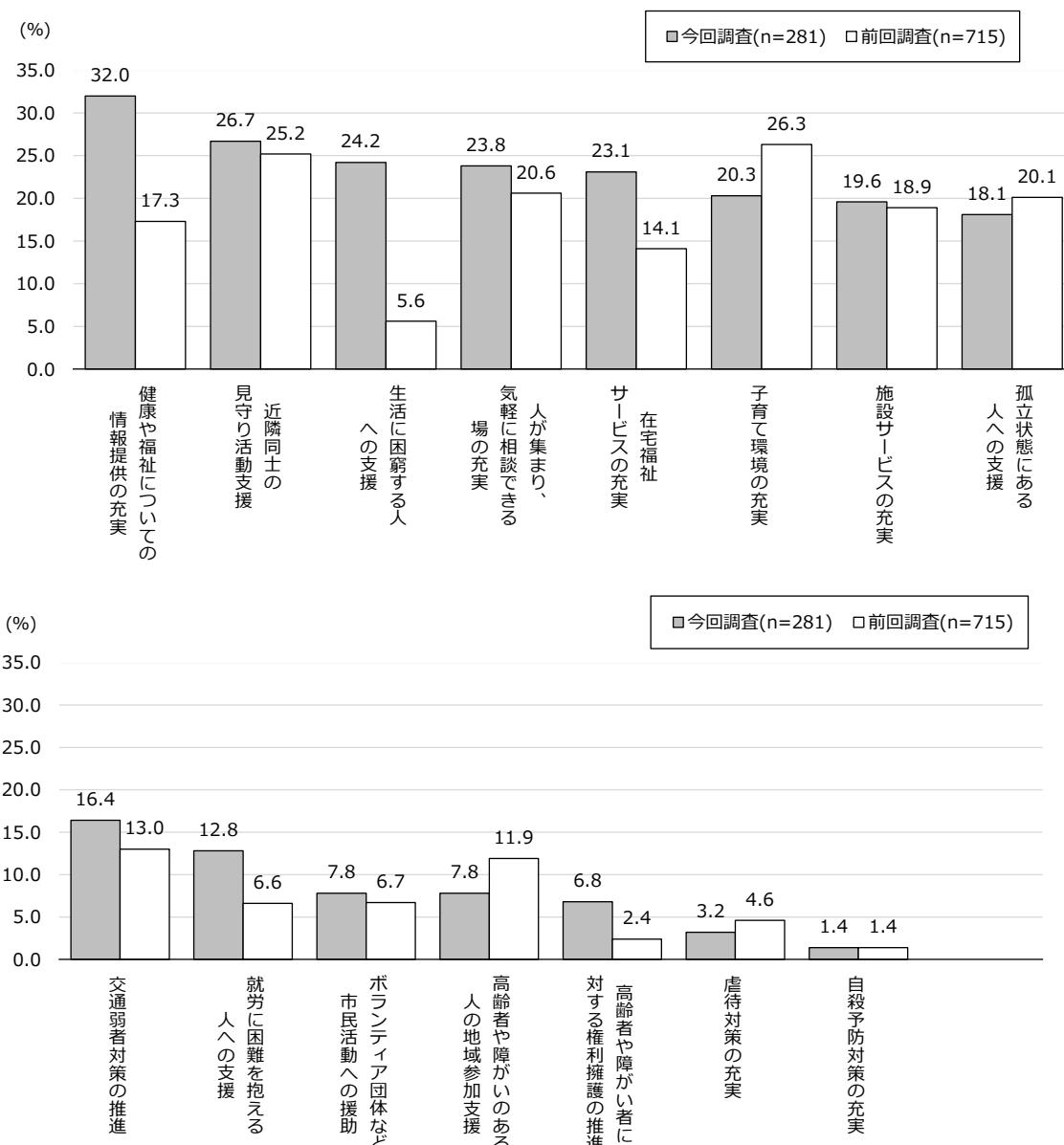
※前回調査とは質問形式が異なるため、参考値です。

(3) 福祉施策を充実するために重要な取組

福祉施策を充実するために重要な取組は、「健康や福祉についての情報提供の充実」が32.0%と最も多く、次いで、「近隣同士の見守り活動支援」(26.7%)、「生活に困窮する人への支援」(24.2%)などの順となっています。

前回調査と比較すると、「健康や福祉についての情報提供の充実」が14.7ポイント、「生活に困窮する人への支援」が18.6ポイントと、大きく増加しています。

図表－27 福祉施策を充実するために重要な取組【MA】（上位15位）

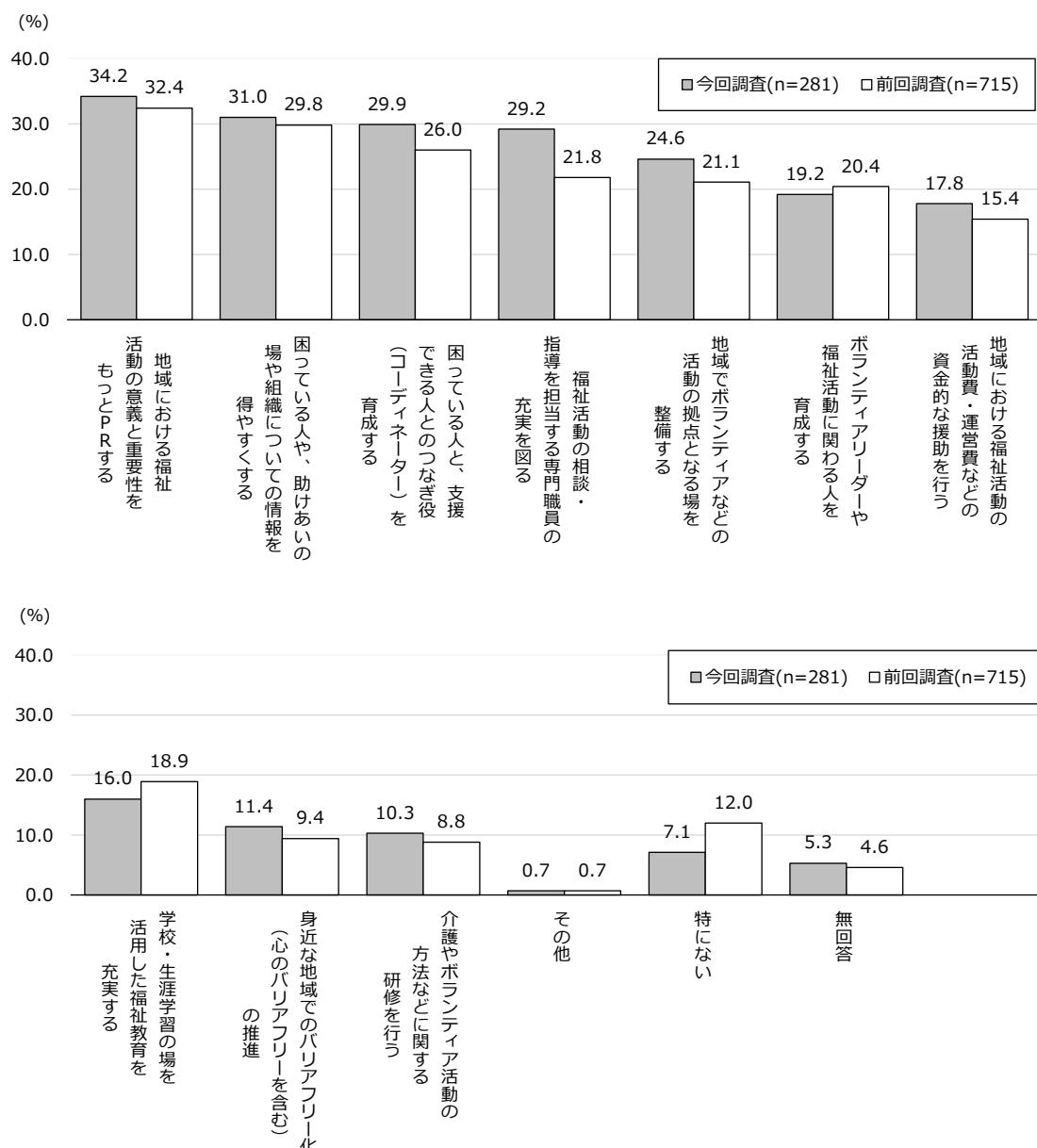


※前回調査とは質問形式が異なるため、参考値です。

(4) 地域における支え合い、助け合い活動に重要なこと

地域における支え合い、助け合い活動に重要なことは、「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」が 34.2%と最も多く、次いで、「困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」(31.0%)、「困っている人と、支援できる人とのつなぎ役（コーディネーター）を育成する」(29.9%)、「福祉活動の相談・指導を担当する専門職員の充実を図る」(29.2%)となっています。

図表－28 地域における支え合い、助け合い活動に重要なこと【MA】



2 地域での活動について

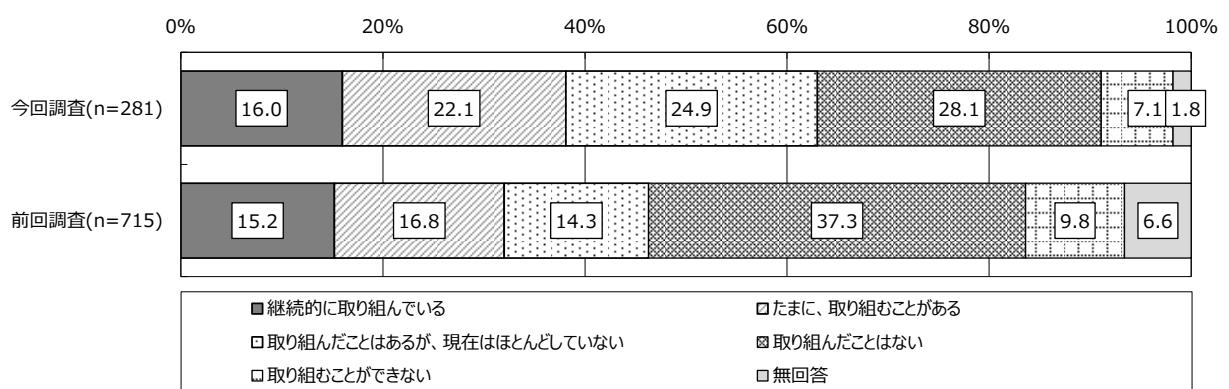
(1) 地域活動やボランティア活動等への取組状況

地域活動やボランティア活動等への取組状況について、「取り組んだことはない」が 28.1%で最も多く、次いで「取り組んだことはあるが、現在はほとんどしていない」(24.9%)、「たまに、取り組むことがある」(22.1%) となっています。

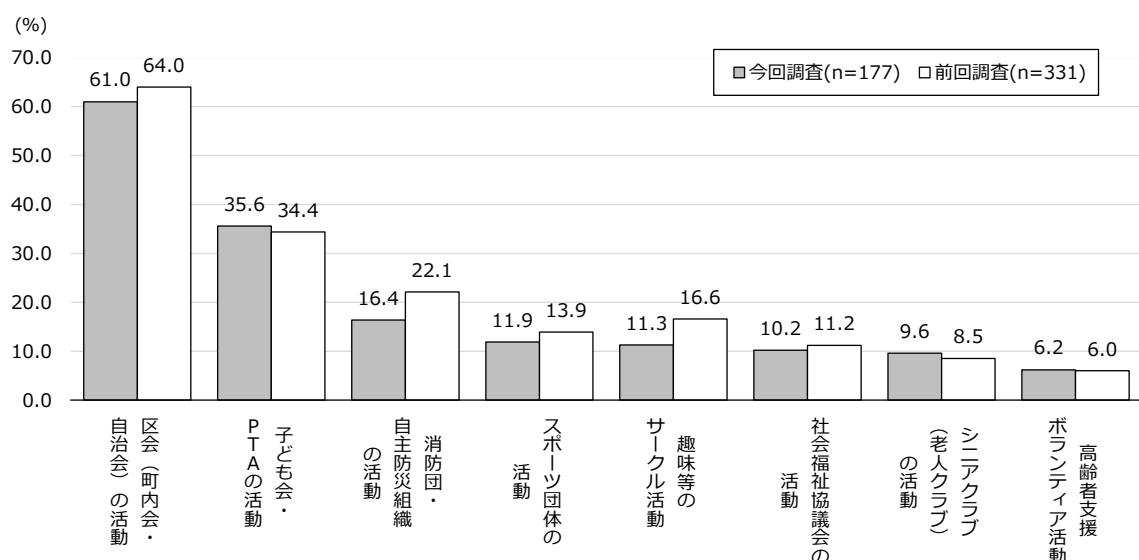
前回調査と比較すると、「たまに、取り組むことがある」は 5.3 ポイント、「取り組んだことはあるが、現在はほとんどしていない」が 10.6 ポイント増加しています。また、「取り組んだことはない」が 9.2 ポイント減少しています。コロナ禍による活動制限の影響を大きく受けたものの、全体として前回調査時よりボランティア活動に積極的な傾向がみられます。

活動内容は、「区会（町内会・自治会）の活動」が 61.0%と最も多く、次いで、「子ども会・PTA の活動」(35.6%) などの順となっています。

図表－2 9 地域活動やボランティア活動等への取組状況【SA】



図表－3 0 活動内容【MA】(上位8位)



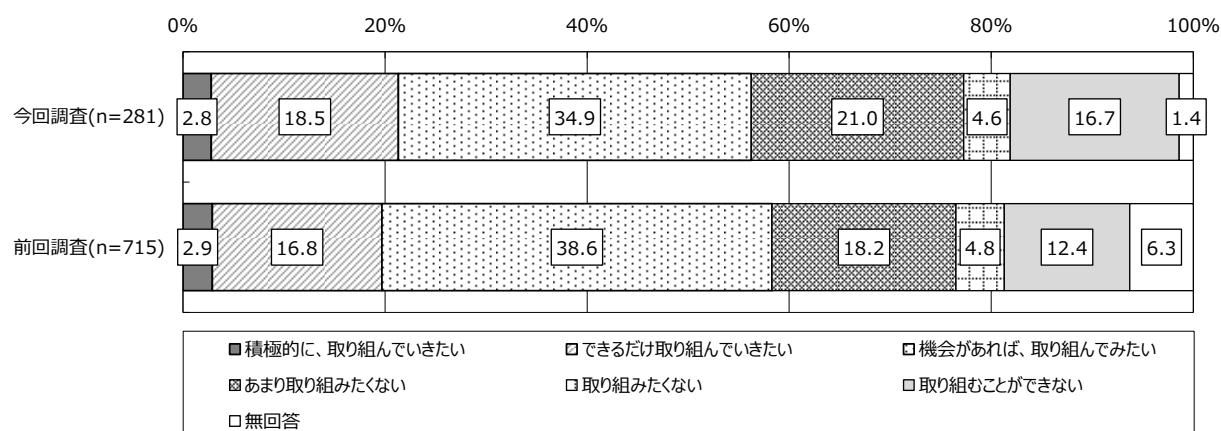
(2) 地域活動やボランティア活動等への参加意向

地域活動やボランティア活動等への参加意向について、「機会があれば、取り組んでみたい」が 34.9%で最も多く、次いで「あまり取り組みたくない」(21.0%)、「できるだけ取り組んでいきたい」(18.5%) となっています。

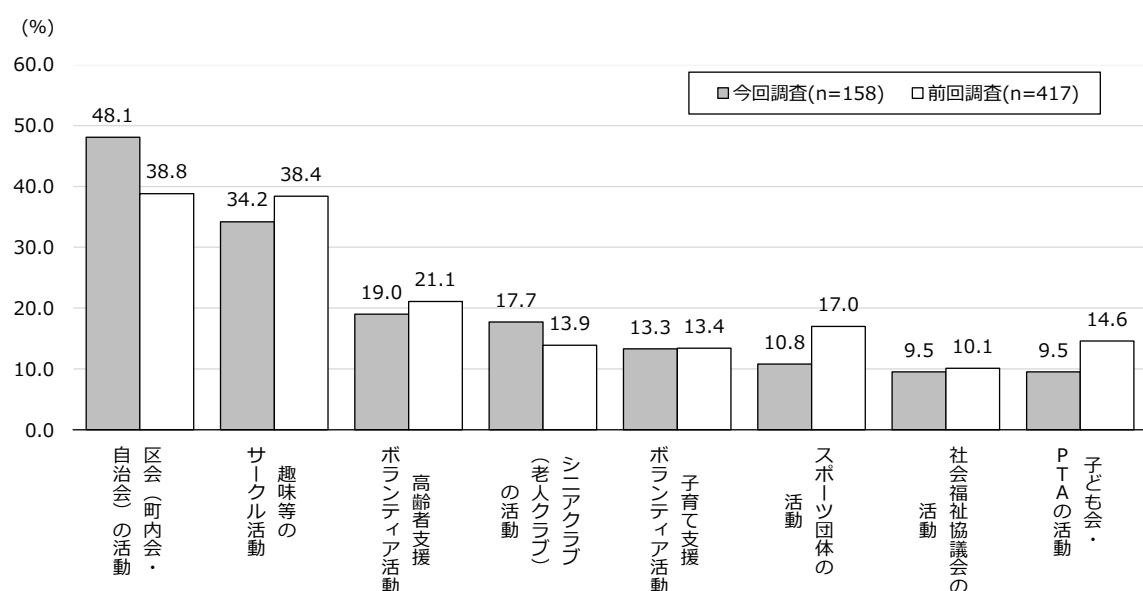
参加したい活動は、「区会（町内会・自治会）の活動」が 48.1%と最も多く、次いで、「趣味等のサークル活動」(34.2%)、「高齢者支援ボランティア活動」(19.0%) などの順となっています。

前回調査と比較すると、「区会（町内会・自治会）の活動」が 9.3 ポイント増加しています。

図表－3 1 地域活動やボランティア活動等への参加意向【SA】



図表－3 2 参加したい活動【MA】

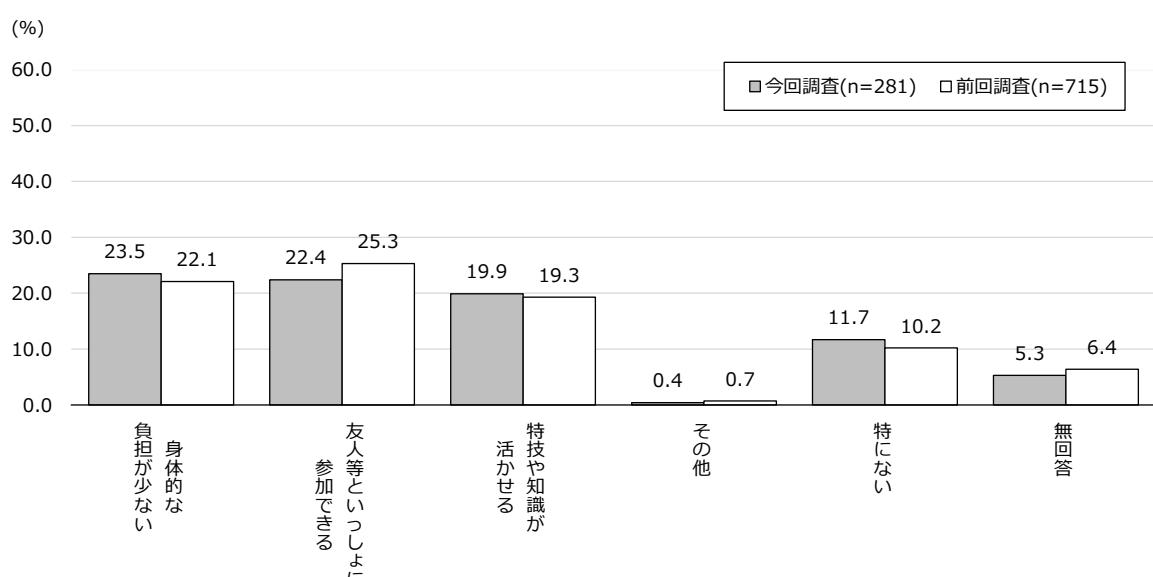
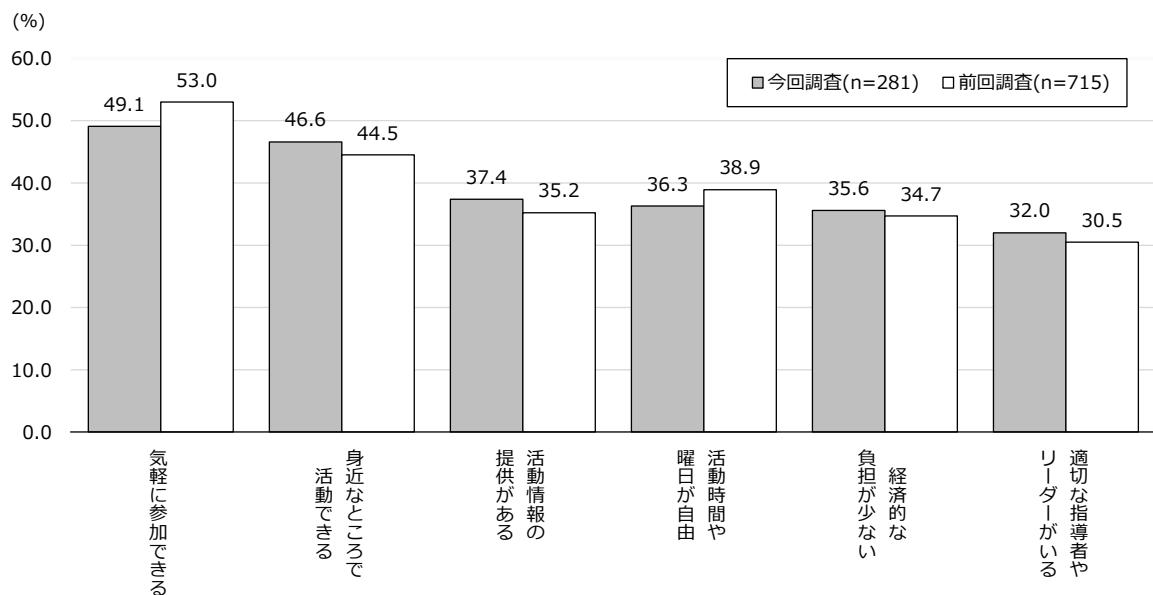


(3) ボランティア活動を活発にするには

ボランティア活動を活発にするには、「気軽に参加できる」が49.1%と最も多く、次いで、「身边なところで活動できる」(46.6%)、「活動情報の提供がある」(37.4%)、「活動時間や曜日が自由」(36.3%)、「経済的な負担が少ない」(35.6%)、「適切な指導者やリーダーがいる」(32.0%)などの順となっています。

前回調査と比較すると、前回同様「気軽に参加できる」が第1位、「身边なところで活動できる」が第2位で、「活動情報の提供がある」は第3位に上昇しています。

図表－3 3 ボランティア活動を活発にするには【MA】



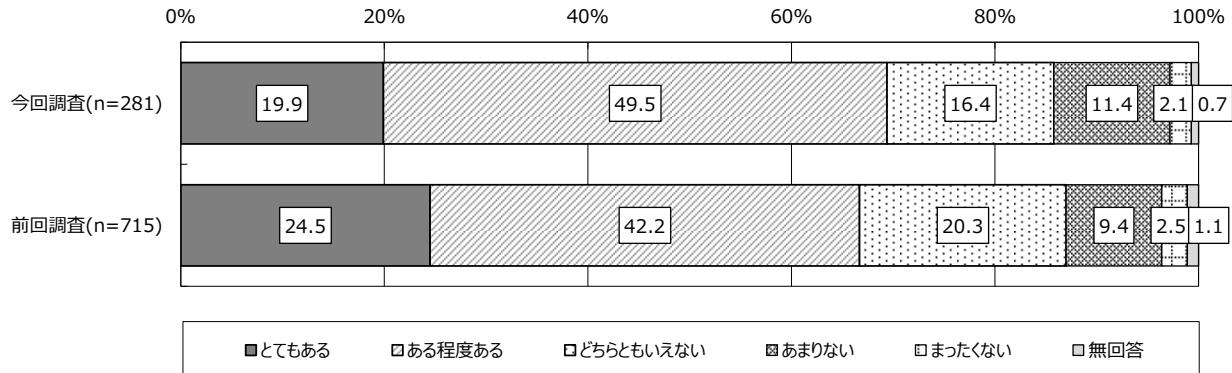
3 地域での生活について

(1) 居住地域への愛着

居住地域への愛着について、「とてもある」が 19.9%、「ある程度ある」が 49.5%で、合計 69.4%がお住まいの地域に愛着があると回答しています。

前回調査と比較すると、「ある程度ある」が 7.3 ポイント増加しています。

図表－3 4 居住地域への愛着【SA】

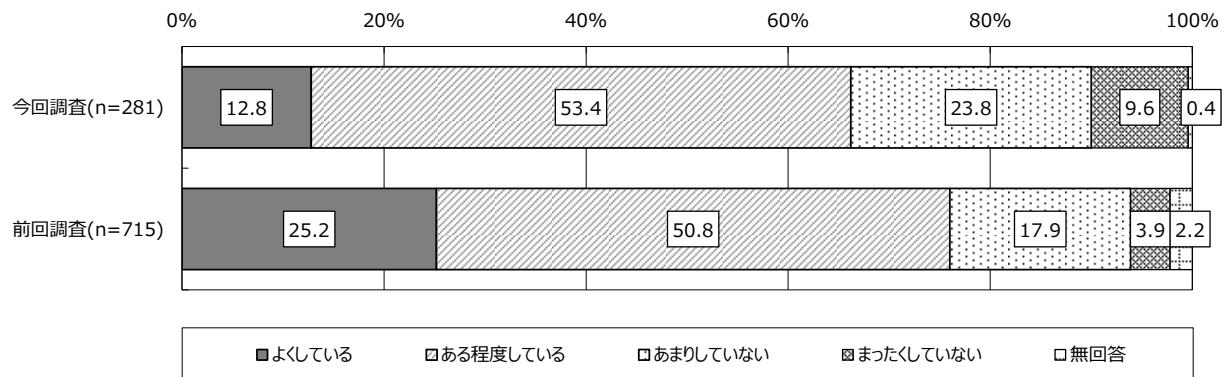


(2) 近所付き合い

近所付き合いについて、「よくしている」が 12.8%、「ある程度している」が 53.4%となっており、合わせると 66.2%が近所付き合いをしていると回答しています。

前回調査と比較すると、「よくしている」が 12.4 ポイント減少、「あまりしていない」が 5.9 ポイント、「まったくしていない」が 5.7 ポイント増加しており、近所付き合いの機会が減っている傾向がみられます。

図表－3 5 近所付き合い【SA】

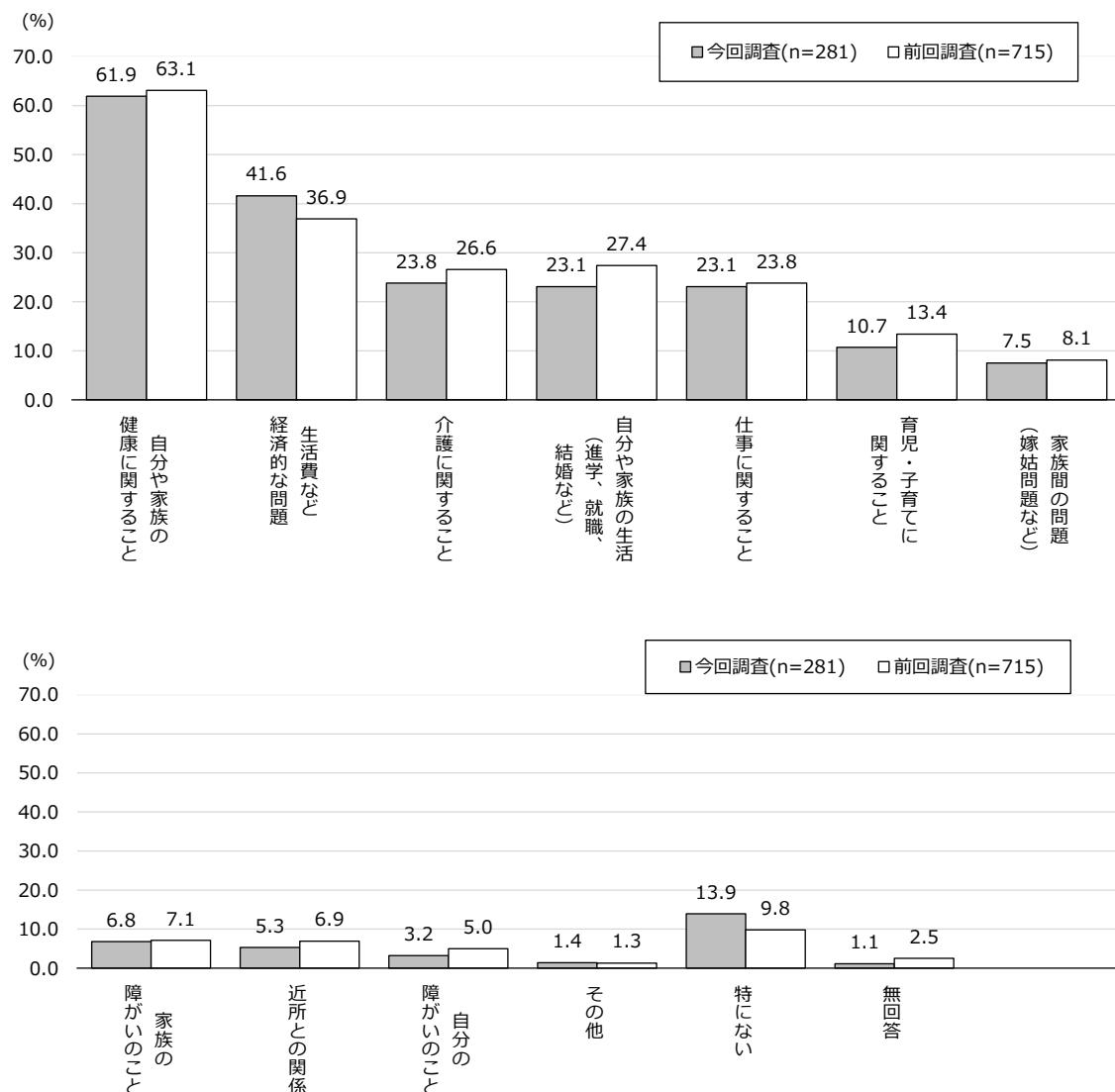


(3) 日々の暮らしの悩みや不安

日々の暮らしの悩みや不安について、「自分や家族の健康に関することが 61.9%で最も多く、次いで、「生活費など経済的な問題」(41.6%)、「介護に関するここと」(23.8%)、「自分や家族の生活（進学、就職、結婚など）」(23.1%)、「仕事に関するここと」(23.1%)などの順となっています。

前回調査と比較すると、「生活費など経済的な理由」が微増し、その他の項目は減少傾向がみられます。

図表－3 6 日々の暮らしの悩みや不安【MA】



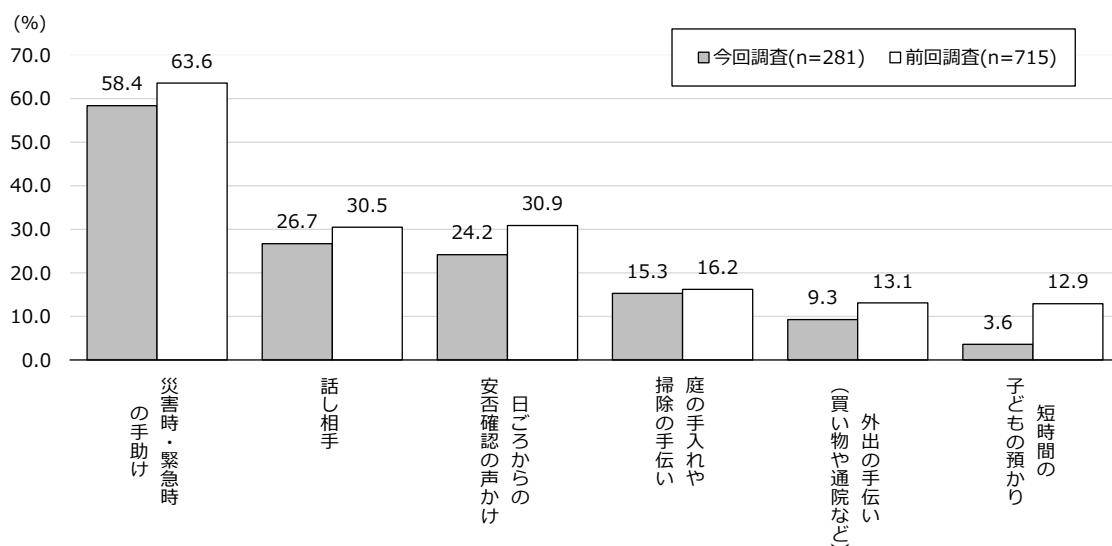
(4) 近所の人にしてほしいこと・近所の人にできること

近所の人にしてほしいことは、「災害時・緊急時の手助け」が 58.4%と最も多く、次いで、「話し相手」(26.7%)、「日ごろからの安否確認の声かけ」(24.2%)となっています。

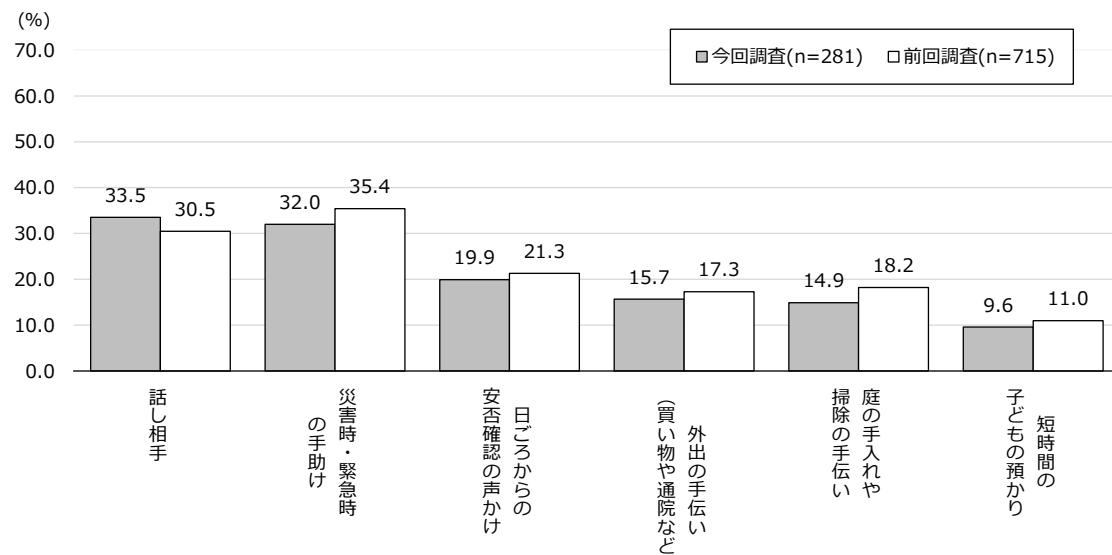
また、近所の人にできることは、「話し相手」が 33.5%で最も多く、次いで「災害時・緊急時の手助け」が 32.0%で続いています。

前回調査と比較すると、「してほしいこと」「できる（している）こと」とともに全体として減少しており、近所同士の助け合いの意識が希薄になっている傾向がみられます。

図表－3 7 近所の人にしてほしいこと【SA】（「してほしい」と回答した割合）



図表－3 8 近所の人にできること【SA】（「できる（している）」と回答した割合）



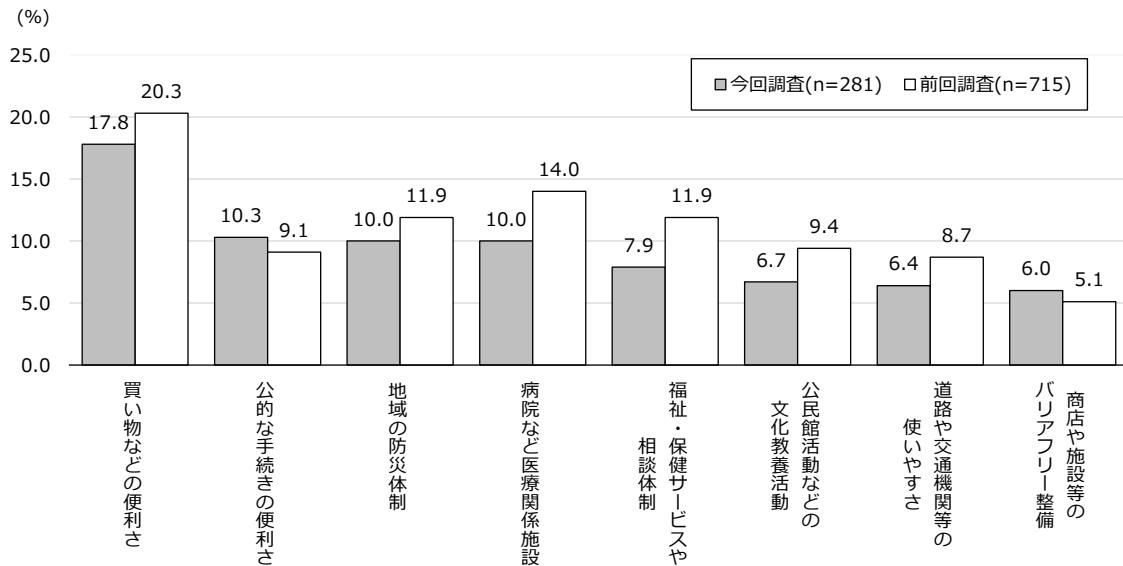
※前回調査とは質問形式が異なるため、参考値です。

(5) 地域の暮らしやすさ

地域の暮らしやすさについて、満足度（「満足」+「まあ満足」）が最も高い項目は「買い物などの便利さ」で17.8%となっており、次いで「公的な手続きの便利さ」が10.3%で続いています。

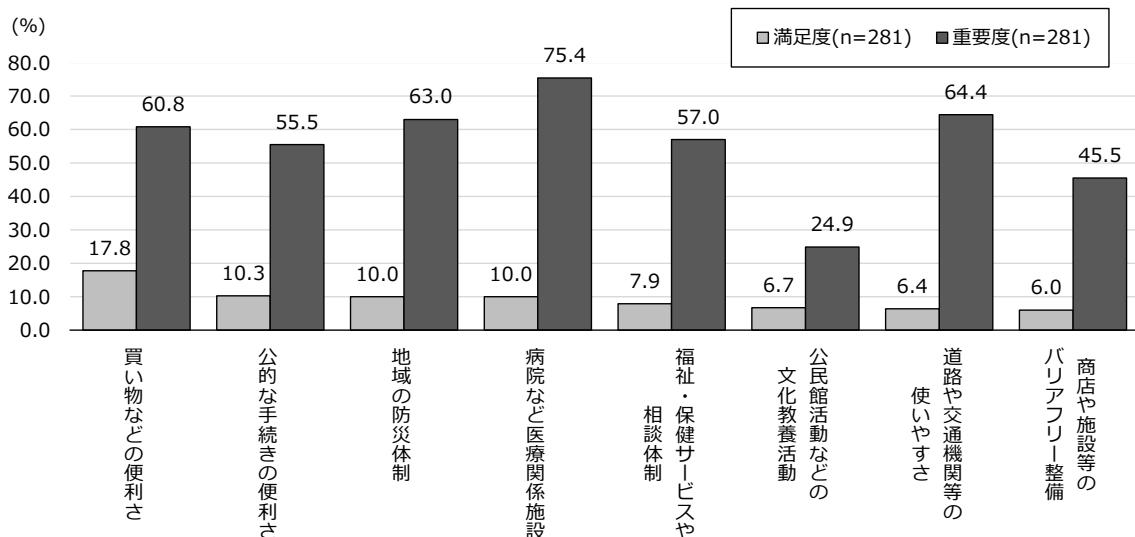
前回調査と比較すると、「公的な手続きの便利さ」、「商店や施設等のバリアフリー整備」は微増しましたが、全体として減少傾向がみられます。

図表－39 地域の暮らしやすさ（満足度）【SA】



重要度（「重要」+「まあ重要」）が最も高い項目は「病院など医療関係施設」で75.4%となっており、次いで「道路や交通機関等の使いやすさ」が64.4%、「地域の防災体制」が63.0%で続いています。

図表－40 地域の暮らしやすさ【SA】



※前回調査とは質問形式が異なるため、参考値です。

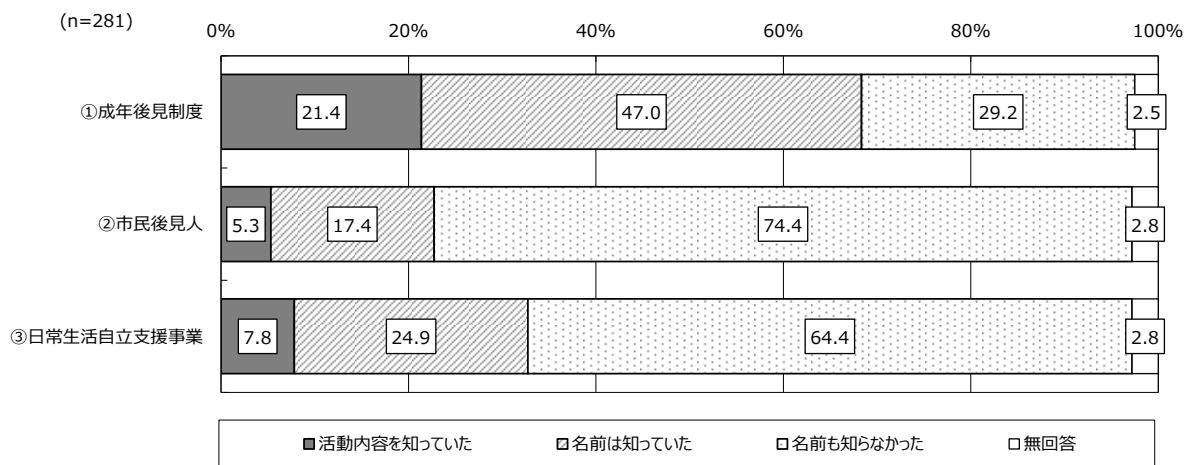
4 成年後見制度について

(1) 制度や事業の認知度

制度や事業について、「①成年後見制度」は、「活動内容を知っていた」が 21.4%、「名前は知っていた」が 47.0%、「名前も知らなかった」が 29.2%で、認知している割合が 68.4%となっています。

「②市民後見人」は、「活動内容を知っていた」が 5.3%、「名前は知っていた」が 17.4%、「名前も知らなかった」が 74.4%となっています。「③日常生活自立支援事業」は、「活動内容を知っていた」が 7.8%、「名前は知っていた」が 24.9%、「名前も知らなかった」が 64.4%となっています。

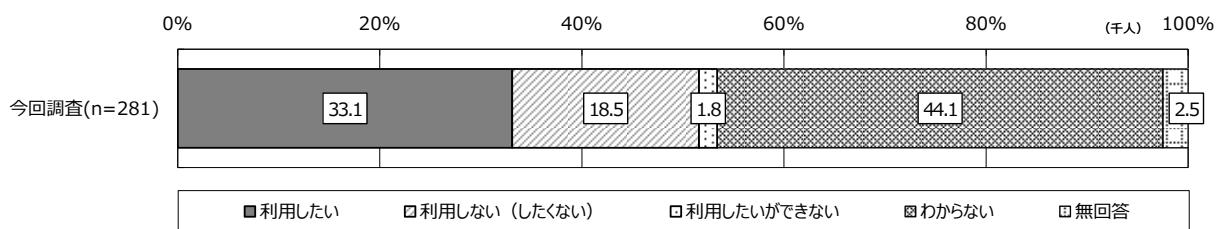
図表－4 1 制度や事業の認知度【SA】



(2) 制度の利用意向

自身や家族の判断能力が不十分になったとき、成年後見制度について、「利用したい」は 33.1%、「利用しない（したくない）」は 18.5%、「利用したいができない」が 1.8%、「わからない」が 44.1%となっています。

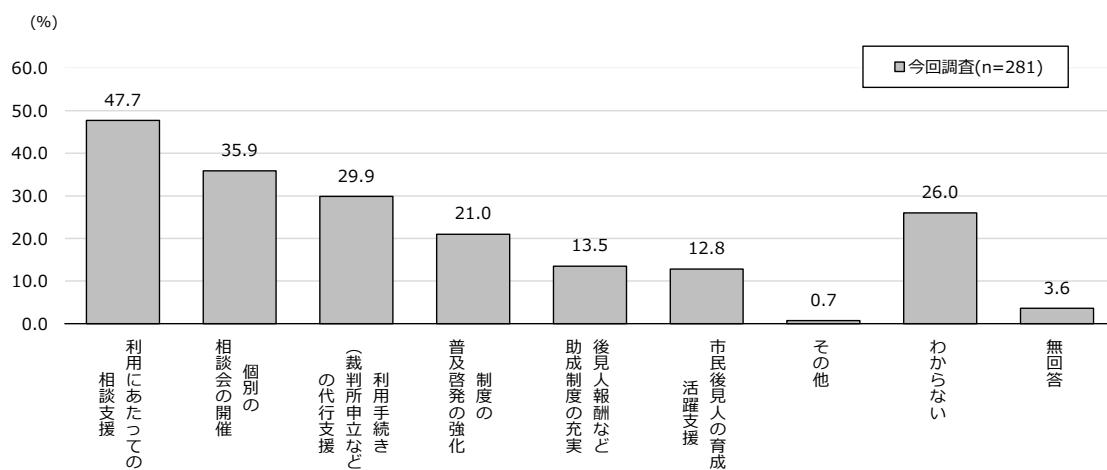
図表－4 2 制度の利用意向【SA】



(3) 市に期待すること

成年後見制度の利用促進について市に期待することは、「利用にあたっての相談支援」が47.7%で最も多く、次いで「個別の相談会の開催」(35.9%)、「利用手続き（裁判所申立など）の代行支援」(29.9%)などの順となっています。

図表－4 3 市に期待すること【MA】

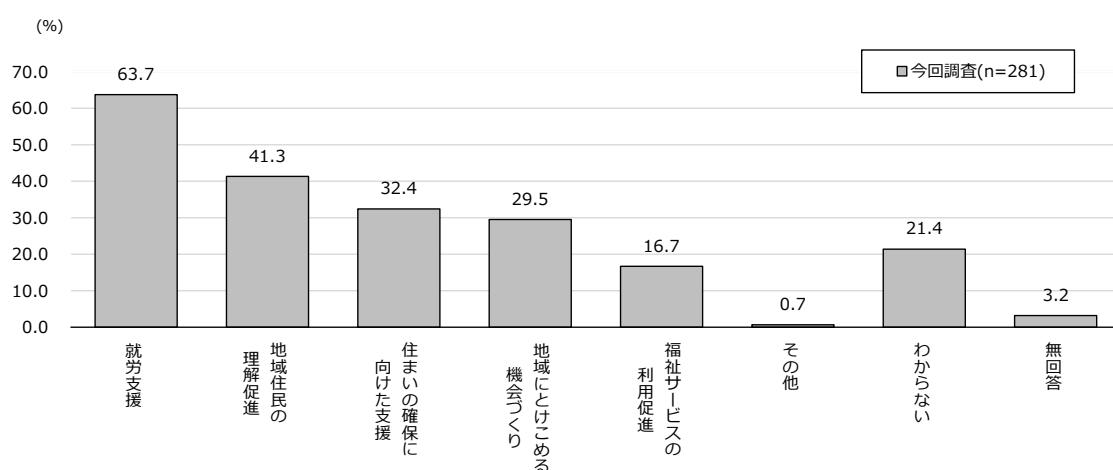


5 再犯防止制度について

(1) 再犯防止に向けたサポートについて

罪を犯した人が、矯正施設を出所した後、再び罪を犯さずに、地域で暮らしていくために、行政を含めた地域全体でサポートできることについて尋ねたところ、「就労支援」が63.7%で最も多く、次いで「地域住民の理解促進」(41.3%)、「住まいの確保に向けた支援」(32.4%)などの順となっています。

図表－4 4 地域全体でサポートできること【MA】



6 市社協及び地区社協について

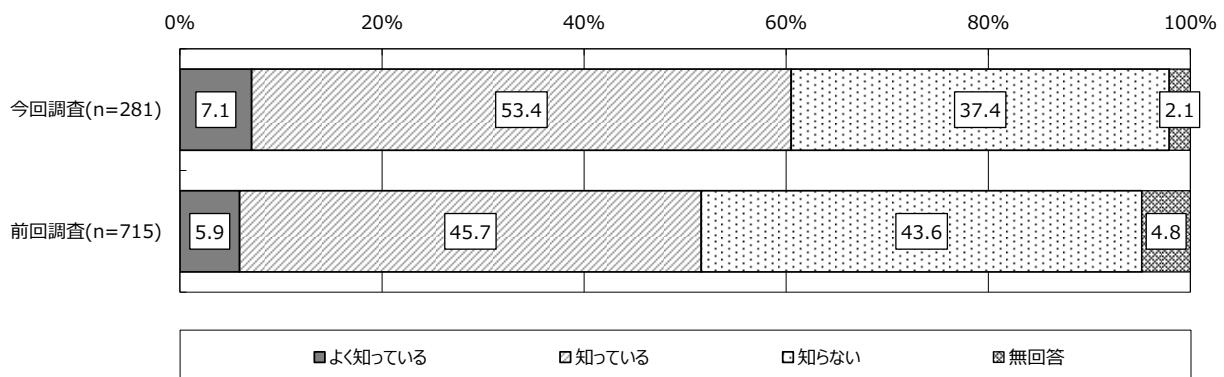
(1) 市社協及び地区社協の認知度

市社協の認知度は、「よく知っている」が 7.1%、「知っている」が 53.4%、「知らない」が 37.4%となっています。

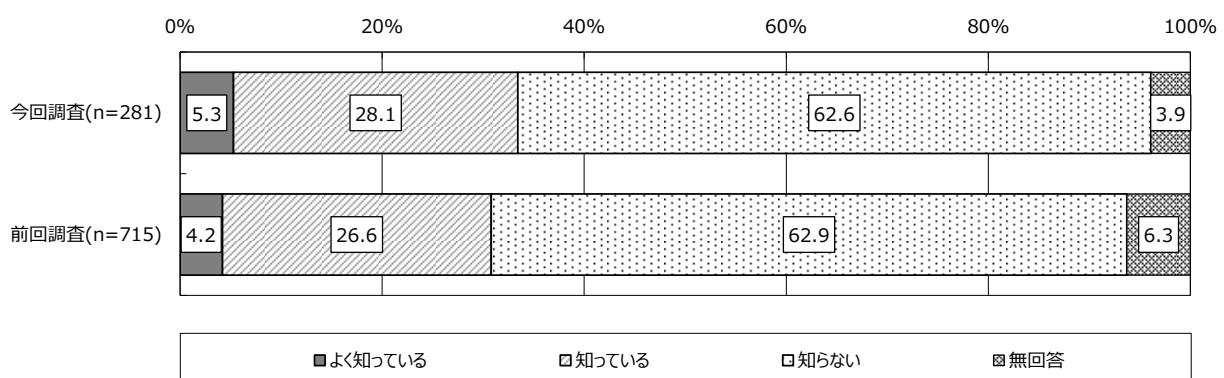
また、地区社協の認知度は、「よく知っている」が 5.3%、「知っている」が 28.1%、「知らない」が 62.6%となっています。

前回調査と比較すると、市社協は「知っている」が 7.7 ポイント増加、「知らない」が 6.2 ポイント減少しています。

図表－4 5 市社協の認知度【SA】



図表－4 6 地区社協の認知度【SA】

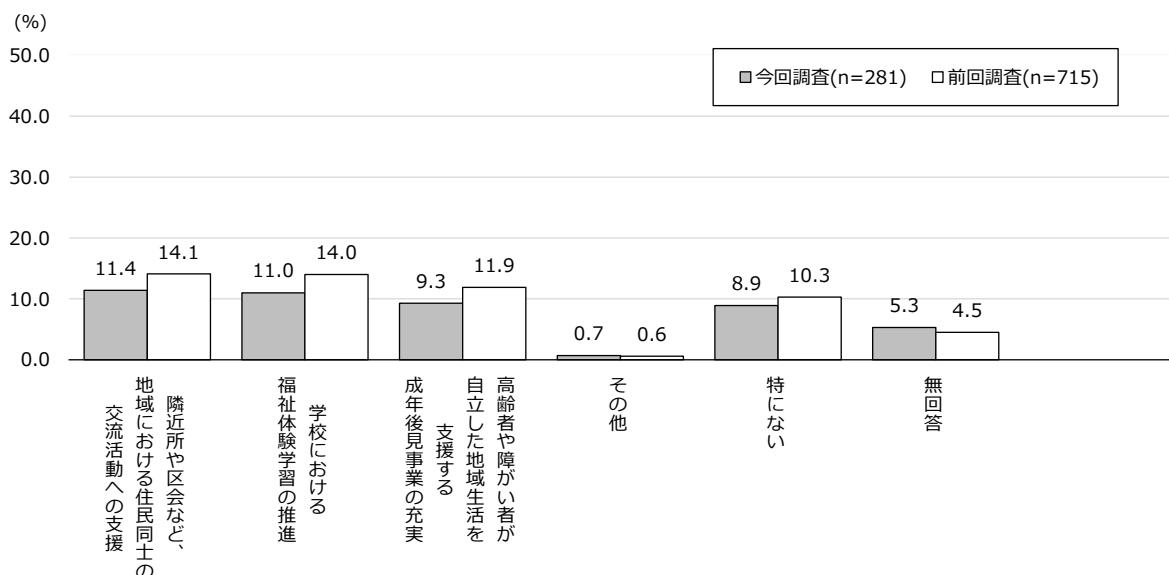
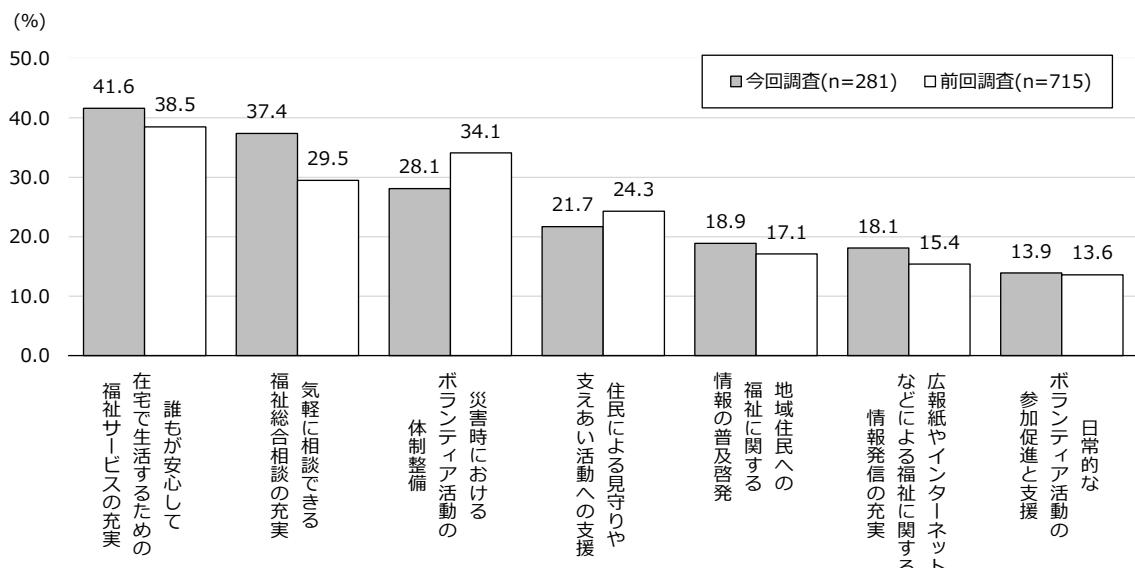


(2) 充実すべき市社協の活動

今後、充実すべき市社協の活動は、「誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービスの充実」が 41.6% と最も多く、次いで、「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」(37.4%)、「災害時におけるボランティア活動の体制整備」(28.1%)、「住民による見守りや支えあい活動への支援」(21.7%)などの順となっています。

前回調査と比較すると、「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」が 7.9 ポイント増加しています。

図表－4 7 充実すべき市社協の活動【MA】



第4節 ヒアリング結果の概要

1 地域における支え合い・助け合い

ヒアリング調査では、新型コロナウイルス感染症の拡大をきっかけとした地域活動の停滞や、自治会の退会の増加など、住民同士の交流の希薄化が進行しているとの意見が挙げられていました。

家族のつながりや近所付き合いなど、人と人との関わりが薄れ、以前は当然のようにできていた地域での支え合い・助け合いが難しくなるとともに、地域のコミュニティも縮小しています。

今後の具体的な取組としては、自ら支援を求めることが困難な高齢者の見守りや、集いの場への参加の声かけ、子どもたちと高齢者や障がい者の交流、だれもが利用しやすい商店街の活性化などが挙げられています。

また、住民が気軽に集い相談ができる井戸端会議のようなコミュニケーションの場など、住民の居場所づくりに対する取組も求められています。

2 地域の担い手の確保

地域福祉を推進するためには、地域の担い手となる人材の確保・育成が重要です。

しかし、少子化や福祉活動に携わる人材の高齢化が進行し、次代の担い手となる世代の参画が少なく、人材不足により満足な活動ができないという意見が多くなっています。

ヒアリング調査で出た具体的な取組としては、保育士の定数改善や安定した雇用に向けた職場環境の整備など、地域福祉を担う人々が安心して活動できる環境づくりが求められています。

加えて、子どもたちや学生を対象に、活動内容の周知や見学・ボランティア体験を通じて、福祉の仕事をアピールするなど、少子高齢化に対応できる将来の福祉人材を育成していくことも必要です。そうした市民への啓発・活動のコーディネートを通じて、地域のボランティア団体が増えていくことを期待する意見も挙げられています。

3 関係機関の連携による支援体制の強化

近年は、引きこもりや8050問題、経済的困窮、困難な課題抱えた女性や子どもへの支援など、個人や世帯の支援に対するニーズが複雑化しています。

ヒアリング調査では、行政をはじめ、関係機関・団体が連携して、福祉・保健・医療や生活に関する分野など縦割りの相談体制から脱却した、包括的な相談支援体制を構築し、制度の狭間をつくらない地域づくりが重要であるという意見が挙がっています。また、相談窓口の設置にとどまらず、自ら助けを求めることがしない・できない人に対し、社会的に孤立せずに生活を送ることができるよう、何らかの社会資源に繋いでいく視点も必要です。

また、子育て分野において、保育園と保健センター・教育委員会・行政など、さまざまな機関との情報交換の機会創出が求められるとともに、地区社協と市社協のさらなる連携が必要という意見も挙がっています。

第5節 本市の現状からみる主な課題

課題	本市の現状
情報提供の充実 福祉に関する	<ul style="list-style-type: none"> ○ アンケートによると、大半の市民が福祉に関する情報を市の広報紙から得ているが、全体の1割程度は必要な情報を得られていないと回答 ○ 地域における支え合い、助け合い活動に重要なこととして「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」、「困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくなる」が3割強 ○ 福祉施策を充実するために重要な取組についても、「健康や福祉についての情報提供の充実」が3割強と最も多い ○ 情報の入手先として、「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」、「インターネット（市のLINEなど含む）」が増加しており、広報紙とともにSNSなど多様な媒体を活用した情報提供の充実が求められる
安心して暮らせる 地域づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 近年は少子高齢化や核家族化が進むとともに独居世帯やひとり親世帯なども年々増加 ○ 暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ、複雑化・複合化する地域福祉ニーズを的確に把握し、必要なサービスを適切に受けられるための基盤整備が重要 ○ アンケート調査によると、近所の人にしてほしいことについて「災害時・緊急時の手助け」が6割弱 ○ 日々の暮らしの悩みや不安として「生活費など経済的な問題」が4割強 ○ 身寄りのない方やさまざまな事情を抱えた人に対して不安を感じるという意見が挙がっている ○ 日常生活上の暮らしやすさに加え、災害時などの非常時や、生活困窮・社会的孤立といった深刻化する課題への支援をより強化していくことも求められる
意識の醸成 地域共生の	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自治会の加入率の低下や、新型コロナウイルス感染症の影響による地域活動の活動縮小など、住民同士のコミュニケーションの機会が減少 ○ 値値観の多様化や生活様式の変化に伴い地域社会の連帯感の希薄化が進み、公的サービスの充実だけでなく、地域の中で住民同士が支え合う地域共生社会の実現が不可欠となっている ○ 一人ひとりが地域の生活課題やニーズを「他人事」でなく「自分事」として捉え、主体となって地域づくりを進めていくことが求められ、地域の状況や時流に合った適切な取組を進めていくことが重要となる
人材の確保・育成 地域福祉を支える	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人口減少・少子高齢化や地域のつながりの希薄化などを背景に、地域福祉人材は減少しており、ヒアリング調査では、人材不足で満足のいく活動ができていないという現状が明らかとなった ○ 多様化する地域課題に対応するため、専門的な知識や経験豊富な人材が求められており、新たな担い手の確保が急務となる ○ 市民の地域福祉への参加ニーズは高く、地域で活動を行う団体等への支援とともに、福祉活動の意義と重要性をよりPRしたり、若い世代が気軽に参画できるようなきっかけづくりに努めることが重要
支援ネットワークの強化 包括的な相談・	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引きこもりや8050問題、経済的困窮、様々な事情を抱えた女性や子どもへの支援など、あらゆる福祉ニーズに対してきめ細かい支援を届けるため、縦割りの制度からの脱却が重要となる ○ 福祉、保健、医療や生活に関わる分野など、分野横断的なサービス体制の整備が求められている ○ 社会福祉協議会やボランティア団体をはじめ地域福祉に携わる関係機関が今まで以上に連携し、包括的な支援体制を強化していくことが重要 ○ 重層的かつ切れ目のない支援を目指すとともに、制度の狭間にいる人をつくらないため、誰一人取り残さない社会の実現に向けたネットワークを構築していく必要がある

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

◆◆基本理念◆◆

住み慣れた地域で 安心して暮らせる地域社会（地域力）の構築

本市では、住民同士の絆や支え合い・助け合いの精神のもとで、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの実現をめざし、「住み慣れた地域で 安心して暮らせる地域社会（地域力）の構築」を基本理念とした、地域福祉の推進に取り組んできました。

少子高齢化の進行や、ライフスタイル・価値観の多様化などを背景に、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。地域共生社会の実現に向けては、すべての人が「担い手」「受け手」の関係性を超えてつながり支え合うことが必要です。住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることができるよう、子どもから高齢者まで、また障がいの有無等に関わらず、誰もが参画し助け合うまちづくりを進めています。

本計画の基本理念は、地域福祉の考え方や本市の現状及び課題等を踏まえつつ、市として一貫性のある地域福祉の推進を図るため、これまでの基本理念を継承します。

なお、「第2次匝瑳市総合計画中期基本計画」では、地域福祉の推進について、次のように記載しており、本計画を推進することにより、将来都市像の実現を目指します。

第2次匝瑳市総合計画中期基本計画 施策1－6 地域福祉の推進 施策の大綱

民生委員・児童委員、地域包括支援センターと社会福祉協議会をはじめとした関係機関等と連携し、地域福祉を推進するためのネットワークの強化を図るとともに、地域福祉を支えるボランティア等の人材の確保・育成を推進します。

また、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、様々な人々が交流できる機会及び福祉教育の充実を図り、地域全体で支え合う意識の醸成と相互理解の促進に取り組みます。

第2節 計画の基本方針

本市では、誰もがいきいきと安心して暮らすことのできる地域社会の実現をめざし、地域や地域住民、地域内で活動する各組織・団体の福祉機能の向上を図り、市民が地域での「結びつき」「助け合いや支え合い」といった共助の精神を育むことのできる地域の福祉推進を支援する環境を整備するため、次の5項目を本計画に盛り込むべき方向性として掲げます。

また、方向性を示すにあたっては、本市の総合計画との整合性を図り、「プラン5 課題解決に取り組む「地域力」向上プラン」の達成を目標に、市社協とともに、施策に取り組みます。

基本方針1 地域共生社会の実現

制度・分野ごとに整備された縦割りの福祉サービスや、サービスや支援の支え手・受け手という関係を超えて、他人ごとになりがちな地域づくりを地域住民が自分のこととして主体的に取り組み、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会の実現をめざします。

基本方針2 既存の福祉資源を最大限利用

区会、市社協といった組織や民生委員・児童委員等の制度ボランティアを始めとした市民、団体、さらに事業者と市、それぞれの地域福祉社会構築に向けた役割を明確にし、既存の福祉資源を最大限に活用します。

基本方針3 人材の育成支援

組織化された中において、人材を活用・発掘、さらには組織間で共有し、「団体の人材」ではなく、「地域の人材」の育成を支援します。

基本方針4 福祉コミュニティの支援

本計画においては、本市の地域福祉において主導的な役割を果たしている市社協の特性を十分生かし、市内に11設置されている地区社協を、地域福祉の実施主体として位置付けます。

基本方針5 地域福祉の推進を支える施策の展開

本計画は、「福祉の両輪」を機能させるためにも、市社協とともに地域の福祉を推進していく体制づくりを進め、地区社協を核とした地域福祉の推進体制の構築をめざすとともに、将来的な地域の福祉力の育成・向上を図ります。

第3節 計画の基本目標

本市の現状及び課題等を踏まえ、「住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会（地域力）の構築」の実現に効果的に取り組むため、本計画においては、以下の5つの基本目標を掲げ、施策を分類し、体系化しました。

基本目標1 多様なニーズに応じた情報提供のできるまち

本市では、相談・広報活動を通して、市民の福祉に対する意識の高揚、市民同士の支え合いや助け合い活動が継続的に行われる仕組みづくりに努めます。

基本目標2 福祉活動が活発で参加しやすいまち

本市では、福祉教育を通して、市民一人ひとりの福祉知識・技能の向上を図るとともに学習・体験機会の創出に努めます。また、市内で活動する福祉団体やボランティア等組織の運営・活動を支援し、住民の地域活動に対する支援等のほか、市民が生きがいを感じることのできる組織づくりを支援します。

基本目標3 誰にとっても暮らしやすいまち

本市では、バリアフリー環境の整備に取り組み、地域の福祉拠点としての施設整備や市民の外出を促進するための移動支援に取り組みます。また、高齢者や障がい者等への買物支援策の充実を図ります。

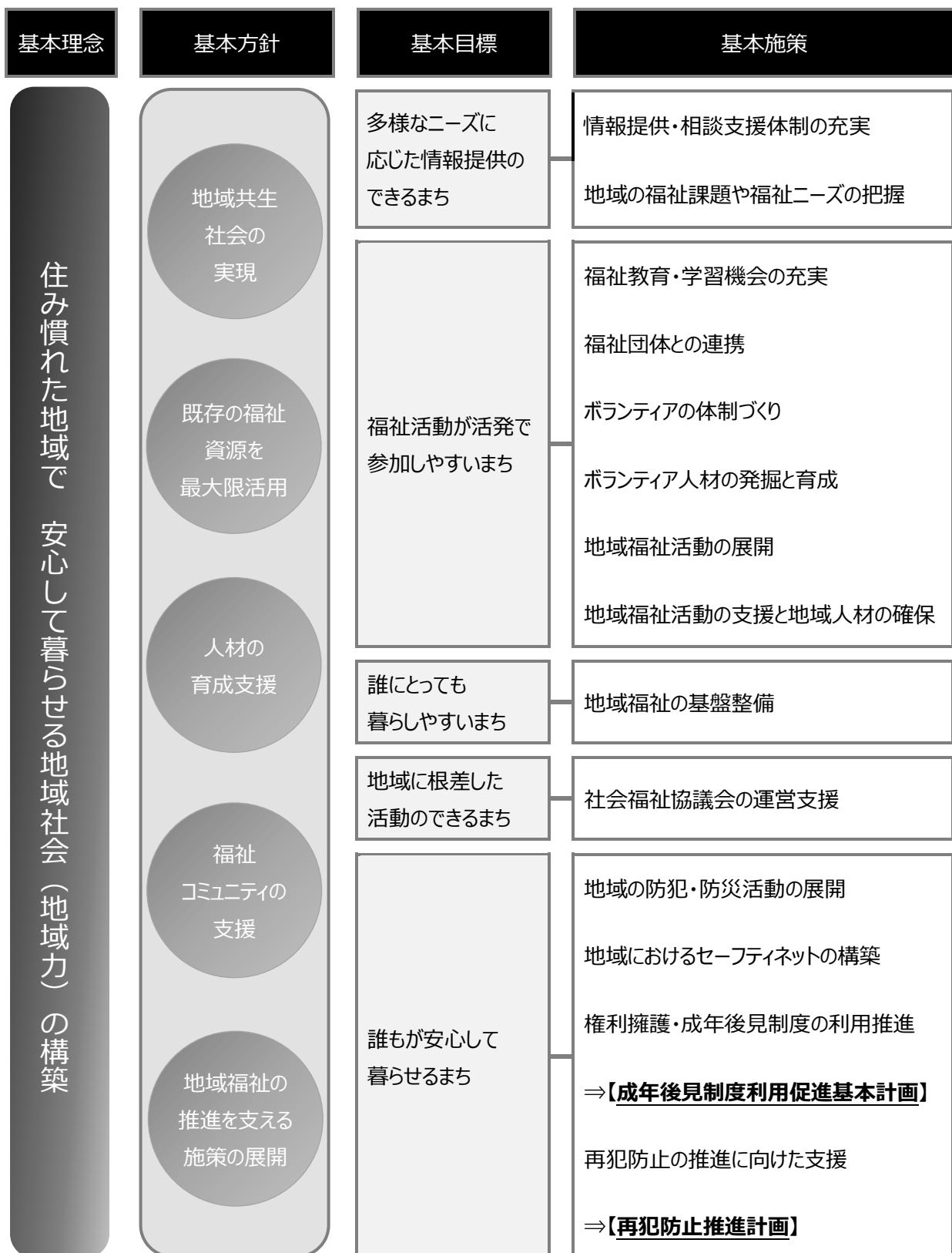
基本目標4 地域に根差した活動のできるまち

本市では、地域福祉の推進を担う中核的な存在として活動している市社協の運営・活動を支援し、本市の地域福祉の拠点として、地区社協を含めた市社協の福祉機能の強化を支援します。

基本目標5 誰もが安心して暮らせるまち

本市では、高齢者や障がい者の在宅生活の支援や子育て支援、生活困窮者の自立支援等、市民の生活を包括的に支えるための多様な福祉ニーズに応える事業を推進します。また、市民一人ひとりが、心身ともに健康で健全な生活を営むことができるよう、医療・保健環境の整備や人権擁護を推進します。

第4節 施策体系



第4章 施策展開

基本目標1 多様なニーズに応じた情報提供のできるまち

1 情報提供・相談支援体制の充実

現状と課題

- 市民が地域で安心して暮らすためには、必要なサービスや情報を取得する方法を知っているなど、様々な「情報」とつながっていることが重要です。
- 本市では、市民活動サポートセンターをはじめ、市内各所に掲示やパンフレットの設置など情報発信の場を設け、福祉情報の提供を図っています。
- 広報誌から福祉に関する情報を入手している住民が大半ですが、今後はさらに市のホームページや SNS 等による情報発信に努め、内容の充実を図っていくことが必要です。
- また、地域包括支援センターや基幹相談支援センター、社協とも連携し、生活上の課題から福祉全般に関する課題まで相談に応じるなど、相談支援体制の確立にも努めています。
- 多様化・複雑化している福祉ニーズや生活課題に対応できるよう、各相談窓口相互のネットワークの強化など、市の相談体制の更なる充実が求められています。

施策の方向性

- 身近な地域、場所で気軽に相談ができるよう、民生委員・児童委員や地域の事業所、NPO 等と連携し、地域に密着した相談体制づくりを進めるとともに周知を図ります。
- また、区会や市社協、民生委員・児童委員、各種団体等によるネットワークを強化し、情報共有や交流を推進するなど、それぞれの活動のさらなる展開を促進します。
- 福祉サービスの内容や利用方法、サービスの利用につながる情報、各種イベントなどの社会参加につながる情報については、地域住民が容易に入手できるよう、市のホームページやパンフレット、SNS など様々な情報伝達方法を活用し、地域福祉に関する情報を必要とする人に、分かりやすく確実に提供できるよう努めます。

◆市民の取組

- ・情報が届きにくい人がいれば、声をかけます。
- ・近隣で困っている人がいたら、相談窓口の情報を提供します。
- ・地域での学習会等に参加し、福祉サービスや相談窓口についての知識を身に付けます。
- ・広報紙やホームページ等に目を通し、日常的なサービスや相談窓口についての知識を身に付けます。

◆地域の取組

- ・近隣で相談しやすい関係をつくります。
- ・地区社協等の広報紙、地区の回覧板等で、相談窓口について紹介します。
- ・情報の届きにくい人には、サロン活動や学習会等で情報を伝えます。

◆市社協の取組

- ・広報紙、ホームページや SNS 等を活用して、地域で行なわれる各種イベントや活動、相談窓口等に関する情報提供を行うとともに、地区社協情報紙の発行等、地区社協を核とした地域福祉の取組を支援します。
- ・地区社協や関係団体との連携を図り、地域の情報把握及び情報提供に取り組みます。
- ・福祉相談体制を確立するとともに、関係機関や民生委員・児童委員との連携を強化し、市の相談窓口につなぐ体制づくりに努めます。
- ・弁護士無料法律相談、権利擁護相談、介護に関する相談、生活福祉資金貸付相談、ボランティアに関する相談等、専門の相談事業として生活全般の相談に応じます。

◆行政（市）の取組

取組名	取組内容	担当課
市民に分かりやすい情報提供	福祉に関する情報を市民に分かりやすく提供するため、市ホームページや広報紙等の活用だけでなく、情報発信の媒体を創意工夫して積極的な情報提供を図ります。	福祉課 高齢者支援課 子育て支援推進課 秘書課
情報提供の場の創出	福祉的活動を含め、引き続き情報提供できるスペースを確保するなど、市民活動を支援します。	各課
一般介護予防事業	地域包括支援センター、在宅介護支援センター、警察及び民生委員・児童委員等関係者との連携を密接にし、市民の福祉ニーズを的確にとらえることで、有用な福祉サービスの情報提供を図ります。	福祉課 高齢者支援課 子育て支援推進課
障がい者等への支援体制の整備	基幹相談支援センターを含む関係機関等が、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。	福祉課 子育て支援推進課
在宅医療・介護連携推進事業	地域包括支援センターにおいて、介護・福祉・医療等の関係機関及び地域との連携により、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援します。	高齢者支援課 福祉課 子育て支援推進課

2 地域の福祉課題や福祉ニーズの把握

現状と課題

- 近年は、多様化・複雑化する地域の課題に対して、市民一人ひとりが主体となって活動しなくてはならない時代になっており、今後のまちづくりを一体的に進めていくために、地域の福祉課題の共有や福祉ニーズの把握に努めることが重要となります。
- 本市では、本計画の策定やその他の行政計画の策定にあたって、各種意識調査やヒアリング調査、パブリックコメント等を実施し、地域の福祉課題や福祉ニーズを把握に努めています。
- また、市社協においても、理事会等の役員会や、地区社協会長会議等を開催し、市内の福祉状況や市及び県の事業への要望や意見のとりまとめを行うとともに、各地区の地域性に沿った形で支援を実施しています。
- 引き続き、地域住民の主体的な参画と、市と市社協の連携・協働により、福祉のまちづくりを一体的に進めていくことが求められます。

施策の方向性

- 地区社協単位での福祉座談会を発展的に継続実施し、課題やニーズの把握、地域への情報提供などの運営支援を通じ、地域における、特性に応じた地域福祉の推進体制づくりを促進します。
- また、福祉座談会の実施にあたっては、将来の地域を担う人材育成にもつなげていくことができるよう、住み続けたいと思える魅力ある地域づくり等について、若い世代の参加と課題の共有に努めます。

◆市民の取組

- ・隣近所の困りごとに気をかけます。
- ・地域活動への理解を進め、地域での活動に積極的に参加します。

◆地域の取組

- ・地域課題の共有や福祉ニーズの把握に努めます。
- ・市や市社協が開催する、福祉座談会に参加します。

◆市社協の取組

- ・市と連携し、様々な機会を通じて市民が抱える多様な課題の把握に努めます。
- ・地域の課題をとりまとめ、本計画の評価資料とともに、地域のニーズに沿った事業展開を図ります。
- ・各地区の状況を考慮した、地区社協の活動・運営を評価・支援し、継続的な活動の充実を図ります。

◆行政（市）の取組

取組名	取組内容	担当課
福祉座談会等の開催	市社協、地区社協と連携し、福祉座談会を開催します。	福祉課 高齢者支援課 子育て支援推進課
地域課題の検討	福祉座談会等の結果をとりまとめ、次期計画改定の基礎資料として整理することで本計画期間中の課題を抽出し、各地区社協へ情報や成果を還元します。	福祉課 高齢者支援課 子育て支援推進課

基本目標2 福祉活動が活発で参加しやすいまち

1 福祉教育・学習機会の充実

現状と課題

- 福祉教育には、学校で行う行事としての取組と、地域の中で福祉に関する理解を深める取組があります。
- 本市では、新型コロナウィルス感染症の影響で体験活動が制限された期間はあったものの、市社協を中心に、授業等を通じて「福祉のこころ」の醸成に取り組んできました。
- また、関係機関やボランティア団体等との連携・協力のもと、中学校では福祉施設への訪問・交流体験、小学校では車いす体験等、発達段階に応じた福祉教育を実施するとともに、募金活動や福祉関連物品購入等を通じて、教育の充実に努めています。
- 市社協においては、出前講座を行うボランティアグループやイベントを通じた PR、コンクールによる啓発、マスコットキャラクターの活用など、市民の福祉に関する意識の啓発も行っています。
- アンケート調査によると、市民の大半が福祉への関心を持っていますが、実際の地域での活動参加にはあまり結び付いていない現状があります。
- そのため、市と市社協が連携・協働して様々な福祉教育を推進し、福祉に対する意識の向上に努めたり、地域活動やボランティア活動等への参加促進を図ることが求められます。

施策の方向性

- 福祉に関する学習の機会を増加し、福祉に対する理解を深め、ボランティア活動への積極的な参加を促すために、学校や地域で行う体験学習や地域での話し合いの場づくりなど、学校や市民への積極的な啓発活動に努めます。
- パンフレット等による福祉教育推進のための周知活動や、広報紙・ホームページ・SNS 等での情報発信、市社協の福祉出前講座の開催、ボランティアセンターと連携した講座の充実を図る取組などについては、それらの効果を適切に評価し、各取組の充実に努めます。

◆市民の取組

- ・福祉に関する学習会・講座等に参加し、福祉に対する理解や関心を深めます。
- ・地域の福祉課題を把握し、課題解決に向けた取り組みを行います。
- ・ボランティア活動への積極的な参加や福祉意識の向上に努めます。

◆地域の取組

- ・福祉に関する学習会・講座等を開催します。
- ・地域で福祉についての話し合いの場（機会）をつくります。

◆市社協の取組

- ・市内の学校で行われる児童・生徒の福祉体験学習を推進・支援し、児童・生徒の福祉に関する意識を高め、将来地域の福祉を担う人材を養成します。
- ・ボランティア団体等と連携し、地域や学校への福祉教育活動の取組を支援します。

◆行政（市）の取組

取組名	取組内容	担当課
福祉教育・学習機会の充実	ボランティア等の体験活動を重視し、地域や家庭との連携を図りながら、福祉教育の充実を図ります。	学校教育課

2 福祉団体との連携

現状と課題

- 現在、本市の福祉活動においては、市民の相談役である民生委員・児童委員がその中心を担っており、民生委員・児童委員が地域で円滑に活動するためには、行政・関係機関のサポートが必要不可欠です。
- 民生委員・児童委員に対しては、定期的な情報提供や意識の啓発に取り組んでいるものの、その役割と活動内容を理解している地域住民は少なく、仕事の負担増や偏り、周囲の理解・協力不足などから、現在、担い手が不足しています。加えて、活動への実態と評価に隔たりもあり、実態に即した活動を展開するための課題解消に向けた対策が求められます。
- 本市では、社会福祉法人九十九里ホームなどを中心とした「生涯活躍のまち」実現に向けた事業の展開など、先進的な取組も実施されており、引き続き地域での医療・介護・福祉・保健の連携を推進していくことが重要です。
- 国においては、地域包括ケアシステムの構築とともに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を柱とした「重層的支援体制整備事業」の実施が求められています。市全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することが必要です。

施策の方向性

- 民生委員・児童委員の活動を広報紙やホームページ・SNS等で周知し、地域への理解促進を図ります。
- 多岐にわたる複雑な問題を抱える相談者が増えている中で、区会や関係機関、団体等の地域活動による支援と公的なサービスとが連携したセーフティネットの構築を推進するとともに、専門相談機関とのネットワークづくりを推進し、各窓口に寄せられた相談に、関係機関との連携により迅速かつ的確に問題が解決できる体制の整備に努めます。
- 地域包括ケアシステムの体制づくりに取り組み、高齢者福祉にとどまらず、障がい福祉や子ども・子育て支援、生活に困窮する世帯への支援など、分野横断的な地域包括ケアをめざします。
- 地域での生活に対する満足度を高めるため、地域ごとに異なる福祉資源を活かし、いかに連携するかという視点を持ちながら、課題解決に努めていきます。
- 重層的支援体制整備事業の実施に向けて、段階的な体制整備の構築を図ります。

◆市民の取組

- ・地域活動へ積極的に参加し、民生委員・児童委員活動への理解や協力に努めます。
- ・地域での支え合いを心がけ、助け合うことのできる関係性を構築します。

◆地域の取組

- ・民生委員・児童委員と地域住民がコミュニケーションを取れる環境をつくります。
- ・地域の課題を見つけ、情報共有して、解決に向けて協力するなど、地域の中の支え合いの仕組みづくりに取り組みます。
- ・地域での連携をはじめ、市や市社協との連携を強化し、地域内での要援護者の見守り支援体制の構築に参画します。

◆市社協の取組

- ・民生委員・児童委員や他の社会福祉法人、福祉事業所、病院、NPO 等との連携を強化し、活動の円滑化を図ります。
- ・連携強化の中で既存の福祉資源を確認し、潜在している福祉資源の有効活用に努めます。
- ・地域包括ケアにおける市社協の役割を明確にし、市内のケアシステム構築に参画します。

◆行政（市）の取組

取組名	取組内容	担当課
民生委員・児童委員の活動支援	民生委員・児童委員に対して必要な情報の提供や、研修の充実に努め、その活動が円滑に行われるよう支援を行います。	福祉課
在宅医療・介護連携推進事業／生活支援体制整備事業／日常生活支援総合事業	関係団体、機関の連携を強化し、地域包括ケアシステムをより深化・推進していきます。	高齢者支援課
重層的支援体制整備事業の基盤整備	支援機関の連携や役割分担の検討など、重層的支援体制整備事業の実施に向けた取組を推進します。	各課

3 ボランティアの体制づくり

現状と課題

- 福祉関係者では研修会などに参加する人が多くなっていますが、一方で、講座や研修を受けたものの福祉に関する知識や経験を生かす機会がないと感じている人も多く、知識や経験を発揮できる環境を整えることが求められています。
- また、アンケート調査によると、ボランティア活動を活発にするためには、気軽に参加できることや身近なところで活動できることなど、活動への参加しやすさが求められています。
- 本市では、ボランティア連絡協議会・社会福祉協議会と協働で、ボランティア活動に係る広報啓発活動の一環として、ボランティアキャンペーン匝瑳を開催するなど、市民のボランティア活動への参加促進を図りました。
- また、広報誌などの情報発信や講座の開催、相談体制の充実に努めていますが、より一層活動への参加を促進することが必要です。
- さらに、既存の活動の活性化や連携強化等を図るために、区会等住んでいる地域のつながりによる地縁型の活動と、NPO 法人やボランティアなど子育てや環境保全等の特定のテーマでのつながりによるテーマ型の活動の交流や連携の場の整備を進める必要があります。

施策の方向性

- ボランティア等への参加を促進するため、必要性と意義についての啓発を行うとともに、地域で求められているボランティア活動等の情報発信や講座の開催、参加機会の充実に努めます。
- 活動に関わるグループ・団体の活動が充実していくよう、必要な情報提供や助言、コーディネートにより活動を支援します。
- ボランティアセンターの役割を明確化し、ボランティアの発掘・活動のマッチングを図ります。

◆市民の取組

- ・ボランティア行事や活動に興味を持ち、積極的な参画に努めます。

◆地域の取組

- ・ボランティア講座への参加を促進します。
- ・区会やボランティア、民生委員・児童委員、各種団体などの情報交換・意見交換の場を設けます。

◆市社協の取組

- ・ボランティアセンターにおける情報提供や相談機能の充実を図ります。
- ・ボランティアセンターの役割を明確化し、ボランティアの発掘、活動のマッチングに努めます。
- ・地域福祉活動への参加意欲のある団体・個人を支援します。
- ・地域住民が主体となったボランティア活動を支援します。
- ・各種講座の開催や福祉体験等を通してボランティア活動の普及に努めます。
- ・ボランティア活動をしやすい環境の整備に努めます。
- ・新たなボランティア活動等についての情報を提供します。

◆行政（市）の取組

取組名	取組内容	担当課
ボランティア連絡協議会の活動支援	匝瑳市ボランティア連絡協議会の活動を支援します。	福祉課
ボランティア意識の醸成	市民のボランティア意識を醸成し、活動への参加意識の向上を図ります。	福祉課 環境生活課

4 ボランティア人材の発掘と育成

現状と課題

- 本市では、関係機関と連携した情報提供や、担い手養成講座・ワークショップ等を開催し、地域で支え合い活動を行う人材の育成を支援しています。
- また、生活支援体制整備事業の生活支援コーディネーターが、地域の支え合い・助け合いの視点から、地域包括支援センターなどと連携し、コーディネート機能の充実を図っています。
- 市社協においても、各種団体の活動への共感を生むよう、メンバー募集のPRを図り、誰もが参加できるような機運の醸成を推進しています。
- しかしながら、ボランティア活動団体からは、少子化や活動に携わる人材の高齢化が進行し、人材不足により満足な活動ができないという意見が多く挙げられました。特に若手人材の後継者探しは、全ての団体に共通する課題となっています。
- アンケート調査によると、半数以上が地域活動やボランティア活動等に取り組んでいきたいと回答しており、福祉活動への参加ニーズは高いことが分かります。ボランティア活動を身近に感じることができる環境づくり、気軽に参加できるきっかけづくりが重要です。

施策の方向性

- 引き続き、地域福祉活動やボランティア活動、各種講座に関する情報提供を積極的に行うことで、参加のきっかけづくりを行います。
- また、地域に潜在する専門的な能力や技術を持った人材が、気軽に地域活動や福祉活動に参加・参画できるよう推進することで、新たな担い手の育成を進めます。
- さらに、地域での支え合い、助け合いの意識を育むため、子どもの頃からの福祉教育や地域での様々な活動への参加・体験を通して、福祉意識の向上を推進します。
- ボランティア活動は多岐にわたり、すべての年代に関わることから、「できたらいいな」が実現できるようなグループ化やマッチングを推進していきます。

◆市民の取組

- ・地域行事や環境美化活動等にボランティアとして積極的に参加します。
- ・ボランティアについて家族で話す機会をつくります。

◆地域の取組

- ・ボランティアに関心が持てるような学習会や活動の場をつくります。

◆市社協の取組

- ・地域福祉活動に参加意欲のある団体や個人に対して、市内 11 地区で展開している地区社協活動や団体の地域の実情を反映した取組例を示しながら、社会参加や生きがいづくりを支援します。
- ・市民みんなで助け合う意識を高めるとともに、その思いを実際の活動につなげるため、ボランティア体験や見学会等の開催を支援します。
- ・ボランティア体験等の参加者の中から潜在する人材の発掘を行い、地域における人材の育成と活用を促進します。

◆行政（市）の取組

取組名	取組内容	担当課
ボランティア人材の育成	市社協等の関係機関と連携し、ボランティア人材の育成に努めます。	福祉課 高齢者支援課
生活支援体制整備事業	元気な高齢者をはじめ、地域福祉活動に参加する意欲のある人を募り、要支援者とのコーディネート機能の構築を図ります。	福祉課 高齢者支援課

5 地域福祉活動の展開

現状と課題

- 本市では、区会や地区社協等との連携を図り、地域福祉活動の情報提供や、要支援者等の支援をはじめ、様々な地域の社会資源などを活用し、地域福祉の推進に努めてきました。
- また、市社協では、地区ごとの状況に応じた適切な支援に加え、公的サービスの隙間の困り事を解決できるよう、地域住民同士の信頼関係を構築し、助け合い運動の輪を広げる活動を促進してきました。
- しかし、アンケート調査によると、地域への愛着や福祉への関心が低くなる傾向にあることから、多くの地域住民の理解と協力を得て、地域福祉をより一層推進する必要があります。
- そのため、福祉への取り組み方や意識の持ち方、市社協への理解促進等、今後も本計画の普及啓発をより積極的に行い、地域住民の活動参加を促進していくことが重要です。
- 地域においては、担い手の高齢化が一番の問題となっており、次世代を担う人材を育成し、若い世代の参加者・協力者を増やすことが必要です。
- また、地域の行事等の意義や必要性を再確認し、幅広い世代の住民に分かりやすく伝える必要があります。

施策の方向性

- 市と市民、地域団体、事業者、企業、商店等地域との協働により地域福祉活動を進めるため、連携の強化を図り、様々な事業・活動について、普及啓発を進めます。
- また、市民ふれあいセンターや公民館、地区コミュニティセンターの既存施設や空き施設など、様々な社会資源の有効活用を図りながら、担い手が気軽に集える場を増やすとともに、住民にとって身近な地域で気軽に会話ができたり、世代間交流などの活動ができるよう、地域の施設の有効な活用を促進します。

◆市民の取組

- ・地域行事に関心を持ち、積極的に参加します。
- ・地域活動への理解を進め、地域での活動に積極的に参加します。

◆地域の取組

- ・地域行事の開催時は、地域の誰もが参加しやすいよう、高齢者や障がい者、子ども等に配慮・工夫をします。
- ・地域行事の意義や必要性を改めて話し合い、市民に分かりやすく伝える工夫をします。
- ・市民の参加を促すため、交流の内容を工夫します。

◆市社協の取組

- ・誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、市や関係機関と連携を図りながら、福祉サービスの充実やニーズに対応したサービス提供の促進に取り組みます。
- ・核家族化や高齢化が進行している状況の中で、住民相互の助け合い活動を展開する地区社協に対して、各地区の状況に即した支援を行います。

◆行政（市）の取組

取組名	取組内容	担当課
地域活動の展開	地域のまちづくりの担い手となる人材の育成や地域主体の活動の進展に向けた情報提供に努めるなど、地域コミュニティ活動を積極的に支援し、コミュニティ活動の活性化を図ります。	環境生活課
区会の運営支援	区会の運営・活動を支援し、地域における福祉推進を促進します。	環境生活課

6 地域福祉活動の支援と地域人材の確保

現状と課題

- 地域において、地域活動への関心は高まっている一方、近所づきあいの希薄化等、地域間交流が少なくコミュニケーションの取り方がうまくいっていないという声も上がっており、人と人とのつながりが持てる新しいコミュニケーションづくりが必要となっています。
- また、新規加入者の減少とリーダーや所属メンバーの高齢化が進行し、クラブ活動の停滞・解散が増加しています。地域からは、民生委員・児童委員・区会役員をはじめ、福祉活動の担い手不足が問題として挙げられており、人材・後継者の育成や地域福祉活動への参加促進が課題となっています。
- 市および市社協では、子育て世帯の交流促進や、シニアクラブ活動への助成、特別支援学校によるスポーツ体験会の開催、サロン活動の充実等、地域福祉活動への支援を進めてきました。
- 今後、より多くの市民に参加してもらえるように、市民の活動意向を把握するとともに、様々な交流事業をきっかけとして、地区社協役員や地域活動の担い手などの人材育成に取り組んでいく必要があります。

施策の方向性

- 地域でのつながりを強めるため、住民が広く参加できるイベントや行事の開催など交流の機会を確保するとともに、地域人材が気軽に地域活動や福祉活動に参加・参画できるよう推進します。
- また、社会福祉従事者の専門性向上など人材育成を図り、ケアマネジメント・ソーシャルワーク体制の整備を促進します。

◆市民の取組

- ・サロン活動で開催される行事やイベントに積極的に参加します。

◆地域の取組

- ・高齢者や障がい者等、支援を必要とする人たちを含めた地域行事の開催と居場所づくりを推進します。
- ・チラシや回覧板、声かけ等で、サロン活動について周知を図り、積極的な参加・協力を呼びかけます。
- ・男性も参加しやすいような、参加の呼びかけや活動内容を取り入れるなど、サロン運営について工夫します。

◆市社協の取組

- ・高齢者や障がい者等の交流や仲間づくり、レクリエーション、情報交換等を通じて、孤独感や不安感の解消、介護予防の促進等を図ることを目的とするサロン事業への支援を行います。
- ・サロン活動において、子どもから高齢者までが交流する多世代交流拠点として、様々な事業を支援します。
- ・地域福祉を担う人材を発掘・育成して、地域福祉の推進を図ります。

◆行政（市）の取組

取組名	取組内容	担当課
地域との連携強化	地域コミュニティ活動が円滑に行われるよう市民憲章の趣旨に基づく事業の推進、地域住民の自主性を尊重した組織の支援等を通し、地域との連携強化を図ります。	福祉課
つどいの広場事業	地域子育て支援拠点において、子育て世帯の交流促進・子育て支援情報の提供を行っていくとともに、さまざまな企画、イベント等を実施しながら、利用者数の向上に努めます。	子育て支援推進課
シニアクラブ活動助成事業／地域介護予防活動支援事業	シニアクラブの育成や活動支援の強化、生涯学習活動参加の促進により、高齢者自身の生きがいづくりとなる社会活動への積極的な参加を促すとともに、高齢者の知識や経験を生かしたボランティア活動や地域コミュニティの強化を図るための世代間交流等への積極的な参加を促進するため、環境の整備や情報の発信を実施します。	福祉課 高齢者支援課 生涯学習課
障がい者の社会参加の促進	障がい者が主体的に活動するスポーツ、レクリエーション活動の支援を行うことにより、地域における交流機会の拡充を図るとともに、ボランティア活動への機会を提供することにより障がい者の地域での自立生活及び社会参加を促します。	福祉課

基本目標3 誰にとっても暮らしやすいまち

1 地域福祉の基盤整備

現状と課題

- 本市では、公共公益施設や公共交通機関などの改修やバリアフリー化への取組、車いす対応の福祉カーを活用した社会参加の促進、高齢者への外出支援サービスの展開などを実施しています。
- 引き続き、より多くの人が安全で快適に生活できるよう、バリアフリー及びユニバーサルデザインの視点による住環境の整備が必要です。
- 市社協でも、キャンペーンイベントやコンクールの開催による福祉への意識向上や、あんしん生活ガイドの作成を通じた在宅でのサービス事業所のPRに協力してきました。
- 地域活動においては、活動の機会や拠点となる場の提供に努めていますが、地域ごとの活動に格差があり、地域活動の横のつながりや情報共有を充実するための取組を実施するとともに、活動場所として空き家や空き店舗等を有効活用するなど、地域の実情を考慮しながら、基盤を整備していく必要があります。

施策の方向性

- 誰にとっても暮らしやすいまちとなるよう、公共施設や公共交通機関のバリアフリー化を推進します。
- また、地域での安全確保に関わる活動を推進し、誰もが自らの意思で自由に行動し、積極的に社会活動に参加できるよう、交通環境に配慮したまちづくりを推進します。
- 市民の福祉に対する意識を高め、「心のバリアフリー」を促進していきます。

◆市民の取組

- ・高齢者や障がい者など、移動に困難を抱える人を手助けします。
- ・放置自転車や路上へのみ出しなど、交通障害の恐れがある行為は控えます。

◆地域の取組

- ・身近な場所で歩きづらい場所、危険に感じる場所を点検・共有し、安全確保に努めます。
- ・地域での交通安全活動に取り組みます。

◆市社協の取組

- ・福祉教育などを通じて、市民の福祉に対する意識を高め、地域福祉活動を行う地域の人材を育成し、誰もが社会生活に参加できるよう努めます。
- ・手助けを必要とする方に、ボランティア情報や福祉サービスの情報を提供します。
- ・既存の福祉資源を掘り起こし、手助けを必要とする方が有効に活用していただけるよう取り組みます。

◆行政（市）の取組

取組名	取組内容	担当課
バリアフリーの推進	公共空間を中心に、バリアフリー環境の整備に向けた各種施策の促進を図ります。	各課
心のバリアフリーの推進	広報事業等を通した「思いやり」や「支え合い」の心を持った市民意識の醸成を図り、「心のバリアフリー」を促進します。	福祉課
移動支援の充実	高齢者や障がい者といった移動が困難な状態にある方々に対して、本人や介助者、家族の負担軽減を図る体制の整備に努めます。	福祉課 高齢者支援課

基本目標4 地域に根差した活動のできるまち

1 社会福祉協議会の運営支援

現状と課題

- 市内 11 地区に設置された地区社協は、地域福祉の推進において重要な役割を担っており、市民の身近な地域福祉の拠点として、各地域において連携・協働による事業を実施しています。
- 具体的には、日頃から高齢者・障がい者等の見守りや声かけをはじめ、サロン活動支援、災害等緊急時における要援護者への支援活動など、様々な取組を行っています。
- また、地区社協や各種福祉団体への支援・助成や、地域福祉を担う人材の発掘・育成を図るなど、地域の福祉課題解決に向けた体制整備にも努めています。
- 本市においても、地域福祉の推進を図っていくため、市社協と連携し、行政のみでは把握や対応が難しい地域課題への取組を進めています。
- 市社協は、増加する福祉ニーズへの対応に運営面での課題を抱えていることから、今後はよりネットワークを強化し、市社協への運営面での支援や、行政福祉部門での連携など、市と市社協が本計画の施策・事業の整合を図る必要があります。

施策の方向性

- 市と市社協の連携を強化し、包括的なネットワーク体制の充実を図り、地区社協活動が十分に行なうことができるよう、区会や各団体等との協力関係の構築や社協活動の周知啓発に取り組みます。
- また、地域団体・組織、それぞれの役割を再確認し、地区社協を中心とする地域福祉推進体制の整備に努めるとともに、地域福祉活動の中核としてさらに機能していくため、関係団体や福祉施設等の地区社協への加入促進と連携の強化に努めます。
- 地区社協の活動については、地域の福祉課題は複雑化・多様化していることから、課題を的確に把握するとともに、地区社協に求められている役割を分析し、関係機関やボランティア等と連携し、問題解決に向けた新たな取組、仕組みづくりについて協議を行います。
- 今後は、より地域特性に応じた組織強化を図ることが必要となってくることから、市社協では本計画期間において、地区社協の役割を見直し、「地域の福祉力」の育成・向上をめざし、将来の地域福祉を担う、より主体的な組織づくりに取り組みます。

◆市民の取組

- ・市社協を認知し、地域の地区社協活動へ積極的に参加します。
- ・地域の一員としてコミュニケーションを図り、地区社協事業への理解や協力に努めます。

◆地域の取組

- ・地区社協への参画を通じ、地域での福祉活動により一層取り組みます。
- ・市社協及び地区社協活動を周知し、市民参加を促します。
- ・地区でのまちづくりを基本に、地域福祉を推進します。
- ・住民同士のコミュニケーションを図り、地域の福祉課題の把握に努めます。
- ・一部の役員だけで抱え込まないようにボランティアや福祉関係団体等が連携して、見守り、支え合いの仕組みをつくります。

◆市社協の取組

- ・地域の状況に応じた計画的な取組を定め、活動を展開します。
- ・地域団体・組織、それぞれの役割を再確認し、地区社協を中心とする地域福祉推進体制の整備に努めます。
- ・地区社協が、地域福祉活動の中核としてさらに機能していくため、人材の育成や活動の支援に努めます。
- ・赤い羽根共同募金を通じて、地区社協や地区福祉団体の活動を支援します。

◆行政（市）の取組

取組名	取組内容	担当課
市社協との連携強化	市社協との連携を強化し、ネットワーク体制の充実を図ります。	福祉課
地区社協との連携強化	地区社協活動が十分に行うことができるよう、市社協との連携を強化します。	福祉課

基本目標5 誰もが安心して暮らせるまち

1 地域の防犯・防災活動の展開

現状と課題

- 本市では、警察署と連携したパトロールや、ボランティアセンターの円滑な運用に関する取組、屋外スピーカーや中継子局等のバッテリー容量拡大による長期停電対策の実施などを通じて、防犯・防災活動を展開するとともに、交通安全啓発活動の実施など、市民が安心して暮らせる環境整備を進めてきました。
- また、支援を要する高齢者・障がい者等に対して、見守り支援を行うための要支援者の名簿を作成し、防災用品の配布や、市社協及び地区社協においては、各地区の実情に応じて見守り対象者を把握するなどの支援を行い、災害時の支援体制の確立に努めています。
- 安全・安心に暮らせる地域づくりのためには、実施団体の拡充や市内全域への展開に向けた啓発など、共助の活動をさらに広げていくことが重要です。
- 今後は、要援護者の登録者数の増大が見込まれるとともに支援者側の負担が増大することが懸念されるため、地域における支援団体の拡充及び支援体制のさらなる構築が求められます。

施策の方向性

- 地域の中で安心して生活できるよう、地域のつながりを強め、子どもの安全対策や地域の防犯活動等の充実を図り、犯罪に強い地域を目指します。
- また、地域防災力を向上するため、自主防災組織のさらなる結成促進及び活動支援の充実を図るとともに、防災リーダーの養成を行い、自助・互助・共助の防災活動に対する支援を行います。
- 高齢者・障がい者等の避難行動要支援者を支援するためには、地域の協力を得ながら、要援護者への避難情報の提供、避難誘導、安否確認、避難状況の把握に努め、支援体制の充実・強化を図ります。

◆市民の取組

- ・「自分の身は自分で守る」という意識を持ち、災害に備えます。
- ・各家庭において、家族の避難場所の確認を行います。
- ・自主防災組織で行う防災訓練に参加します。
- ・災害が発生し、災害ボランティアセンターが設置されたら、災害時のボランティア活動への直接的または間接的な支援ができるように努めます。

◆地域の取組

- ・「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を持ち、災害に備えます。
- ・行政区（自主防災組織）内で災害時要援護者の所在を把握し、災害時に安否確認し、適切な援助を迅速に行うための防災訓練の実施を定期的に行います。

◆市社協の取組

- ・災害発生時に、災害ボランティアの活動を支援するため、関係機関等と連携を図り、災害ボランティアセンターを設置・運営します。
- ・ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、身体の不自由な要援護者を、緊急時・災害時の安否確認と救援が迅速にできるよう、地域の仕組みづくりを進めます。
- ・災害発生時には、市民の自主的な活動が大きな力となることから、防災知識の普及、防災意識の啓発に努めるとともに、災害ボランティアの育成並びに、災害時に円滑に対応できる体制整備を図ります。

◆行政（市）の取組

取組名	取組内容	担当課
災害時の支援体制の構築	民生委員・児童委員等の関係団体と連携し、地域内の要援護者の把握及び災害時避難支援のできる体制を構築します。	福祉課 高齢者支援課 総務課
防犯パトロール活動の支援	警察・防犯協会等と連携を図りつつ、市民が自主的に行う防犯パトロール活動を支援し、市民の防犯意識の高揚を図ります。	環境生活課
交通安全指導の推進	市民の交通事故防止のために、あらゆる機会を通して、交通マナーの向上や法令遵守等の交通安全指導を推進します。	環境生活課
災害ボランティアセンターの設置・運営等	災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の際に、互いに協力して災害ボランティアの養成を行うとともに、自主防災組織の育成に努めます。	総務課 環境生活課

2 地域におけるセーフティネットの構築

現状と課題

- 本市では、広報による虐待防止推進キャンペーンや、要保護児童にかかる情報提供・支援体制の充実を図るための関係者会議、様々なケース発生時における対応を検討するための個別支援会議等を随時開催するなど、子どもや子育て世帯が抱える課題への対応に努めています。
- 地域や団体では、見守り活動を実施していますが、高齢化により対象者が増加していることもあり、見守りの見落とし等が懸念されています。また、地域によって見守り活動の取組にはらつきがあり、地域のきめ細かい見守り・援助体制の一層の充実が求められます。
- 近年は、社会経済環境の変化に伴い、生活困窮に至るリスクの高い人々や稼働年齢層を含む生活保護受給者が増加しており、アンケートやヒアリング調査結果からも、経済的な困窮への不安や、支援の必要性についての意見が多く挙がっています。
- 国の生活困窮者自立支援法の制定を受け、経済的な支援だけでなく、就職への意欲喚起や就労に向けた訓練の場となる中間就労の場の提供など、自立を図るための総合的な支援の充実が求められます。
- また、地域から孤立している人や、支援を必要としているものの、制度が行き届かない人などを把握し、誰ひとり取り残さない支援体制を構築していくことが重要です。

施策の方向性

- 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、支援や介護を必要とする高齢者や障がい者、子育て世帯などが地域の中で孤立することのないよう、日常の見守りや声かけなどの支援体制の充実を図ります。
- 徘徊高齢者の安全確保や虐待防止とその対応、DVなどの暴力被害者の避難、複雑な要因による困難事例への対応等については、区会や関係機関、団体等の地域活動による支援と公的サービスとの連携し、速やかに対応できるよう体制の充実を図ります。
- また、生活に困難を抱えた人を地域で見守るとともに、居住に課題を抱える人や一般就労への移行が困難な人への支援、生活困窮世帯の子どもの学習支援等については、地域や関係課、関係機関との連携のもと、生活困窮者の自立・社会参加への支援体制の充実を図ります。
- 既存の制度の支援対象でない人や、制度の狭間で支援を受けられない人に対し、府内の分野横断的な支援体制構築や、関係機関・団体との連携強化など、地域全体でサポートができるネットワークの構築を目指します。

◆市民の取組

- ・見守り活動に参加し、普段の生活の中で目配り、気配り、心配りをする関係を心がけます。

◆地域の取組

- ・住民同士のコミュニケーションを図ることに努め、地域の高齢者等が孤立することを未然に防止します。
- ・自分たちの地域環境に適した、独自の見守りのネットワークを地域ごとに考えていく必要があり、地区からさらに身近な区会、隣近所の見守り、支え合いの仕組みをつくります。

◆市社協の取組

- ・地域住民、地域活動団体、民生委員・児童委員、関係機関等との連携を図り、サービス利用に結び付いていない要支援者の把握に努めます。
- ・地区社協のサロン活動や配食サービス事業等、各地区の状況に即した地区社協活動を支援し、日頃からの見守り活動（安否確認等）を推進します。
- ・住民一人ひとりが地域で安定した生活を送ることができるよう、千葉県社会福祉協議会の実施する生活福祉資金貸付事業など、関係機関と連携して生活実態に応じた支援を行い、生活困窮者の社会的、経済的自立に努めます。

◆行政（市）の取組

取組名	取組内容	担当課
独居高齢者等実態把握	対象者、実施方法等の見直しを検討し、より多くの要支援対象者の早期発見を図ります。	高齢者支援課
要保護児童対策地域協議会事業	要保護児童の早期発見やその適切な保護、さらに対象家庭の状況に応じた支援を図るため、実務者会議、個別ケース検討会議等を開催していきます。また、児童虐待防止キャンペーン等の広報・啓発活動等も継続していきます。	子育て支援推進課
生活困窮者への支援	相談支援体制の整備、生活困窮者自立支援法に基づく支援の実施、関係機関や民生委員・児童委員、他制度による支援、区会やボランティア等によるインフォーマルな支援等とともに、生活困窮者支援を通じた地域づくりを図ります。	福祉課
生活困窮者への支援体制の構築	生活困窮者支援に当たっては、既存の社会資源の把握や活用にとどまらない、新たな社会資源の創出や住民の理解の促進、必要な地域支援ネットワークの構築等、地域の実情に応じ、特徴を生かした支援体制づくりを図ります。	福祉課

第5章 成年後見制度利用促進計画

第1節 計画の策定にあたって

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で、判断能力が十分でない方の権利を守るために、成年後見人を選任して、その方の暮らしや財産を法律的に支援する制度です。

選任された成年後見人等が、本人に代わって契約を結び、必要な介護サービス等の利用を進めたり、不動産や預貯金等の管理を行ったりすることで、生活や権利を守ります。

財産の管理や、日常生活等に支障がある方を社会全体で支え合うことは、喫緊の課題であり、成年後見制度はそのための重要な手段です。しかしながら、必要な方が制度を十分に利用できていないのが現状です。

こうした状況を踏まえ、国は平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行し、平成29年3月に「第一期成年後見制度利用促進基本計画」、令和4年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定しました。これに伴い、市町村は成年後見制度の利用促進に関する基本的な計画を定めるよう努めることとされています。

本市においても、認知高齢者や単身高齢者等の増加とともに、成年後見制度の必要性が高まるものと見込まれます。支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができる地域づくりを目指し、新たに「匝瑳市成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

第2節 計画の位置付け

本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条第1項の規定に基づき、本市における成年後見制度の利用促進に向けた取組の方向を明らかにするものです。

なお、本計画は、第3次匝瑳市地域福祉計画及び地域福祉活動計画と一体的に策定していることから、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

成年後見制度の概要

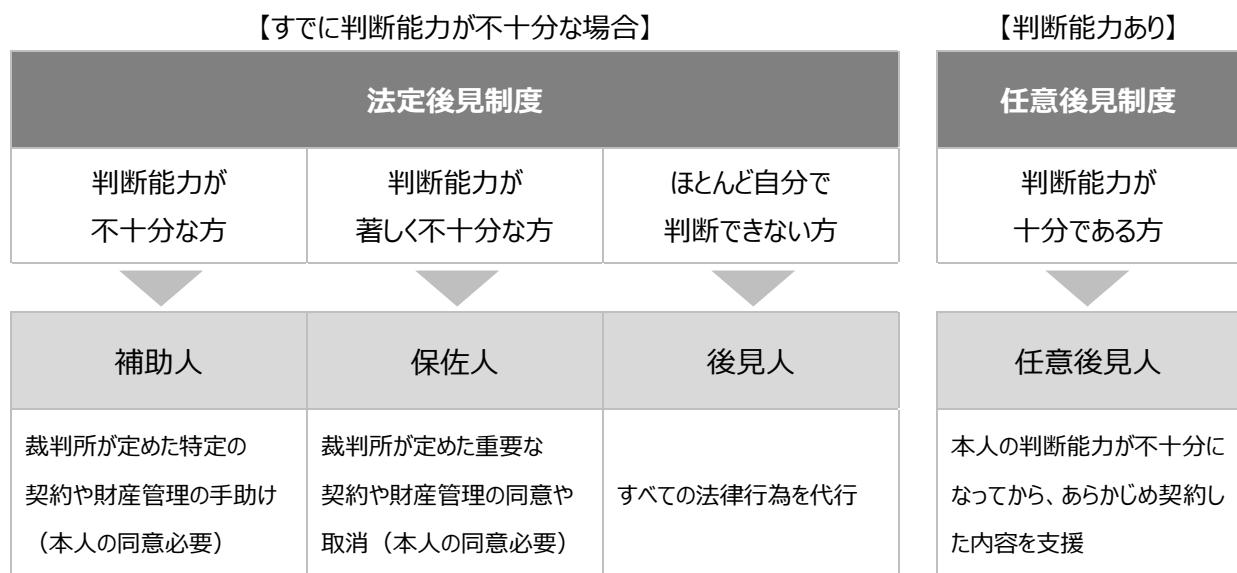
…成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

(1) 法定後見制度

法定後見制度とは、本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。申立てができるのは、本人、配偶者、四親等内の親族等です。本人の判断能力に応じて、「補助」「保佐」「後見」の3つの制度が用意されています。

(2) 任意後見制度

任意後見制度とは、本人が十分な判断能力を有するうちに、将来の判断能力の低下に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に支援してほしい事柄について代理権を与える契約（任意後見契約）を結んでおくものです。公証役場において、公正証書で契約します。



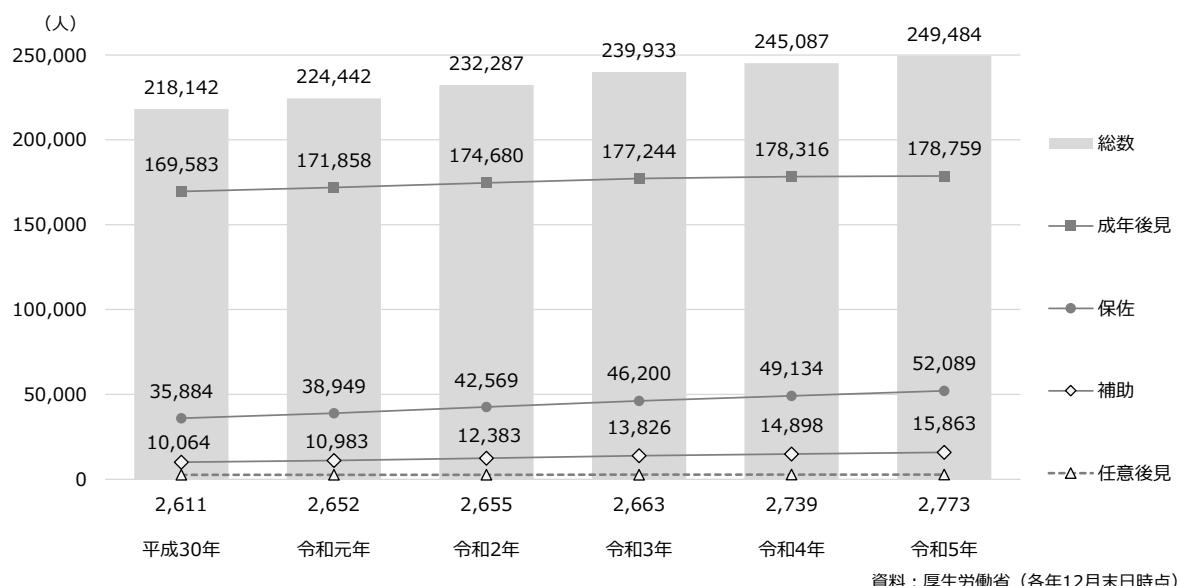
第3節 成年後見制度を取り巻く現状

1 国の状況

全国における成年後見制度の利用者数は、令和5年12月末日時点で249,484人となっています。

内訳をみると、「成年後見」が最も多く、総数の7割以上を占めており、「保佐」、「補助」、「任意後見」の順で続いている。平成30年以降、いずれも右肩上がりに推移しており、成年後見制度の利用者数は年々増加していることが分かります。

図表－48 成年後見制度の利用者数の推移（全国）



2 本市の状況

（1）市長申立件数

本市における成年後見制度の市長申立件数は、令和5年度末時点までの累計で、高齢者支援課が11件、福祉課が5件で、計16件となっています。

図表－49 市長申立件数の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	累計
高齢者支援課	2件	4件	2件	2件	1件	11件
福祉課	0件	2件	1件	2件	0件	5件
計	2件	6件	3件	4件	1件	16件

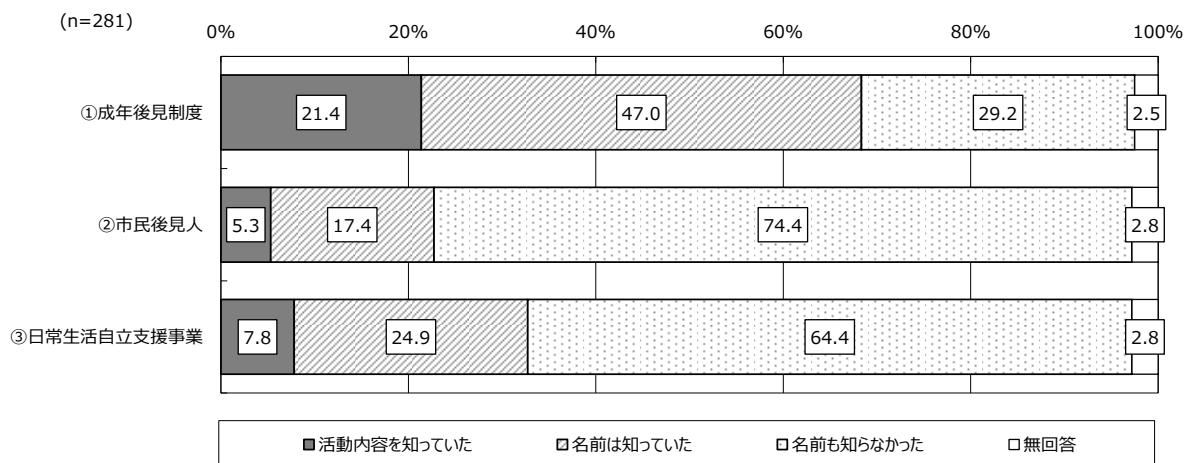
資料：市福祉課（各年3月31日時点）

(2) 制度や事業の認知度

制度や事業について、「①成年後見制度」は、「活動内容を知っていた」が 21.4%、「名前は知っていた」が 47.0%、「名前も知らなかった」が 29.2%で、認知している割合が 68.4%となっています。

「②市民後見人」は、「活動内容を知っていた」が 5.3%、「名前は知っていた」が 17.4%、「名前も知らなかった」が 74.4%となっています。「③日常生活自立支援事業」は、「活動内容を知っていた」が 7.8%、「名前は知っていた」が 24.9%、「名前も知らなかった」が 64.4%となっています。

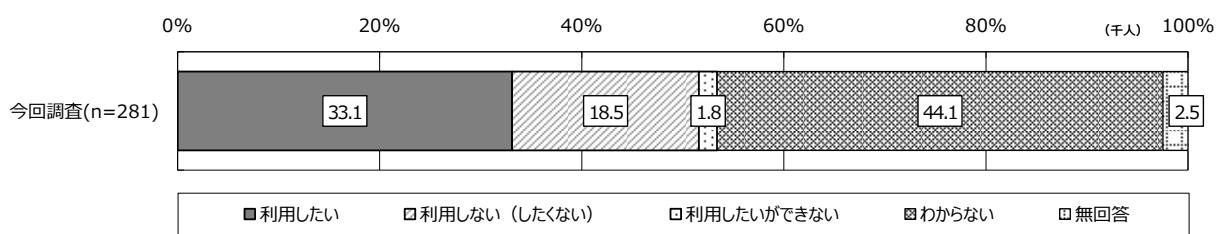
図表－50（再掲）制度や事業の認知度【SA】



(3) 制度の利用意向

自身や家族の判断能力が不十分になったとき、成年後見制度について、「利用したい」は 33.1%、「利用しない（したくない）」は 18.5%、「利用したいができない」が 1.8%、「わからない」が 44.1%となっています。

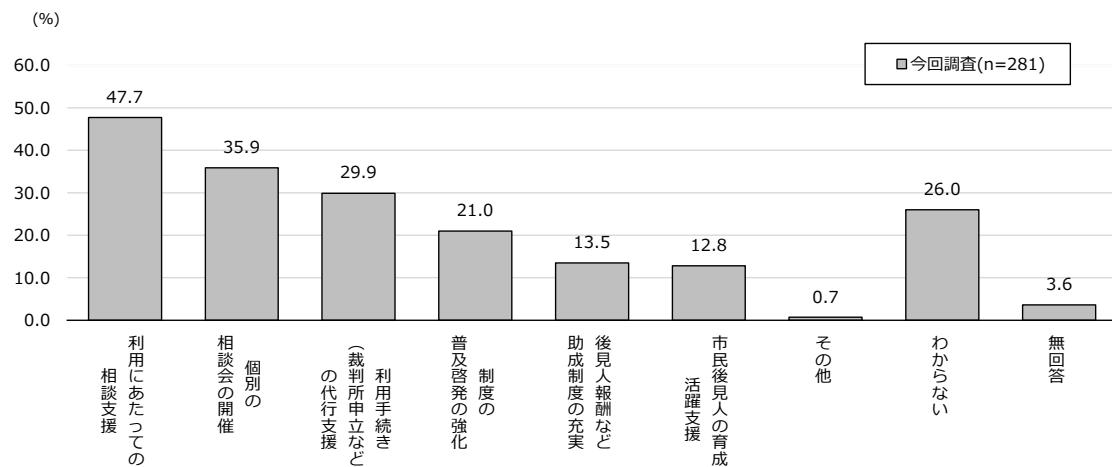
図表－51（再掲）制度の利用意向【SA】



(4) 市に期待すること

成年後見制度の利用促進について市に期待することは、「利用にあたっての相談支援」が47.7%で最も多く、次いで「個別の相談会の開催」(35.9%)、「利用手続き（裁判所申立など）の代行支援」(29.9%)などの順となっています。

図表－52（再掲）市に期待すること【MA】



第4節 計画の基本方針

本計画では、子どもや高齢者、障がい者等に対するあらゆる権利侵害、身体的虐待やネグレクト、配偶者への暴力などを未然に防ぎ、早期に発見できるよう、市民の人権意識を高めるとともに、判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障がい者や精神障がい者などの権利が守られ、必要な援助を受けることができるよう、地域包括ケアの理念のもとで、地域の中で対象者の権利を守っていく仕組みの構築を目指します。

権利擁護に対する取組や、成年後見制度の利用を促進していくため、次の4項目を本計画に盛り込むべき方向性として掲げます。

基本方針1 権利擁護の推進

基本方針2 成年後見制度の周知・啓発

基本方針3 成年後見制度の利用の促進

基本方針4 地域連携ネットワークづくり

第5節 施策展開

1 権利擁護の推進

取組名	取組内容
権利擁護支援に関する意識啓発	虐待やいじめ等、あらゆる権利侵害の未然防止・早期発見に向けて、研修や啓発活動を充実し、市民の人権意識の醸成に努めます。
認知症見守りネットワーク事業の充実	地域において権利が侵害されるなどの恐れがある利用者及び対象者を把握し、関係機関への通報ができる体制を構築するため、関係機関・団体との連携を図ります。

2 成年後見制度の周知・啓発

取組名	取組内容
成年後見制度の周知・情報発信	広報誌やホームページ、SNS等を通して、成年後見制度に関する情報や相談窓口の周知・啓発を行い、正しい制度の理解と適切な制度の利用につなげます。
相談窓口の周知	支援が必要な人の早期発見および早期対応のため、相談窓口の充実および周知を図り、成年後見制度を必要とする人やその家族等が、安心して相談できる体制づくりを行います。

3 成年後見制度の利用の促進

取組名	取組内容
日常生活自立支援事業との連携促進	日常生活自立支援事業の対象者が、成年後見制度が必要になった際、スムーズに移行できるよう、関係機関等との連携を推進します。
成年後見人等への報酬助成	経済的な課題があっても、安心して成年後見制度を利用できるよう、後見人や補助人・保佐人への報酬助成事業を行います。
市民後見人の養成	県や関係機関等と連携し、市民後見人としての業務を適正に行うための知識や技術の習得を支援し、市民後見人の育成に努めます。
市長申立の適切な実施	判断能力が不十分で、家族や親族からの支援が受けられない人に対して、市長による審判申立を適切に実施し、身寄りのない方や費用負担が困難な方の制度利用を支援します。

4 地域連携ネットワークづくり

取組名	取組内容
中核機関の設置	地域連携ネットワークの中核となる機関を設置するとともに、協議会等を通じて制度の円滑な運用を行います。
地域連携ネットワークの構築	後見人等が一人で支えるのではなく、地域福祉・医療等の関係者や専門職団体、裁判所、行政などが一体的に連携・協力し、本人および後見人等を支援できるよう、地域連携ネットワークづくりを推進していきます。

第6章 再犯防止推進計画

第1節 計画策定にあたって

全国の刑法犯の認知件数は、平成14年をピークとして減少傾向にあり、それに伴い再犯者数も減少しつつあります。検挙人員に占める再犯者の割合（再犯者率）は約5割と高く、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向けて「再犯」を防止することが重要な課題となっています。

犯罪や非行をした人の中には、安定した仕事や住まいの確保が難しい、薬物やアルコール等の依存症を抱えている、高齢で身寄りがないなど、地域社会で生活する上で様々な課題を抱えているケースが多く存在します。

そのような状況の中で犯罪や非行から立ち直ろうとしても、経済的困窮や、地域社会からの孤立、適切な支援が受けられないなどの理由から、再犯に至る人も少なくありません。

こうした状況を受け、国では、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、再犯の防止等にかかる自治体の責務が明示されるとともに、地域の実情に応じた施策を推進していくため、地方再犯防止推進計画の策定が努力義務とされました。

本市においても、犯罪や非行をした人の地域での生活と社会復帰を支え、市民が犯罪の被害に遭うことを防ぎ、誰もが安全で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指し、新たに「匝瑳市再犯防止推進計画」を策定しました。

第2節 計画の位置付け

本計画は、「再犯防止推進法」第8条第1項の規定に基づき、本市における再犯防止の推進に向けた取組の方向性を明らかにするものです。

なお、本計画は、第3次匝瑳市地域福祉計画及び地域福祉活動計画と一体的に策定していることから、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

第3節 再犯防止を取り巻く現状

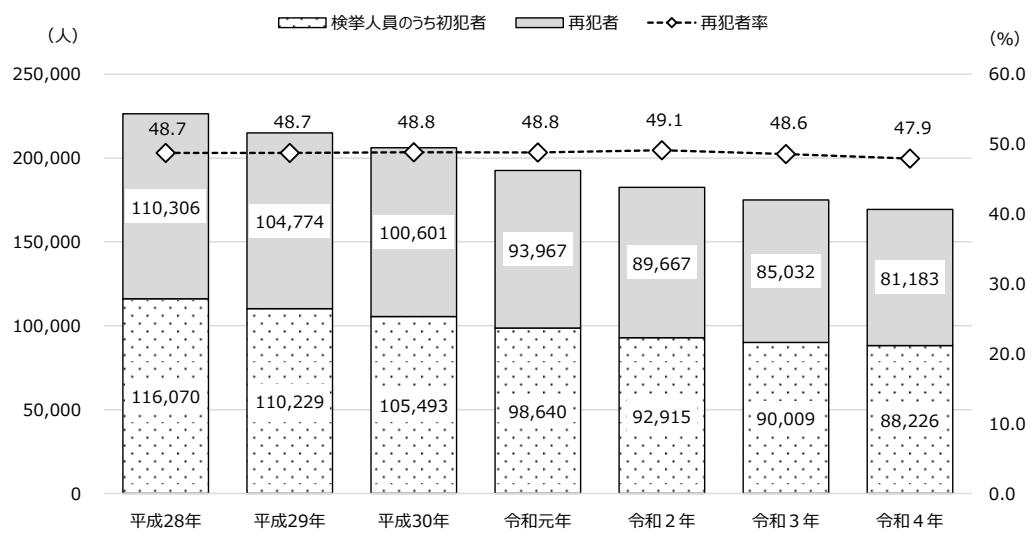
1 国の状況

(1) 刑法犯検挙者数

全国における刑法犯検挙者数は、年々減少しています。

内訳をみると、刑法犯検挙者数に占める再犯者の割合（再犯者率）は5割弱を横ばいで推移しており、約半数を再犯者が占めていることが分かります。

図表－5 3 刑法犯検挙者数の推移（全国）



資料：法務省「令和5年版犯罪白書」

(2) 出所受刑者数

出所受刑者の2年以内再犯者数および再犯者率は、毎年減少しています。

なお、いずれの出所年でも、満期釈放者は仮釈放者より2年以内再入者が多いことが分かります。

図表－5 4 出所受刑者数の推移（全国）

	(単位：人、%)									
出所受刑者数	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年
2年以内再入者数	5,100	4,804	4,569	4,225	3,971	3,712	3,396	3,125	2,863	2,515
(2年以内再犯者率)	18.6%	18.1%	18.5%	18.0%	17.3%	16.9%	16.1%	15.7%	15.1%	14.1%
うち満期釈放等出所受刑者	3,487	3,173	2,928	2,709	2,470	2,348	2,114	1,936	1,749	1,504
うち仮釈放出所受刑者	1,613	1,631	1,641	1,516	1,501	1,364	1,282	1,189	1,114	1,011

資料：法務省「令和5年版再犯防止推進白書」

※1 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。

なお、「満期釈放等」は、出所受刑者の出所事由のうち、満期釈放及び一部執行猶予の実刑部分の刑期終了をいう。

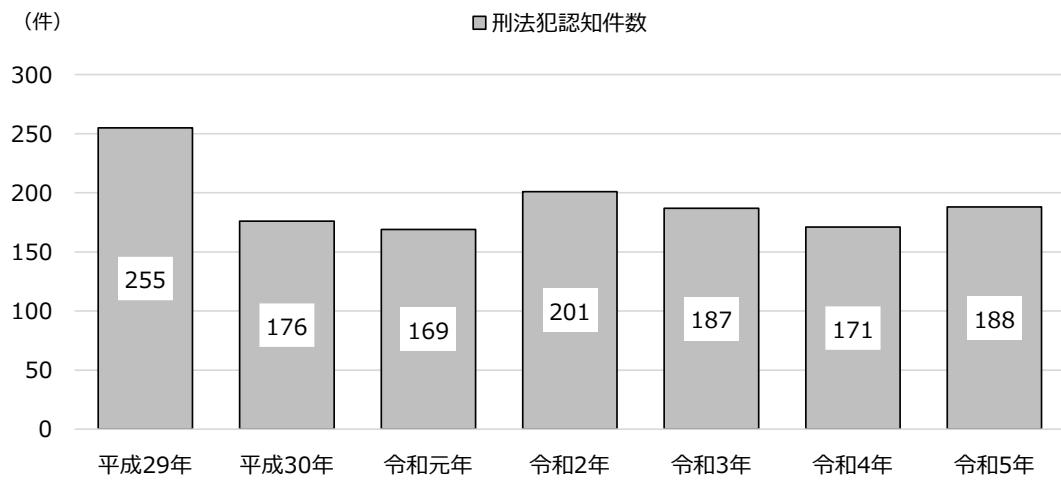
※2 「2年以内再入者数」は、各年の出所受刑者のうち、出所年を1年目として、2年目（翌年）の年末までに再入所した者の人員をいう。

2 本市の状況

(1) 刑法犯認知件数

本市における刑法犯認知件数は、令和5年度末時点で188件となっています。

図表－5 5 刑法犯認知件数の推移

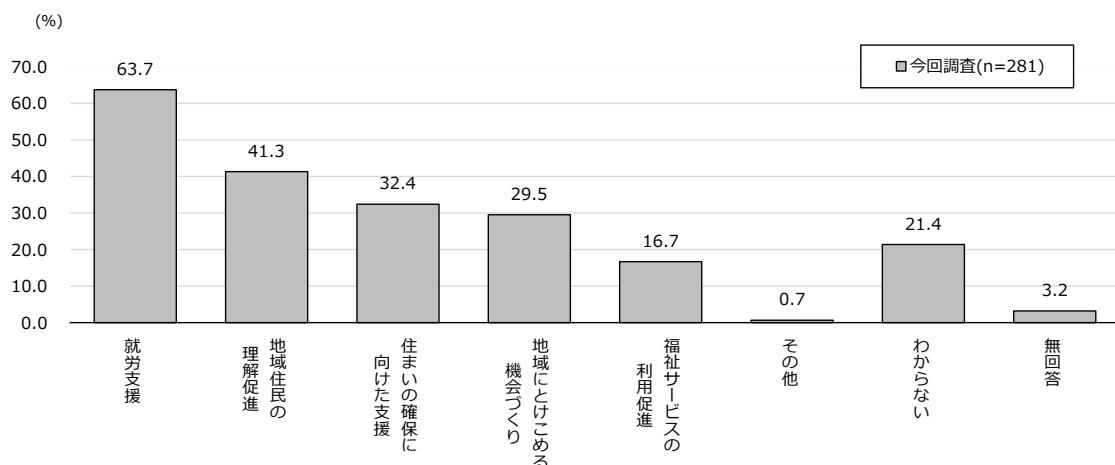


資料：千葉県警察本部「犯罪統計」

(2) 再犯防止に向けたサポートについて

罪を犯した人が、矯正施設を出所した後、再び罪を犯さずに、地域で暮らしていくために、行政を含めた地域全体でサポートできることについて尋ねたところ、「就労支援」が63.7%で最も多く、次いで「地域住民の理解促進」(41.3%)、「住まいの確保に向けた支援」(32.4%)などの順となっています。

図表－5 6 (再掲) 地域全体でサポートできること【MA】



第4節 計画の基本方針

犯罪や非行をした人たちの立ち直りのためには、本人が努力を続けることはもちろんですが、こうした人たちをいたずらに排除するのではなく、「生きづらさを抱えた要支援者」と捉え、個々の生きづらさに沿った支援につなげていくという視点を持つことも大切です。

本計画では、犯罪や非行を未然に防ぐとともに、社会での孤立や、十分な支援を得られないことにより、再び罪を犯してしまうことのないよう、地域全体でセーフティネット構築の取組を進めていくために、次の3項目を本計画に盛り込むべき方向性として掲げます。

基本方針1 就労・住居の確保等を通じた自立支援

基本方針2 民間協力者の確保・活動支援

基本方針3 地域での包括的な支援体制の構築

第5節 施策展開

1 就労・住居の確保等を通じた自立支援

取組名	取組内容
就職や職場定着に向けた相談窓口の設置	刑務所出所者等に対し、就労・職場定着支援を行う相談の場を提供するとともに、精神的な不安や悩みを抱えた若者への就業的自立に向けた支援に努めます。
関係機関・団体との連携による就労支援	ハローワークや保護観察所と連携し、年齢や特性に応じた適切な就業相談・職業紹介を行います。また、利用可能な既存の制度を活用し、一人ひとりの状況に応じた就労支援を行います。

2 民間協力者の確保・活動促進

取組名	取組内容
協力雇用主の確保および活動支援	新たな協力雇用主の確保に向けて、制度の広報を行うなど、商工会や商工会議所・企業等を連携して雇用の促進に努めます。
更生保護に携わる人材の確保および活動支援	保護司会と協力し関係機関等へ広報を行うなど、保護司適任者の安定的確保に努めます。また、更生保護女性会や更生保護サポートセンターの活動に関する周知など、更生保護に携わる関係者の活動を支援します。

3 地域での包括的な支援体制の構築

取組名	取組内容
「社会を明るくする運動」の推進	チラシ配布や街頭キャンペーンなど、「社会を明るくする運動」を通して、市民の再犯防止や更生保護に関する理解を深めます。
学校等と連携した非行防止・立ち直り支援	青少年への薬物乱用防止等に関する教育指導を行い、非行防止の意識醸成を図ります。また、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを派遣し、学校等と連携して、一人ひとりの状況に応じた修学支援や非行の未然防止に努めます。
関係機関・団体との連携強化	中核地域生活支援センターや保護観察所等、更生保護協力機関・団体間の連携強化および調整を行い、地域一体での包括的な支援を推進します。

第7章 計画の推進

第1節 計画の進行管理

1 計画の周知・広報

地域福祉の推進には、地域に関わる全ての人が連携・協働しながら地域福祉を育成することが大切であり、それには一人でも多くの市民に本計画の基本理念や基本目標とその役割を周知し、地域福祉に対する理解を広げていかなければなりません。

このため、本計画の内容を市広報紙・ホームページ等を活用して紹介するとともに、本計画を福祉事業者、福祉団体、地域等に配布し、積極的な周知を図ります。

2 計画の評価・見直し

計画は、策定された後も、計画に従って施策が確実に遂行されているか、施策は十分な効果を上げているかなどの観点からチェックし、適宜見直していくことが必要です。

計画の進行管理・評価にあたっては、計画（Plan）をたて、それを実行（Do）し、実行の結果を評価（Check）して、計画の見直し（Action）を行う、「PDCAサイクル」を活用します。

PDCAサイクルの活用により、各取組の改善点を明らかにし、今後の取組の充実に生かすことが可能となります。

図表－5.7 PDCAサイクルのイメージ



■府内関係各課による進捗管理および評価

府内においては、高齢者福祉・障がい者福祉・子ども・子育て支援施策・教育施策・防災等の関連計画を所管する関係各課において進捗管理および評価を実施します。

■市社協における地域福祉推進体制の構築

市社協において、地区社協を中心とする地域福祉推進体制の構築を図ります。

第2節 推進体制の確保

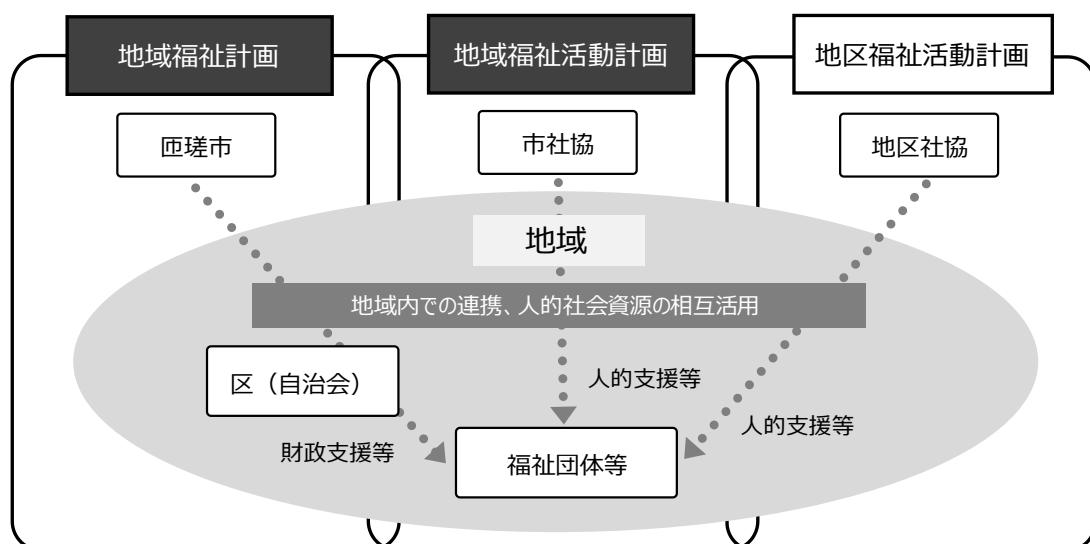
1 行政と市社協との連携の強化

本計画の推進にあたっては、「福祉の両輪」を機能させるために、地域福祉の理念や方向性を定める市の地域福祉計画と、地域福祉の行動計画である市社協の地域福祉活動計画との整合を図ることが求められます。

本計画では、地域における実践的な福祉を担っている市社協と行政との連携を強化し、地区ごとに構成される地区社協を核とした地域福祉の推進体制の構築をめざすとともに、将来的な地域の福祉力の育成・向上を図ります。

また、本計画を本市における地域福祉の指針として、それに基づいた事業や活動が円滑に行われるよう、推進体制づくりや活動条件の整備等、それぞれの役割に応じた連携を図ります。

図表－5.8 行政と市社協の連携イメージ



2 地域における推進体制の構築

本計画においては、将来の本市の地域福祉を見据え、中期的な主体形成に取り組みます。

取組にあたっては、市社協との連携を通じ、市内 11 地区に設置された地区社協を活用し、地域における推進体制の構築を進めます。

また、地区社協の機能、役割を明確にし、将来に向けて、地区社協を中心とした地域の主体性に基づいた「地域の福祉力」の向上をめざします。

資料編

1 匝瑳市地域福祉計画協議会規則

平成 25 年 8 月 27 日

匝瑳市規則第 34 号

(設置)

第 1 条 市は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づき地域福祉計画（以下「計画」という。）に市民その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるため、匝瑳市地域福祉計画協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、計画の策定に関し必要な事項について協議する。

(組織等)

第 3 条 協議会は、会長、副会長及び委員 20 人以内をもって組織する。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）学識経験者

（2）保健及び福祉に関する団体関係者

（3）福祉事業所関係者

（4）市民

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、計画の策定したときまでとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数の賛成により決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、その会議に関係者の出席を求めて意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

2 協議会委員名簿

区分	氏名	所属・役職	備考
学識経験者	福島 俊之	旭匝瑳医師会・会長	会長
	矢澤 敏和	匝瑳市校長会・会長	副会長
保健及び福祉に 関係のある団体 関係者	磯部 範夫	八日市場地区社会福祉協議会・会長	
	増田 利夫	匝瑳市民生委員児童委員協議会・会長	
	大野 裕子	匝瑳市保健推進員会・会長	
	島田 正仁	匝瑳市障害者自立支援協議会・委員長	
	加瀬 功一	匝瑳市ボランティア連絡協議会・会長	
	英 一馬	中核地域生活支援センター 海匝ネットワーク・所長	
	堀田 晴彦	匝瑳地区保護司会・常任理事	
福祉事業所 関係者	伊藤 真帆	栄保育園・園長	
	小川 美由紀	匝瑳市基幹相談支援センター・管理者	
	常陸谷 政彦	特別養護老人ホーム花園・事務長	
市 民	太田 雅之	匝瑳市商工会・会長	
	越川 理	匝瑳市区長会・副会長	
	橋口 義範	匝瑳市シニアクラブ連合会長・会長	
	秋葉 陽介	匝瑳市P.T.A連絡協議会・副会長	

3 匝瑳市地域福祉計画検討委員会規則

平成 25 年 8 月 27 日

匝瑳市規則第 33 号

(設置)

第 1 条 市は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づく地域福祉計画（以下「計画」という。）の原案の作成その他計画の策定に関し必要な事項を検討するため、匝瑳市地域福祉計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の原案作成に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に係る必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、福祉課長をもって充てる。

3 委員は、企画課長、総務課長、財政課長、環境生活課長、健康管理課長、産業振興課長、高齢者支援課長、学校教育課長及び生涯学習課長をもって充てる。

(委員長等)

第 4 条 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数の賛成により決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、その会議に関係者の出席を求めて意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第 7 条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

4 議事経過

日 程	会議等	概 要
令和 6 年 6 月 14 日～ 令和 6 年 7 月 5 日	アンケート調査の実施	・18 歳以上の市民 1,000 人 ・回収結果 281 人 (28.1%)
令和 6 年 9 月 6 日～ 令和 6 年 9 月 25 日	ヒアリング調査（書面）の実施	・関係機関 14 団体 ・地区社会福祉協議会 11 地区 ・回収結果 11 団体、7 地区
令和 6 年 10 月 28 日	第 1 回 匝瑳市地域福祉計画検討委員会	・市民アンケート調査の結果報告 ・地域福祉計画の概要・骨子案
平成 6 年 11 月 6 日	第 1 回 匝瑳市地域福祉計画協議会	・市民アンケート調査の結果報告 ・地域福祉計画の概要・骨子案
令和 6 年 12 月 ● 日	第 2 回 匝瑳市地域福祉計画検討委員会	・地域福祉計画の素案
平成 6 年 12 月 ● 日	第 2 回 匝瑳市地域福祉計画協議会	・地域福祉計画の素案
令和 7 年 1 月 ● 日～ 令和 7 年 2 月 ● 日	パブリックコメントの実施	・市ホームページ及び市内 2 か所の 公共施設への設置
令和 7 年 2 月 ● 日	第 3 回 匝瑳市地域福祉計画検討委員会	・計画案について
令和 7 年 2 月 ● 日	第 3 回 匝瑳市地域福祉計画協議会	・計画案について

5 用語解説

	用語	解説
あ 行	インフォーマル	公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援（フォーマルサービス）以外の支援のことをいう。具体的には、家族、近隣、友人、ボランティア、非営利団体（NPO）などの制度に基づかない援助などが挙げられる。
	NPO	Non-profit organization の略。民間非営利組織のこと。ボランティア団体、福祉公社、協同組合などの営利を目的としない団体をいう。平成 10 年に施行された「特定非営利活動促進法」により設立された法人を特定非営利活動法人（NPO 法人）という。
か 行	学習会	ここでの学習会は、地域が知識・経験の向上または習得のために、自主的に開催する集まりをいう。
	基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び、障害者等に関わる相談支援などを総合的に行うこととする。
	協力雇用主	犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、立ち直りを支える民間の事業主のこと。
	刑法犯	刑法及び特別法（暴力行為等処罰に関する法律、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等）に規定される犯罪のこと。
	権利擁護	広義には、高齢者や障がい者をはじめ、子どもや女性などを含めた社会的弱者の人権・生命・財産などを侵害されがないよう擁護する取り組み全般をいう。社会福祉協議会では、「日常生活自立支援事業」として、福祉サービスを利用する際の手続きの援助や、日常的金銭管理などを行う事業を行っている。
	後期高齢者	65 歳以上高齢者のうち、75 歳以上を後期高齢者という。
	更生保護	犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動のこと。
	更生保護女性会	地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体のこと。
	高齢化率	総人口に占める高齢者（65 歳以上）人口の割合。国連では、この割合が 7.0%を超えると高齢化社会、14.0%を超えると高齢社会、21.0%を超えると超高齢社会と定義している。
	国勢調査	我が国の人口及び世帯の実態を把握し、各種行政施策等の基礎資料を得ることを目的としており、都道府県議会や市区町村議会の議員の定数の決定、地方交付税交付金の配分等に利用されている。もっとも基礎的な統計情報の一つ。

	用語	解説
さ 行	災害ボランティアセンター	被災時に臨時に設置されるボランティアセンター。被災地での活動を通して得られる被災者ニーズの総合的把握、ボランティア関連情報の受発信、行政の仲介・調整、外部ボランティアの受け入れなど、総合的なコーディネートを実施する役割を担う。
	在宅介護支援センター	在宅介護を必要とする高齢者、家族が、専門家を通した介護相談・指導等を受けるとともに、必要なサービスを受けることができるよう調整することを目的とした相談施設。
	再犯者	刑法犯により検挙された者のうち、前に、道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
	サロン	地域交流を目的に設置される場所をいう。運営は主として、地域住民や社会福祉協議会、民生委員等で行われる。また、高齢者に特化するものを「ふれあい生きいきサロン」という。
	自助・互助・共助・公助	社会保障上の理念。「公助」は主に税による行政の負担、「共助」は目的を共にする地域・グループでの負担、「自助」は「自分のことを自分でする」ことをいう。「互助」は相互に支え合っているという意味で「共助」と共通点があるが、費用負担が制度的に裏付けられていない自発的な支え合いを指す。地域福祉における、前提条件の一つ。
	シニアクラブ	老後を心も体も豊かに健康で過ごすために、60歳以上の人人が自主的に集まり、行なわれるクラブ活動をいう。
	市民活動	営利を目的とせず、社会的な課題の解決に向けて、市民が自発的、自主的に行う、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動をいう。
	社会福祉協議会	地域住民、民生委員児童委員、社会福祉施設、活動団体、ボランティア等の協力のもと、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。
	社会福祉法	旧法名は「社会福祉事業法」。社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域福祉の推進を図り、社会福祉の増進に資することを目的とする法律。
	社会を明るくする運動	すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動のこと。
住 民	住民基本台帳	住民基本台帳は、氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を編成したもので、住民の方々に関する事務処理の基礎となるもの。平成11年の住民基本台帳法の改正により、行政機関等に対する本人確認情報の提供や市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理を行うため、地方公共団体共同のシステムとして、各市町村の住民基本台帳のネットワーク化がされている。
	生活困窮者	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者のこと。

	用語	解説
	生活困窮者自立支援法	全国の福祉事務所設置自治体が実施主体となって、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者に対する自立の促進に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。
	生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターが協議体のネットワークを生かしながら、地域の互助を高め、住民主体のサービスが活性化されるよう、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進める事業。なお、生活支援コーディネーターとは、利用者のニーズに合った生活支援等サービスが行われるように、地域資源を把握し、不足するサービスの創出やサービスの担い手の養成、関係者間の情報共有やサービス提供主体間の連携の体制づくりなどのネットワーク構築を進める役割を担う人。また、協議体とは、地域で高齢者を支援する関係者間のネットワークづくりを目的とした、定期的な情報共有や連携強化の場。
	生活福祉資金	低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度。都道府県社会福祉協議会を実施主体として、市区町村社会福祉協議会が窓口となる。
	成年後見制度	認知症、知的障がいや精神障がい等により判断能力が十分でないため、財産管理や福祉サービスを受ける契約を結ぶことに不安や困難がある人に代わって、本人の権利を保護し、生活を支援する制度。
	前期高齢者	65歳以上高齢者のうち、65歳～74歳までを前期高齢者という。
	総合計画	行政の最上位計画として位置づけられる、自治体の施策理念・方針を長期的に示したもの。
た行	多世代交流	三世代交流とも。子どもから高齢者までの世代を問わない交流。
	地域共生社会	少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくよう、制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。
	地域包括ケアシステム	地域住民に対し、保健サービス（健康づくり）、医療サービス及び在宅ケア、リハビリテーション等の介護を含む福祉サービスを、関係者が連携、協力して、地域住民のニーズに応じて一体的、体系的に提供する仕組み。
	地域包括支援センター	地域の高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、人口2～3万人につき1か所を目安として設置される施設。要介護者、要支援者だけでなく、地域の全ての高齢者が要介護状態とならないよう、介護予防のマネジメント（調整・管理）、高齢者とその家族に対する相談・支援、高齢者の権利擁護、ケアマネジャー（介護支援専門員）に対する支援などの事業を行う。

	用語	解説
	地区社会福祉協議会	社会福祉協議会の地区組織として設置される組織。
	つなぎ役（コーディネーター）	コミュニティ・ソーシャルワーカー（CSW）とも。行政や福祉関係機関、地域住民などと連携しながら課題の解決に導く「つなぎ役」となる。
	DV	「家庭内暴力」と訳されるが、「配偶者、恋人など親密な関係にある異性に対する暴力」とされる。「親密な関係」の範疇には配偶者に限らず、元配偶者、交際相手、元交際相手、婚約者など幅広い関係が含まれる。
な行	日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行う。
	ネグレクト	子どもや高齢者、障がい者などの保護や世話、養育、介護などを怠り、放棄すること。身体的・精神的・性的虐待とならぶ虐待のひとつ。
は行	配食サービス事業	65歳以上の高齢者のみの世帯で、食事の調理が困難で低栄養状態を改善する必要がある方に対し、バランスのとれた食事を配達し、併せて安否確認を行う事業。
	パブリックコメント	直訳すると公衆（国民・住民・市民など）の意見のこと。特に「パブリックコメント手続き」における意見公募に対し寄せられた意見を指す。または、意見公募の手続きそのものを指す言葉としても用いられる。
	バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。もとは物理的な障壁の除去という意味合いが強かったが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁の除去という意味でも用いられる。
	保護観察	罪を犯した人又は非行のある少年が、実社会でその健全な一員として更生するように、国の責任において指導監督及び補導援護を行うこと。 保護観察処分少年、少年院仮退院者、仮釈放者、保護観察付執行猶予者及び婦人補導院仮退院者が対象となる。
ま行	保護司（保護司会）	矯正施設から出所・出院した者も含め、犯罪をした人又は非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアで、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員のこと。保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行う。
	ボランティア	自主性、無償性、公益性などに基づく活動のこと。近年は有償ボランティアもある。ボランティア活動を支援するために、社会福祉協議会にボランティアセンターが設置され、活動のコーディネート機能を担っている。
ま行	民生委員・児童委員	民生委員法に基づき、地域住民の福祉の向上を目的に厚生労働大臣の委嘱を受けた民間の奉仕者。社会福祉の精神により地域住民の立場にたった相談・支援や福祉サービスの情報提供のほか、福祉事務所などの行政機関への協力、地域児童の健全育成などの活動を行っている。

	用語	解説
や 行	ユニバーサルデザイ ン	身の回りの品物から住宅、建物、都市空間のデザインまで、全ての人が使いやすいように考慮してつくられた汎用性のある商品、環境、情報の構築実現をめざしたもの。
	要配慮者	災害時に配慮が必要な人。安全な場所への避難や、適切な防災行動をとることが困難な方々を把握し、災害時に地域ぐるみで支援するために登録を促進している。具体的には、高齢者、障がい者、妊娠婦、乳幼児、外国籍市民などが考えられる。
	要保護児童	虐待を受けた子どもに限らず、不登校や非行児童、さらに心身に障がいがある子ども、性格行動において問題のある子どもなど特別な支援を要する子どもも含まれる。

第3次匝瑳市地域福祉計画及び地域福祉活動計画

発 行：匝瑳市／匝瑳市社会福祉協議会

発行年月日：令和7年3月

【匝瑳市福祉課】

〒289-2198 千葉県匝瑳市八日市場八 793 番地 2

TEL : 0479-73-0096 (直通) FAX : 0479-72-1116

ホームページ：<https://www.city.sosa.lg.jp/>

【匝瑳市社会福祉協議会】

〒289-3182 千葉県匝瑳市今泉 6491 番地 1

TEL : 0479-67-5200 (直通) FAX : 0479-67-5201

ホームページ：<https://sousashishakyo.jimdo.com/>
